

資料 2

「清須市地域防災計画」新旧対照表（総則）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	1 総則	1 総則
	第1章 計画の目的	第1章 計画の目的
	第2節 計画の性格及び基本方針	第2節 計画の性格及び基本方針
2	(5) 本計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れ <u>(追記)</u> た防災体制を確立するよう努める。	(5) 本計画を効果的に推進するため、防災に関する政策、方針決定過程をはじめとする様々な場面における女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し</u> た防災体制を確立するよう努める。
	第2章 防災ビジョン	第2章 防災ビジョン
	第1節 防災の基本理念	第1節 防災の基本理念
5	また、女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>(追記)</u> 科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。	また、女性や高齢者、障害者等の参画を拡大し、男女共同参画その他多様な視点を取り入れるとともに、 <u>住み続けられるまちづくりなど、SDGsの理念を意識し</u> 、科学的知見及び災害から得られた教訓を踏まえ絶えず改善を図っていくこととする。

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	2 災害予防計画	2 災害予防計画
	第1章 防災協働社会の形成推進	第1章 防災協働社会の形成推進
	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携	第2節 自主防災組織・ボランティアとの連携
34	<p>1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図り、<u>（追記）</u>、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>2 市における措置</p> <p><u>（追記）</u></p> <p>市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体等防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組む等、<u>地域・組織としての防災力の整備・強化を以下のとおり総合的に進める。</u></p> <p><u>（追加）</u></p> <p><u>（1）自主防災組織連絡会の開催</u></p> <p><u>（2）災害時の活動マニュアルの整備</u></p> <p><u>（3）自主防災組織リーダーの育成等による自主防災組織の結成促進・強化</u></p> <p><u>（4）コミュニティ活動の活性化等市民相互の協力による防災体制の強化</u></p> <p><u>（5）地域における生活者の多様な視点を反映した防災対策の実施</u></p>	<p>1 市及び県（防災安全局、関係局）における措置</p> <p>(2) 防災ボランティア活動の支援</p> <p>イ 防災ボランティア活動の環境整備</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、日本赤十字社及びNPO・ボランティア等（以下「NPO・ボランティア関係団体等」という。）との連携を図るとともに、<u>災害中間支援組織（NPO・ボランティア等の活動支援や活動調整を行う組織）を含めた連携体制の構築を図り</u>、災害時においてボランティアの活動が円滑に行われるよう活動環境の整備を図る。</p> <p>2 市における措置</p> <p><u>（1）防災関係団体ネットワーク化</u></p> <p>市は、自主防災組織がNPO・ボランティア関係団体等、消防団、企業、学校、防災ボランティア団体等防災関係団体同士と顔の見える密接な関係（ネットワーク）を構築することを推進するため、ネットワーク化を図る防災訓練に取り組む等、<u>必要な事業の実施、支援及び指導に努める。</u></p> <p><u>（2）災害ボランティアセンター</u></p> <p>市は、災害発生時における官民連携体制の強化を図るため、<u>地域防災計画等において、災害ボランティアセンターを運営する者（市町村社会福祉協議会等）との役割分担等を定めるよう努める。特に、災害ボランティアセンターの設置予定場所については、地域防災計画に明記する。相互に協定を締結する等により、あらかじめ明確化しておくよう努める。</u></p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p> <p>削除</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	第2章 水害予防対策	第2章 水害予防対策
	第4節 地下空間の浸水対策	第4節 地下空間の浸水対策
45	2 市及び県（建設局）における措置 (1) 浸水防止施設設置の促進 市及び県は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設 の 設置する民間事業者等に提供する。	2 市及び県（建設局）における措置 (1) 浸水防止施設設置の促進 市及び県は、地下空間の浸水防止施設の設置を推進するため、施設等の具体的事例等、必要な情報を地下空間の浸水防止施設 を 設置する民間事業者等に提供する。
	第3章 液状化の予防対策	第3章 液状化の予防対策
	第1節 土地利用の適正誘導	第1節 土地利用の適正誘導
47	1 市及び県（関係局）における措置 液状化による被害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法（ <u>追記</u> ）を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。 同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。	1 市及び県（関係局）における措置 液状化による被害の予防対策としては、基本的には、土地基本法の基本理念を踏まえ、国土利用計画法に基づく国土利用計画、土地利用基本計画、さらに都市計画法、 <u>都市再生特別措置法</u> を始めとする各種個別法令等により、適正かつ安全な土地利用への誘導規制を図る。 同時に、地盤地質を始め自然条件の実態を把握する自然環境に関するアセスメントを実施することによって、地震に伴う地盤に係る災害の予防を検討する。
	第4章 事故・火災等予防対策	第4章 事故・火災等予防対策
	第7節 地下等の保安対策	第7節 地下等の保安対策
54	4 ガス事業者における措置 安全型 器機 ・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に、特定地下街等に対しては次の事項を行う。	4 ガス事業者における措置 安全型 機器 ・遮断装置等の安全設備の普及促進を図る。特に、特定地下街等に対しては次の事項を行う。
	第6章 都市の防災性の向上	第6章 都市の防災性の向上
	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定	第1節 都市計画のマスタープラン等の策定
68	1 市、県（都市・交通局、建築局）における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画区域マスタープラン 及び 清須市都市計画マスタープラン（ <u>追記</u> ）において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備（ <u>追記</u> ）を	1 市、県（都市・交通局、建築局）における措置 (1) 都市計画のマスタープランの策定 都市計画区域マスタープラン、 <u>清須市都市計画マスタープラン及び立地適正化計画</u> において、都市の防災性の向上に関する方針等を示すとともに、マスタープラン等に基づき、道路・公園等の防災上重要な都市施設等の整備 や

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	促進する。	<u>住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化</u> を促進する。
	第2節 防災上重要な都市施設の整備	第2節 防災上重要な都市施設の整備
69	1 市、県（都市・交通局（<u>追記</u>））における措置 (1) (略) (2) (略) <u>(追加)</u>	1 市、県（都市・交通局、<u>建設局</u>）における措置 (1) (略) (2) (略) <u>(3) 所有者不明土地の活用及び管理不全状態の解消等</u> <u>市及び県は、所有者不明土地を活用した防災空地、備蓄倉庫等の整備、災害発生のおそれのある所有者不明土地の管理不全状態の解消等、所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法に基づく措置を活用した防災対策を推進する。</u>
	第3節 建築物の不燃化の促進	第3節 建築物の不燃化の促進
69	1 市、県（<u>都市・交通局、建設局</u>）における措置 (2) 建築物の不燃対策 (略) 特に大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種 <u>の</u> 措置の徹底を図る。 ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>は</u> 、階数が3以上であるものあるいは規模に応じて、 <u>また</u> 、一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。	1 市、県（<u>削除</u>）建設局）における措置 (2) 建築物の不燃対策 (略) 特に大規模建築物や不特定多数の人が使用し、災害時に被害が大きくなるおそれのある建築物は、防火上・避難上の各種 <u>（削除）</u> 措置の徹底を図る。 ア 不特定多数の使用に供する特殊建築物等 <u>（削除）</u> 階数が3以上であるものあるいは規模に応じて <u>（削除）</u> 一定の数量を超える危険物の貯蔵及び処理の用に供する建築物は、耐火建築物又は準耐火建築物とする。
	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備	第7章 応急対策活動等のための施設、資機材、体制等の整備
	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備	第1節 防災施設・設備、災害用資機材及び体制の整備
74	5 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策 <u>（追記）</u> など、大規模停電時も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造	5 情報の収集・連絡体制の整備等 (2) 通信手段の確保 ア 通信施設の防災構造化等 県、市及び防災関係機関は、通信施設の災害に対する安全性の確保、停電対策及び危険分散、通信路の多ルート化、通信ケーブルの地中化の促進、有線・無線化、地上・衛星系によるバックアップ対策、 <u>デジタル化の促進、定期的な訓練等を通じた平常時からの連携体制の構築</u> など、大規模停電時

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
76	<p>化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>（追記）</u>との連携・協力等について具体的に示す。</p>	<p>も含め災害時に通信手段が確保できるよう通信施設を防災構造化するほか、電気通信回線は、災害時の使用を考慮し、十分な回線容量を確保する。</p> <p>1 1 災害廃棄物処理に係る事前対策 (1) 市町村災害廃棄物処理計画の策定 市は、災害廃棄物対策指針（平成30年3月改定：環境省）に基づき、災害廃棄物処理計画を策定し、円滑かつ迅速に災害廃棄物を処理できるよう、災害廃棄物の仮置場の確保や運用方針、一般廃棄物（避難所ごみや仮設トイレのし尿等）の処理を含めた災害時の廃棄物の処理体制、周辺の地方公共団体 <u>や民間事業者等</u>との連携・協力等について具体的に示す。</p>
	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
85	<p>■ 基本方針 (略) ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>（追記）</u> ボランティア <u>（追記）</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。 (略)</p>	<p>■ 基本方針 (略) ○ 市は、避難行動要支援者を適切に避難誘導し、安否確認を行うため、地域住民、自主防災組織、民生委員・児童委員、介護保険事業者、障害福祉サービス事業者、<u>NPO</u>・ボランティア <u>関係</u> 団体等の多様な主体の協力を得ながら、平常時から避難行動要支援者に関する情報を把握の上、関係者との共有に努める。 (略)</p>
	第1節 避難所の指定・整備等	第1節 避難所の指定・整備等
86	<p>1 市における措置 (2) 指定避難所の指定 (略) <u>オ 必要に応じ県と連携を取り、社会福祉施設、公共宿泊施設等の管理者との協議により、配慮を要する高齢者、障害者等が相談等の必要な生活支援が受けられる等、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の選定に努める。なお、医療的ケアを必要とする者に対しては、人口呼吸器や吸引器等に係る医療機器の電源確保等に配慮するよう努める。</u> <u>カ</u> (略) <u>キ</u> (略)</p>	<p>1 市における措置 (2) 指定避難所の指定 (略) <u>(3)に統合)</u> <u>オ</u> (略) <u>カ</u> (略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	<p><u>(追加)</u></p> <p>(3) 避難所が備えるべき設備の整備 (略)</p> <p>(4) 避難所の破損等への備え (略)</p>	<p><u>(3) 福祉避難所の整備</u></p> <p><u>ア 市は、指定避難所内の一般避難スペースでは生活することが困難な障害者、医療的ケアを必要とする者等の要配慮者のため、必要に応じて、福祉避難所として指定避難所を指定するよう努めるものとする。特に、医療的ケアを必要とする者に対しては、人工呼吸器や吸引器等の医療機器の電源確保等について必要な配慮をするよう努める。</u></p> <p><u>イ 市は、福祉避難所として要配慮者を滞在させることが想定される施設にあっては、要配慮者の円滑な利用を確保するための措置が講じられており、また、災害が発生した場合において要配慮者が相談等の支援を受けることができる体制が整備され、主として要配慮者を滞在させるために必要な居室が可能な限り確保されるものを指定するものとする。特に、要配慮者に対して円滑な情報伝達ができるよう、多様な情報伝達手段の確保に努める。</u></p> <p><u>ウ 指定緊急避難場所と指定避難所は相互に兼ねることができるが、指定緊急避難場所と指定避難所が相互に兼ねる場合においては、特定の災害においては当該施設に避難することが不相当である場合があることを日頃から住民等へ周知徹底するよう努める。</u></p> <p><u>エ 市は、福祉避難所について、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないように、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</u></p> <p><u>オ 市は、前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>(4) 避難所が備えるべき設備の整備 (略)</p> <p>(5) 避難所の破損等への備え (略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）	
87	<p>(5) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。<u>(追記)</u></p> <p><u>(6) 避難所での情報提供体制の整備を推進</u> <u>(7) 避難所のマニュアルの研さん</u></p>	<p>(6) 避難所の運営体制の整備 (略)</p> <p>イ 市は、マニュアルの作成、訓練等を通じて、避難所の運営管理のために必要な知識等の普及に努め、市民等が主体的に避難所を運営できるように配慮する。<u>また、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材の確保・育成に努めるものとする。さらに、避難生活支援に関する知見やノウハウを有する地域の人材に対して協力を求めるなど、地域全体で避難者を支えることができるよう留意する。</u></p> <p><u>(削除)</u> <u>(削除)</u></p>	
第3節 要配慮者支援対策		第3節 要配慮者支援対策	
90	<p>1 市、県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 (略)</p> <p>ウ 個別避難計画の作成等 (ア) 個別避難計画の作成</p> <p>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p>1 市、県（福祉局、保健医療局、観光コンベンション局、県民文化局、防災安全局、建設局、教育委員会）及び社会福祉施設等管理者における措置</p> <p>(3) 避難行動要支援者対策 (略)</p> <p>ウ 個別避難計画の作成等 (ア) 個別避難計画の作成</p> <p>市は、避難行動要支援者に関する氏名・生年月日・性別・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難支援等を必要とする理由等のほか、避難支援等実施者の氏名又は名称・住所又は居所・電話番号その他の連絡先・避難施設その他の避難場所及び避難路その他の避難経路に関する事項等必要な事項を記載した個別避難計画を作成するよう努める。<u>なお、作成にあたっては、被災者支援業務の迅速化・効率化のため、デジタル技術を活用するよう積極的に検討する。</u></p> <p>(略)</p>	
91	<p>(略)</p> <p><u>(追記)</u></p> <p>(略)</p>	<p><u>(エ) 名古屋地方気象台による取組の支援</u> <u>名古屋地方気象台は、市に対し要配慮者の早期避難につながる防災気象情報の活用についての助言や普及啓発を通じて、個別避難計画等の作成を支援する。</u></p> <p>(略)</p>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害予防計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
92	<p>(5) 外国人等に対する対策 市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>在日</u>外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 (略) オ 災害時に多言語情報を提供<u>(追加)</u>する愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略) <u>(追記)</u></p> <p><u>(6)</u> 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策 (略)</p>	<p>(5) 外国人等に対する対策 市、県及び防災関係機関は、被災地に生活基盤を持ち、避難生活や生活再建に関する情報を必要とする<u>(削除)</u>外国人と、早期帰国等に向けた交通情報を必要とする外国人旅行者は行動特性や情報ニーズが異なることを踏まえ、災害発生時に迅速かつ的確な行動がとれるよう、次のような防災環境づくりに努める。 (略) オ 災害時に多言語情報の提供<u>等を行う</u>愛知県災害多言語支援センターの体制整備を推進する。 (略) <u>(6) 災害ケースマネジメント</u> 市及び県は、被災地支援の仕組みを担当する部署を明確にし、地域の実情に応じ、災害ケースマネジメント（一人ひとりの被災者の状況を把握した上で、関係者が連携して、被災者に対するきめ細やかな支援を継続的に実施する取組）などの被災者支援の仕組みの整備等に努める。 <u>(7)</u> 浸水想定区域内の要配慮者利用施設に対する対策 (略)</p>
	第10章 広域応援・受援体制の整備	第10章 広域応援・受援体制の整備
	第4節 防災活動拠点の確保等	第4節 防災活動拠点の確保等
97	<p>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置 市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検<u>する (追記)</u>。</p>	<p>1 市及び県（防災安全局、各局）における措置 市及び県は、円滑に国等からの広域的な応援を受けることができるよう、自衛隊・警察・消防を始めとする応援部隊等の展開及び宿営の拠点、資機材・物資の集結・集積に必要となる拠点、緊急輸送ルート等の確保、整備及びこれらの拠点等に係る関係機関との情報の共有に努める。 なお、緊急輸送ルート等の確保にあたっては、多重化や代替性・利便性等を考慮しつつ、災害発生時の緊急輸送活動のために確保すべき道路、港湾、漁港、飛行場等の輸送施設及びトラックターミナル、卸売市場、展示場、体育館等の輸送拠点について把握・点検<u>し、災害時において緊急輸送手段としてヘリコプター等の航空機の活用が有効と考えられる場合には、当該航空機の派遣要請を行う。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策	3 災害応急対策計画 第1編 風水害等災害応急対策
112	<p>■基本方針 (略) ○この章においては、災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、本部としての指揮命令系統の確立を最優先とし、「緊急初動体制」の迅速な立ち上げから「災害対策本部」<u>「地区連絡所」</u>の設置に関する手順、各部門の人員・資機材等の柔軟な運用調整の実施について記載する。 (略)</p>	<p>■基本方針 (略) ○この章においては、災害発生直後の混乱期や夜間・休日等の勤務時間外にあっても、本部としての指揮命令系統の確立を最優先とし、「緊急初動体制」の迅速な立ち上げから「災害対策本部」<u>「削除」</u>の設置に関する手順、各部門の人員・資機材等の柔軟な運用調整の実施について記載する。 (略)</p>
	第1章 活動体制（組織の動員配備）	第1章 活動体制（組織の動員配備）
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営
113	<p>3 市災害対策本部 (2) 市災害対策本部の組織及び運営 災害対策本部の組織及び運営は、<u>本部員会議</u>を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。 (3) 市災害対策本部の設置及び廃止 ウ 市災害対策本部の設置の手順 (ア) 設置場所 本部の設置場所は、原則として市役所内とする。ただし、市役所内に設置することが不可能な場合は、春日公民館に設置する。 被害が甚大なため、市の地域に本部を設置することが不可能又は適切でないと認める場合は、近接市町村又は県に対し協力を要請し、臨時本部の設置、本部機能そのものの代行その他必要な措置を講ずる。 <u>本部員会議</u>事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。 (略) (ウ) 本部の標識等 本部長、副本部長、現地本部長、本部付、本部員、本部連絡員、班長及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。</p>	<p>3 市災害対策本部 (2) 市災害対策本部の組織及び運営 災害対策本部の組織及び運営は、<u>本部会議</u>を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。 (3) 市災害対策本部の設置及び廃止 ウ 市災害対策本部の設置の手順 (ア) 設置場所 本部の設置場所は、原則として市役所内とする。ただし、市役所内に設置することが不可能な場合は、春日公民館に設置する。 被害が甚大なため、市の地域に本部を設置することが不可能又は適切でないと認める場合は、近接市町村又は県に対し協力を要請し、臨時本部の設置、本部機能そのものの代行その他必要な措置を講ずる。 <u>本部会議</u>事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。 (略) (ウ) 本部の標識等 本部長、副本部長、現地本部長、本部付、本部員、本部連絡員、班長及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）				
116	<p>なお、危機管理・総務班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市役所正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板等を掲げ、併せて本部員室、<u>本部員会議</u>事務局、<u>地区連絡所</u>、避難所、救護所等の設置場所を明示する。</p> <p>■非常配備体制の任務</p> <table border="1" data-bbox="241 454 1160 981"> <tr> <td data-bbox="250 582 376 614">市役所</td> <td data-bbox="385 454 1151 726"> ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）<u>（追記）</u>による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 具及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="250 853 376 885">地区連絡所</td> <td data-bbox="385 742 1151 981"> <u>ア 避難所としての地区連絡所の開設</u> <u>（「清須市災害対策本部〇〇〇地区連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにすることが第1任務である。）</u> <u>※要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと</u> イ 市役所及び地区内防災関係機関との連絡 ウ 地区内の市民の避難誘導 エ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力 オ 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動 </td> </tr> </table>	市役所	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系） <u>（追記）</u> による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 具及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備	地区連絡所	<u>ア 避難所としての地区連絡所の開設</u> <u>（「清須市災害対策本部〇〇〇地区連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにすることが第1任務である。）</u> <u>※要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと</u> イ 市役所及び地区内防災関係機関との連絡 ウ 地区内の市民の避難誘導 エ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力 オ 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動	
市役所	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系） <u>（追記）</u> による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 具及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備					
地区連絡所	<u>ア 避難所としての地区連絡所の開設</u> <u>（「清須市災害対策本部〇〇〇地区連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにすることが第1任務である。）</u> <u>※要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと</u> イ 市役所及び地区内防災関係機関との連絡 ウ 地区内の市民の避難誘導 エ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力 オ 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動					
117	<p>4 職員の配置及び服務</p> <p>(2) 職員動員の報告 各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、<u>その累計を</u>各部長を通じて企画部（人事秘書班）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、60分ごととする。</p> <p>(3) 職員の服務 すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、若しくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。 ア <u>主に</u>勤務時間内における遵守事項 (略)</p>	<p>なお、危機管理・総務班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市役所正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板等を掲げ、併せて本部員室、<u>本部員会議</u>事務局、<u>（削除）</u>避難所、救護所等の設置場所を明示する。</p> <p>■非常配備体制の任務</p> <table border="1" data-bbox="1205 454 2123 758"> <tr> <td data-bbox="1214 582 1339 614"><u>災害対策本部</u></td> <td data-bbox="1348 454 2114 726"> ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）<u>等</u>による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 具及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1214 742 1339 774"><u>（削除）</u></td> <td data-bbox="1348 742 2114 774"><u>（削除）</u></td> </tr> </table> <p>4 職員の配置及び服務</p> <p>(2) 職員動員の報告 各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、<u>（削除）</u>各部長を通じて企画部（人事秘書班）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、60分ごととする。</p> <p>(3) 職員の服務 すべての職員は、非常配備体制がとられた場合、若しくは「配備の時期」該当の災害が発生したときには、次の事項を遵守する。 ア <u>（削除）</u>勤務時間内における遵守事項 (略)</p>	<u>災害対策本部</u>	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系） <u>等</u> による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 具及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>
<u>災害対策本部</u>	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系） <u>等</u> による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 具及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備					
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>					

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	イ <u>主に</u> 勤務時間外における遵守事項 (略)	イ <u>(削除)</u> 勤務時間外における遵守事項 (略)
	第2節 非常配備体制	第2節 非常配備体制
119	<p style="text-align: center;">災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">災害対策本部</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;"> <p style="text-align: center;">【本部員会議】</p> <p>本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長 監査委員事務局長</p> </div> <div style="width: 70%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">【総務部】</p> <p>財政班・財産管理班/税務・収納班/ 会計班/監査事務班/消防班</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">【企画部】</p> <p>人事秘書班/ 企画政策・企業誘致班</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">【市民環境部】</p> <p>市民班/各市民サービスセンター班/ 保険年金班/生活環境班/産業班</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【健康福祉部】</p> <p>社会福祉班/児童福祉班/高齢福祉班/ 保健班</p> </div> </div> </div> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>(略)</p> </div>	<p style="text-align: center;">災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p style="text-align: center;">災害対策本部</p> <div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: 25%;"> <p style="text-align: center;">【本部会議】</p> <p>本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理者 建設部長 議会事務局長</p> </div> <div style="width: 70%;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">【総務部】</p> <p>財政・財産管理班/税務・収納班/ 会計班/監査事務班/消防班</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">【企画部】</p> <p>人事秘書班/企画政策・企業誘致班</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="text-align: center;">【市民環境部】</p> <p>市民班/各市民サービスセンター班/ 保険年金班/生活環境班/産業班</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">【健康福祉部】</p> <p>社会福祉班/児童保育班/高齢福祉班/ 健康推進・こども家庭班</p> </div> </div> </div> <p style="text-align: center;">↑</p> <p>(略)</p> </div>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）								
122	<p>所掌事務 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="241 295 515 446"> <p>児童福祉班 (子育て支援課長)</p> </td> <td data-bbox="515 295 1164 446"> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児・児童館児童の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園等の休園及び開園の措置に関する事 5 保育料の減免措置に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 446 515 829"> <p>保健班 (健康推進課長)</p> </td> <td data-bbox="515 446 1164 829"> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 10 医療救護所の開設、運営に関する事 </td> </tr> </table>	<p>児童福祉班 (子育て支援課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児・児童館児童の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園等の休園及び開園の措置に関する事 5 保育料の減免措置に関する事 	<p>保健班 (健康推進課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 10 医療救護所の開設、運営に関する事 	<p>所掌事務 (略)</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1205 295 1478 606"> <p>児童保育班 (児童保育課長)</p> </td> <td data-bbox="1478 295 2128 606"> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児、児童館児童及び幼稚園児の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児及び幼稚園児の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園、児童館及び幼稚園・の休園及び開園の措置に関する事 5 被災した保育園児、児童館児童及び幼稚園児の救護に関する事 6 保育料等の減免措置に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 606 1478 973"> <p>健康推進・こども家庭班 (健康推進課長)</p> </td> <td data-bbox="1478 606 2128 973"> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 10 救護所の開設、運営に関する事 </td> </tr> </table>	<p>児童保育班 (児童保育課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児、児童館児童及び幼稚園児の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児及び幼稚園児の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園、児童館及び幼稚園・の休園及び開園の措置に関する事 5 被災した保育園児、児童館児童及び幼稚園児の救護に関する事 6 保育料等の減免措置に関する事 	<p>健康推進・こども家庭班 (健康推進課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 10 救護所の開設、運営に関する事
	<p>児童福祉班 (子育て支援課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児・児童館児童の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園等の休園及び開園の措置に関する事 5 保育料の減免措置に関する事 								
<p>保健班 (健康推進課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 10 医療救護所の開設、運営に関する事 									
<p>児童保育班 (児童保育課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児、児童館児童及び幼稚園児の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児及び幼稚園児の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園、児童館及び幼稚園・の休園及び開園の措置に関する事 5 被災した保育園児、児童館児童及び幼稚園児の救護に関する事 6 保育料等の減免措置に関する事 									
<p>健康推進・こども家庭班 (健康推進課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 10 救護所の開設、運営に関する事 									
<p>(略)</p>	<p>(略)</p>									

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）																								
123	<p style="text-align: right;">部長：教育部長 部長代理：教育部次長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">部</th> <th style="width: 20%;">班 (班 長)</th> <th style="width: 75%;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">教 育 部</td> <td style="text-align: center;">学 校 教 育 班 (学校教育課長)</td> <td> 1 避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者の誘導及び受入れに関すること 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること 4 被災幼児、児童及び生徒への学用品の支給に関すること 5 応急教育等に関すること 6 授業料等の減免措置に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習・スポーツ班 (生涯学習課長)</td> <td> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 避難所の開設、運営及び管理に関すること 4 避難者の誘導及び受入れに関すること 5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 部内の連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給食センター班 (給食センター所長)</td> <td> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 避難所の開設、運営及び管理に関すること 3 避難者の誘導及び受入れに関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学 校 班 (学 校 長)</td> <td> 1 幼児、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること 2 学校施設(追加)の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 幼児、児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること 4 被災幼児、児童及び生徒への救護に関すること 5 休校等の応急措置に関すること 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 避難者の誘導及び受入れに関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務	教 育 部	学 校 教 育 班 (学校教育課長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者の誘導及び受入れに関すること 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること 4 被災 幼児 、児童及び生徒への学用品の支給に関すること 5 応急教育等に関すること 6 授業料等 の減免措置に関すること	生涯学習・スポーツ班 (生涯学習課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 避難所の開設、運営及び管理に関すること 4 避難者の誘導及び受入れに関すること 5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 部内の連絡調整に関すること	給食センター班 (給食センター所長)	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 避難所の開設、運営及び管理に関すること 3 避難者の誘導及び受入れに関すること	学 校 班 (学 校 長)	1 幼児 、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること 2 学校施設(追加) の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 幼児 、児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること 4 被災 幼児 、児童及び生徒への救護に関すること 5 休校等の応急措置に関すること 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 避難者の誘導及び受入れに関すること	<p style="text-align: right;">部長：教育部長 部長代理：教育部次長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">部</th> <th style="width: 20%;">班 (班 長)</th> <th style="width: 75%;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">教 育 部</td> <td style="text-align: center;">学 校 教 育 班 (学校教育課長)</td> <td> 1 避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者の誘導及び受入れに関すること 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること 4 被災した児童及び生徒への学用品の支給に関すること 5 応急教育等に関すること 6 給食費の減免措置に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習・スポーツ班 (生涯学習課長)</td> <td> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 避難所の開設、運営及び管理に関すること 4 避難者の誘導及び受入れに関すること 5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 部内の連絡調整に関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給食センター班 (給食センター所長)</td> <td> 1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 避難所の開設、運営及び管理に関すること 3 避難者の誘導及び受入れに関すること </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学 校 班 (学 校 長)</td> <td> 1 (削除)児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること 2 学校施設(幼稚園は除く。)の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること 4 被災した児童及び生徒への救護に関すること 5 休校等の応急措置に関すること 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 避難者の誘導及び受入れに関すること </td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班 長)	所 掌 事 務	教 育 部	学 校 教 育 班 (学校教育課長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者の誘導及び受入れに関すること 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること 4 被災した児童 及び生徒への学用品の支給に関すること 5 応急教育等に関すること 6 給食費 の減免措置に関すること	生涯学習・スポーツ班 (生涯学習課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 避難所の開設、運営及び管理に関すること 4 避難者の誘導及び受入れに関すること 5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 部内の連絡調整に関すること	給食センター班 (給食センター所長)	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 避難所の開設、運営及び管理に関すること 3 避難者の誘導及び受入れに関すること	学 校 班 (学 校 長)	1 (削除) 児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること 2 学校施設(幼稚園は除く。) の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること 4 被災した児童 及び生徒への救護に関すること 5 休校等の応急措置に関すること 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 避難者の誘導及び受入れに関すること
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																								
教 育 部	学 校 教 育 班 (学校教育課長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者の誘導及び受入れに関すること 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること 4 被災 幼児 、児童及び生徒への学用品の支給に関すること 5 応急教育等に関すること 6 授業料等 の減免措置に関すること																								
	生涯学習・スポーツ班 (生涯学習課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 避難所の開設、運営及び管理に関すること 4 避難者の誘導及び受入れに関すること 5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 部内の連絡調整に関すること																								
	給食センター班 (給食センター所長)	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 避難所の開設、運営及び管理に関すること 3 避難者の誘導及び受入れに関すること																								
	学 校 班 (学 校 長)	1 幼児 、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること 2 学校施設(追加) の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 幼児 、児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること 4 被災 幼児 、児童及び生徒への救護に関すること 5 休校等の応急措置に関すること 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 避難者の誘導及び受入れに関すること																								
部	班 (班 長)	所 掌 事 務																								
教 育 部	学 校 教 育 班 (学校教育課長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者の誘導及び受入れに関すること 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること 4 被災した児童 及び生徒への学用品の支給に関すること 5 応急教育等に関すること 6 給食費 の減免措置に関すること																								
	生涯学習・スポーツ班 (生涯学習課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 避難所の開設、運営及び管理に関すること 4 避難者の誘導及び受入れに関すること 5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 部内の連絡調整に関すること																								
	給食センター班 (給食センター所長)	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 避難所の開設、運営及び管理に関すること 3 避難者の誘導及び受入れに関すること																								
	学 校 班 (学 校 長)	1 (削除) 児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること 2 学校施設(幼稚園は除く。) の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること 4 被災した児童 及び生徒への救護に関すること 5 休校等の応急措置に関すること 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 避難者の誘導及び受入れに関すること																								
	第3節 地区連絡所	(削除)																								
125	1 方針 (略) 2 地区連絡所の設置 (略)	(削除) (削除)																								
	第4節 職員の派遣要請	第3節 職員の派遣要請																								
126	1 市における措置 (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮し	1 市における措置 (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した																								

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	た職員の選定に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理や <u>マスク着用等</u> を徹底する。	職員の選定に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感染症対策のため、派遣職員の健康管理や <u>（削除）</u> を徹底する。
	第5節 災害救助法の適用	第4節 災害救助法の適用
	第2章 避難行動	第2章 避難行動
	第1節 気象警報等の発表・伝達	第1節 気象警報等の発表・伝達
131	<p>【気象予報警報の伝達系統】 図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号（<u>追記</u>）の規定に基づく法定伝達先。 注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>	<p>【気象予報警報の伝達系統】 図1 気象警報等の伝達系統図</p> <p>※気象庁から西日本電信電話株式会社には、特別警報及び警報についてのみ伝達を行う。 注）二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号及び第3号並びに第9条の規定に基づく法定伝達先。 注）二重線の経路は、気象業務法第15条の2によって、特別警報の通知もしくは周知の措置が義務づけられている伝達経路。</p>
	第3章 災害情報の収集・伝達・広報	第3章 災害情報の収集・伝達・広報
	第1節 被害状況等の収集・伝達	第1節 被害状況等の収集・伝達
152	7 重要な災害情報の収集伝達	7 重要な災害情報の収集伝達

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）																																																																																																																																																																																																																																																																					
	<p>【報告先】 被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項 （尾張県民事務所への連絡先）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>第1非常配備</th> <th>第2非常配備 準備体制</th> <th>第2非常配備 準備強化体制</th> <th>警戒体制</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">配備場所</td> <td colspan="5">尾張県民事務所 防災安全課 （追加）三の丸庁舎4階</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">NTT</td> <td>庁舎代表</td> <td colspan="2">052-961-7211</td> <td colspan="2">災害対策センター （追加）三の丸庁舎地下2階災害対策室</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災</td> <td>内線</td> <td colspan="2">2432、2436、2437</td> <td>庁舎代表</td> <td>052-961-7211</td> </tr> <tr> <td>直通</td> <td colspan="2">052-961-1474</td> <td>内線</td> <td>2901、2428</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防</td> <td>内線</td> <td colspan="2">2434、2438</td> <td>直通</td> <td>052-973-4595</td> </tr> <tr> <td>直通</td> <td colspan="2">052-961-1464</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安</td> <td>内線</td> <td colspan="2">2433、2435</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>直通</td> <td colspan="2">052-961-1519</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="3">安全</td> <td>内線</td> <td colspan="2">2405、2406</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>直通</td> <td colspan="2">052-961-1435</td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td>NTT (FAX)</td> <td colspan="2">052-961-9106</td> <td>直通</td> <td colspan="2">052-973-4595</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">防災行政無線</td> <td>防災</td> <td colspan="2">602-1101、2432、2436、2437</td> <td>総務班</td> <td>602-2901</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td colspan="2">602-2435、2438</td> <td>総務班</td> <td>602-1101</td> </tr> <tr> <td>保安</td> <td colspan="2">602-2433~2434</td> <td>情報班</td> <td>602-1102、2428</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">安全</td> <td colspan="2">602-2405、2406</td> <td></td> <td>602-1105、1106</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td>緊急物資班</td> <td>602-2271、2313</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>支援班</td> <td>602-1107</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線 (FAX)</td> <td colspan="2">無線発信番号-602-1150</td> <td colspan="3">無線発信番号-602-1150</td> </tr> <tr> <td rowspan="6">配備場所 (削除)</td> <td colspan="5">尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階) (削除)</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT</td> <td>庁舎代表</td> <td colspan="2">052-961-7211</td> <td rowspan="6">上記勤務時間内の欄に同じ</td> </tr> <tr> <td>直通</td> <td colspan="2">052-961-1474</td> </tr> <tr> <td>NTT (FAX)</td> <td colspan="2">052-961-9106</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災行政無線</td> <td colspan="2">無線発信番号-602-1101、 (追加) 2436、2437</td> </tr> <tr> <td colspan="2">無線発信番号-602-1150</td> </tr> </tbody> </table> <p>※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。 (追加)</p>	区分	第1非常配備	第2非常配備 準備体制	第2非常配備 準備強化体制	警戒体制	第3非常配備	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 （追加）三の丸庁舎4階					NTT	庁舎代表	052-961-7211		災害対策センター （追加）三の丸庁舎地下2階災害対策室		防災	内線	2432、2436、2437		庁舎代表	052-961-7211	直通	052-961-1474		内線	2901、2428	消防	内線	2434、2438		直通	052-973-4595	直通	052-961-1464				保安	内線	2433、2435				直通	052-961-1519				安全	内線	2405、2406				直通	052-961-1435									NTT (FAX)	052-961-9106		直通	052-973-4595		防災行政無線	防災	602-1101、2432、2436、2437		総務班	602-2901	消防	602-2435、2438		総務班	602-1101	保安	602-2433~2434		情報班	602-1102、2428	安全	602-2405、2406			602-1105、1106			緊急物資班	602-2271、2313				支援班	602-1107	防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602-1150		無線発信番号-602-1150			配備場所 (削除)	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階) (削除)					NTT	庁舎代表	052-961-7211		上記勤務時間内の欄に同じ	直通	052-961-1474		NTT (FAX)	052-961-9106		防災行政無線	無線発信番号-602-1101、 (追加) 2436、2437		無線発信番号-602-1150		<p>【報告先】 被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項 （尾張県民事務所への連絡先）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>平常時</th> <th>第1非常配備</th> <th>第2非常配備 準備体制</th> <th>第2非常配備 準備強化体制</th> <th>警戒体制</th> <th>第3非常配備</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="10">配備場所</td> <td colspan="5">尾張県民事務所 防災安全課 （愛知県）三の丸庁舎4階</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">NTT 電話</td> <td>庁舎代表</td> <td colspan="2">052-961-7211</td> <td>庁舎代表</td> <td colspan="2">052-961-7211</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">防災</td> <td>内線</td> <td colspan="2">2432、2436、2437</td> <td>内線</td> <td colspan="2">2901、2428</td> </tr> <tr> <td>直通</td> <td colspan="2">052-961-1474</td> <td>直通</td> <td colspan="2">052-973-4595</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">消防</td> <td>内線</td> <td colspan="2">2434、2438</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>直通</td> <td colspan="2">052-961-1464</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">保安</td> <td>内線</td> <td colspan="2">2433、2435</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>直通</td> <td colspan="2">052-961-1519</td> <td></td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td>NTT FAX</td> <td colspan="2">052-951-9106</td> <td colspan="3">052-973-4596</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">防災行政無線</td> <td>防災</td> <td colspan="2">602-1101、2432、2436、2437</td> <td>総括班</td> <td colspan="2">602-2901</td> </tr> <tr> <td>消防</td> <td colspan="2">602-2434、2438</td> <td>総務班</td> <td colspan="2">602-2428</td> </tr> <tr> <td>保安</td> <td colspan="2">602-2433、2435</td> <td>情報班</td> <td colspan="2">602-2211、2522、2602</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td>緊急物資班</td> <td colspan="2">602-2271、2313</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>支援班</td> <td colspan="2">602-2296</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線 (FAX)</td> <td colspan="2">無線発信番号-602-1152</td> <td colspan="3">無線発信番号-602-1150</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">NTT</td> <td>庁舎代表</td> <td colspan="2">052-961-7211</td> <td colspan="3" rowspan="6">上記勤務時間内の欄に同じ</td> </tr> <tr> <td>直通</td> <td colspan="2">052-961-1474</td> </tr> <tr> <td>NTT (FAX)</td> <td colspan="2">052-951-9106 (別室設置のFAXのため送信時は要連絡)</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線</td> <td colspan="2">無線発信番号-602-1101、 2432、2436、2437</td> </tr> <tr> <td>防災行政無線 (FAX)</td> <td colspan="2">無線発信番号-602-1152</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>E-mail</td> <td colspan="2">owari@pref.aichi.lg.jp (追加)</td> </tr> <tr> <td></td> <td>ファイル交換</td> <td colspan="2">次のシステムが利用可能「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能 愛知県高度情報ネットワーク上の「防災用グループウェア」</td> </tr> </tbody> </table> <p>※尾張方面本部は、第2非常配備(準備強化体制)でも尾張県民事務所防災安全課内に開設される場合がある。 ※尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。 ※県災害対策本部は、県防災安全局の災害対策課内又は庁内内に開設される場合がある。</p>	区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備 準備体制	第2非常配備 準備強化体制	警戒体制	第3非常配備	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 （愛知県）三の丸庁舎4階					NTT 電話	庁舎代表	052-961-7211		庁舎代表	052-961-7211		防災	内線	2432、2436、2437		内線	2901、2428		直通	052-961-1474		直通	052-973-4595		消防	内線	2434、2438					直通	052-961-1464					保安	内線	2433、2435					直通	052-961-1519					NTT FAX	052-951-9106		052-973-4596			防災行政無線	防災	602-1101、2432、2436、2437		総括班	602-2901		消防	602-2434、2438		総務班	602-2428		保安	602-2433、2435		情報班	602-2211、2522、2602					緊急物資班	602-2271、2313						支援班	602-2296		防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602-1152		無線発信番号-602-1150			NTT	庁舎代表	052-961-7211		上記勤務時間内の欄に同じ			直通	052-961-1474		NTT (FAX)	052-951-9106 (別室設置のFAXのため送信時は要連絡)		防災行政無線	無線発信番号-602-1101、 2432、2436、2437		防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602-1152		その他	E-mail	owari@pref.aichi.lg.jp (追加)			ファイル交換	次のシステムが利用可能「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能 愛知県高度情報ネットワーク上の「防災用グループウェア」	
区分	第1非常配備	第2非常配備 準備体制	第2非常配備 準備強化体制	警戒体制	第3非常配備																																																																																																																																																																																																																																																																		
配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 （追加）三の丸庁舎4階																																																																																																																																																																																																																																																																						
	NTT	庁舎代表	052-961-7211		災害対策センター （追加）三の丸庁舎地下2階災害対策室																																																																																																																																																																																																																																																																		
		防災	内線	2432、2436、2437		庁舎代表	052-961-7211																																																																																																																																																																																																																																																																
			直通	052-961-1474		内線	2901、2428																																																																																																																																																																																																																																																																
		消防	内線	2434、2438		直通	052-973-4595																																																																																																																																																																																																																																																																
			直通	052-961-1464																																																																																																																																																																																																																																																																			
	保安	内線	2433、2435																																																																																																																																																																																																																																																																				
		直通	052-961-1519																																																																																																																																																																																																																																																																				
	安全	内線	2405、2406																																																																																																																																																																																																																																																																				
		直通	052-961-1435																																																																																																																																																																																																																																																																				
NTT (FAX)	052-961-9106		直通	052-973-4595																																																																																																																																																																																																																																																																			
防災行政無線	防災	602-1101、2432、2436、2437		総務班	602-2901																																																																																																																																																																																																																																																																		
	消防	602-2435、2438		総務班	602-1101																																																																																																																																																																																																																																																																		
	保安	602-2433~2434		情報班	602-1102、2428																																																																																																																																																																																																																																																																		
	安全	602-2405、2406			602-1105、1106																																																																																																																																																																																																																																																																		
				緊急物資班	602-2271、2313																																																																																																																																																																																																																																																																		
			支援班	602-1107																																																																																																																																																																																																																																																																			
防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602-1150		無線発信番号-602-1150																																																																																																																																																																																																																																																																				
配備場所 (削除)	尾張県民事務所 防災安全課 (三の丸庁舎4階) (削除)																																																																																																																																																																																																																																																																						
	NTT	庁舎代表	052-961-7211		上記勤務時間内の欄に同じ																																																																																																																																																																																																																																																																		
		直通	052-961-1474																																																																																																																																																																																																																																																																				
	NTT (FAX)	052-961-9106																																																																																																																																																																																																																																																																					
	防災行政無線	無線発信番号-602-1101、 (追加) 2436、2437																																																																																																																																																																																																																																																																					
		無線発信番号-602-1150																																																																																																																																																																																																																																																																					
区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備 準備体制	第2非常配備 準備強化体制		警戒体制	第3非常配備																																																																																																																																																																																																																																																																
配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 （愛知県）三の丸庁舎4階																																																																																																																																																																																																																																																																						
	NTT 電話	庁舎代表	052-961-7211		庁舎代表	052-961-7211																																																																																																																																																																																																																																																																	
		防災	内線	2432、2436、2437		内線	2901、2428																																																																																																																																																																																																																																																																
			直通	052-961-1474		直通	052-973-4595																																																																																																																																																																																																																																																																
		消防	内線	2434、2438																																																																																																																																																																																																																																																																			
			直通	052-961-1464																																																																																																																																																																																																																																																																			
	保安	内線	2433、2435																																																																																																																																																																																																																																																																				
		直通	052-961-1519																																																																																																																																																																																																																																																																				
	NTT FAX	052-951-9106		052-973-4596																																																																																																																																																																																																																																																																			
	防災行政無線	防災	602-1101、2432、2436、2437		総括班	602-2901																																																																																																																																																																																																																																																																	
消防		602-2434、2438		総務班	602-2428																																																																																																																																																																																																																																																																		
保安		602-2433、2435		情報班	602-2211、2522、2602																																																																																																																																																																																																																																																																		
				緊急物資班	602-2271、2313																																																																																																																																																																																																																																																																		
				支援班	602-2296																																																																																																																																																																																																																																																																		
防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602-1152		無線発信番号-602-1150																																																																																																																																																																																																																																																																				
NTT	庁舎代表	052-961-7211		上記勤務時間内の欄に同じ																																																																																																																																																																																																																																																																			
	直通	052-961-1474																																																																																																																																																																																																																																																																					
NTT (FAX)	052-951-9106 (別室設置のFAXのため送信時は要連絡)																																																																																																																																																																																																																																																																						
防災行政無線	無線発信番号-602-1101、 2432、2436、2437																																																																																																																																																																																																																																																																						
防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602-1152																																																																																																																																																																																																																																																																						
その他	E-mail	owari@pref.aichi.lg.jp (追加)																																																																																																																																																																																																																																																																					
	ファイル交換	次のシステムが利用可能「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能 愛知県高度情報ネットワーク上の「防災用グループウェア」																																																																																																																																																																																																																																																																					

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）														
	第3節 広報	第3節 広報														
160	<p>1 災害広報体制の確立</p> <p>(1) 災害広報体制 本部長の指示の如何に関わらず、以下のとおり、災害時広報体制を確立する。</p> <table border="1" data-bbox="241 411 1160 571"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動用資料の作成</td> <td>(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各<u>地区連絡所</u>への配布</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>(2) 地区連絡所の役割</u> 避難所その他に設置される地区連絡所は、企画部から提供を受けた<u>広報活動用資料を活用し避難所在住の市民及び担当地区の市民に対し、以下のとおり広報活動を行う。</u></p> <table border="1" data-bbox="241 782 1160 1002"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動用資料を使った広報活動</td> <td>(1) 各地区連絡所が担当地域内において<u>広報活動</u> (2) 各地区連絡所担当者が避難所内において<u>広報活動（館内放送、口頭伝達等による）</u></td> </tr> <tr> <td>災害生活情報誌の配布</td> <td>(1) 各地区連絡所が担当地区内に<u>掲示・配布する</u> (2) 各地区連絡所が避難所内で<u>掲示・配布する</u> (3) 災対情報班が市内で<u>掲示・配布する</u></td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 主に広報すべき情報項目 市は、各防災関係機関と密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げる事項を中心に広報活動を行う。</p>	役割項目	手順その他必要事項	広報活動用資料の作成	(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各 <u>地区連絡所</u> への配布	役割項目	手順その他必要事項	広報活動用資料を使った広報活動	(1) 各地区連絡所が担当地域内において <u>広報活動</u> (2) 各地区連絡所担当者が避難所内において <u>広報活動（館内放送、口頭伝達等による）</u>	災害生活情報誌の配布	(1) 各地区連絡所が担当地区内に <u>掲示・配布する</u> (2) 各地区連絡所が避難所内で <u>掲示・配布する</u> (3) 災対情報班が市内で <u>掲示・配布する</u>	<p>1 災害広報体制の確立</p> <p>(1) 災害広報体制 本部長の指示の如何に関わらず、以下のとおり、災害時広報体制を確立する。</p> <table border="1" data-bbox="1205 411 2123 571"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動用資料の作成</td> <td>(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各<u>避難所</u>への配布</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 主に広報すべき情報項目 市は、各防災関係機関と密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げる事項を中心に広報活動を行う。</p>	役割項目	手順その他必要事項	広報活動用資料の作成	(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各 <u>避難所</u> への配布
役割項目	手順その他必要事項															
広報活動用資料の作成	(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各 <u>地区連絡所</u> への配布															
役割項目	手順その他必要事項															
広報活動用資料を使った広報活動	(1) 各地区連絡所が担当地域内において <u>広報活動</u> (2) 各地区連絡所担当者が避難所内において <u>広報活動（館内放送、口頭伝達等による）</u>															
災害生活情報誌の配布	(1) 各地区連絡所が担当地区内に <u>掲示・配布する</u> (2) 各地区連絡所が避難所内で <u>掲示・配布する</u> (3) 災対情報班が市内で <u>掲示・配布する</u>															
役割項目	手順その他必要事項															
広報活動用資料の作成	(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各 <u>避難所</u> への配布															

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）								
166	<table border="1" data-bbox="235 207 1171 651"> <thead> <tr> <th data-bbox="235 207 465 247">災害の発生段階</th> <th data-bbox="465 207 1171 247">情報項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="235 247 465 651">災害発生直後の広報</td> <td data-bbox="465 247 1171 651"> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、避難情報） ● 医療・救護所の開設状況 ● 道路情報 ● 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ ● 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ ● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="257 662 593 694">(4) 防災関係機関との連携</p> <p data-bbox="257 702 302 734">(略)</p> <p data-bbox="235 742 548 774">3 広報活動の実施要領</p> <p data-bbox="257 782 593 813">(4) 市職員の口頭での伝達</p> <p data-bbox="291 821 1153 997">各地区連絡所の要員が各管内地区において行う。広報車の活動が不可能な地域又は特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、市災害対策本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。</p> <p data-bbox="291 1005 1153 1117"><u>また、東海豪雨の教訓として、市災害対策本部が司令塔として機能を果たし、全体の緊急対策を市災害対策本部の決定として伝達を行う。</u></p> <p data-bbox="291 1125 1153 1189">さらに、必要な場合は、消防団による広報伝達及び自主防災組織への連絡、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。</p> <p data-bbox="257 1197 593 1228">(5) 市施設における掲示等</p> <p data-bbox="291 1236 1153 1300">災害生活情報誌は、災害発生後2日目を第1号として1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。</p> <p data-bbox="291 1308 1153 1420">なお、発行された災害生活情報誌は、市役所においては企画部職員が、各地区連絡所及びその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。</p>	災害の発生段階	情報項目	災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、避難情報） ● 医療・救護所の開設状況 ● 道路情報 ● 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ ● 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ ● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等 	<table border="1" data-bbox="1193 207 2116 651"> <thead> <tr> <th data-bbox="1193 207 1424 247">災害の発生段階</th> <th data-bbox="1424 207 2116 247">情報項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1193 247 1424 651">災害発生直後の広報</td> <td data-bbox="1424 247 2116 651"> <ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター（削除）の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、避難情報） ● （削除）救護所の開設状況 ● 道路情報 ● 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ ● 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ ● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等 </td> </tr> </tbody> </table> <p data-bbox="1216 662 1552 694">(3) 防災関係機関との連携</p> <p data-bbox="1216 702 1261 734">(略)</p> <p data-bbox="1193 742 1507 774">3 広報活動の実施要領</p> <p data-bbox="1216 782 1552 813">(4) 市職員の口頭での伝達</p> <p data-bbox="1249 821 2134 965">各避難所の要員が各管内地区において行う。広報車の活動が不可能な地域又は特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、市災害対策本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。</p> <p data-bbox="1283 973 1373 1005"><u>（削除）</u></p> <p data-bbox="1249 1013 2134 1077">さらに、必要な場合は、消防団による広報伝達及び自主防災組織への連絡、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。</p> <p data-bbox="1216 1197 1552 1228">(5) 市施設における掲示等</p> <p data-bbox="1249 1236 2134 1300">災害生活情報誌は、災害発生後2日目を第1号として1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。</p> <p data-bbox="1249 1308 2134 1420">なお、発行された災害生活情報誌は、市役所においては企画部職員が、各避難所及びその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。</p>	災害の発生段階	情報項目	災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター（削除）の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、避難情報） ● （削除）救護所の開設状況 ● 道路情報 ● 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ ● 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ ● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等
災害の発生段階	情報項目									
災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、避難情報） ● 医療・救護所の開設状況 ● 道路情報 ● 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ ● 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ ● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等 									
災害の発生段階	情報項目									
災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター（削除）の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、避難情報） ● （削除）救護所の開設状況 ● 道路情報 ● 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ ● 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ ● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等 									

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請
	第4節 ボランティアの受入れ	第4節 ボランティアの受入れ
176	<p>3 ボランティアの受入れ</p> <p><u>(4) 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</u></p> <p><u>ア 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</u></p> <p><u>日本赤十字愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社会法人ボーイスカウト愛知連盟、一般社会法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YMCA、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</u></p> <p><u>イ その他のボランティア団体等（赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校、各種団体、県外からのボランティア）</u></p> <p>(5) ボランティアの受入れの流れ (略)</p> <p>4 ボランティア団体等との連携</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、<u>情報を共有する場を設置するなどし</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>把握し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</p>	<p>3 ボランティアの受入れ</p> <p><u>(4) (削除)</u></p> <p>(4) ボランティアの受入れの流れ (略)</p> <p>4 NPO・ボランティア関係団体等との連携</p> <p>市及び県は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし</u>、被災者のニーズや支援活動の全体像を<u>関係者と積極的に共有し</u>、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。<u>また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮する。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	<p><u>（追記）</u></p> <p>5 整備保存すべき帳簿 （略）</p>	<p>5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等 <u>（1） 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</u> <u>日本赤十字愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社会法人ボーイスカウト愛知連盟、一般社会法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</u> <u>（2） その他のボランティア団体等（清須市ボランティア連絡協議会、愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校、各種団体、県外からのボランティア）</u></p> <p>6 整備保存すべき帳簿 （略）</p>
	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	<p>第6章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>
	<p>第1節 医療救護</p>	<p>第1節 医療救護</p>
<p>183</p>	<p>1 市における措置 （1） 市は、<u>医療</u>救護所を設置し、<u>必要に応じて</u>西名古屋医師会、西春日井歯科医師会、西春日井薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。 2 地元医師会、災害拠点病院 <u>（追記）</u> における措置 3 実施体制 （略）</p>	<p>1 市における措置 （1） 市は、<u>（削除）</u> 救護所を設置し、<u>（削除）</u> 西名古屋医師会、西春日井歯科医師会、西春日井薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。 2 地元医師会、災害拠点病院、<u>災害拠点精神科病院</u> における措置 3 実施体制 （略）</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）																								
	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="241 212 430 239">項目</th> <th data-bbox="430 212 1164 239">手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="241 239 430 395">医療救護対策班の編成</td> <td data-bbox="430 239 1164 395"> ①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③医療救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 ⑤市民対応 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 395 430 491">県医師会（西名古屋医師会）への連絡</td> <td data-bbox="430 395 1164 491"> ①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 491 430 587">西春日井歯科医師会への連絡</td> <td data-bbox="430 491 1164 587"> ①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 587 430 683">西春日井薬剤師会への連絡</td> <td data-bbox="430 587 1164 683"> ①災害時医療救護体制確立の要請 ②救護所への薬剤師派遣の要請 ③医薬品・医療用資器材の供給協力の要請 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="241 683 430 798">医療救護所の設置</td> <td data-bbox="430 683 1164 798"> ①設置場所の確保 ②設置が必要と認める避難所の選定 ③救護所設営要員の派遣 ④精神科救護所の設置 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	手順その他必要事項	医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③医療救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 ⑤市民対応	県医師会（西名古屋医師会）への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供	西春日井歯科医師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供	西春日井薬剤師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②救護所への薬剤師派遣の要請 ③医薬品・医療用資器材の供給協力の要請	医療救護所の設置	①設置場所の確保 ②設置が必要と認める避難所の選定 ③救護所設営要員の派遣 ④精神科救護所の設置	<table border="1"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 212 1393 239">項目</th> <th data-bbox="1393 212 2123 239">手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 239 1393 395">医療救護対策班の編成</td> <td data-bbox="1393 239 2123 395"> ①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③（削除）救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 ⑤市民対応 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 395 1393 491">県医師会（西名古屋医師会）への連絡</td> <td data-bbox="1393 395 2123 491"> ①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 491 1393 587">西春日井歯科医師会への連絡</td> <td data-bbox="1393 491 2123 587"> ①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 587 1393 683">西春日井薬剤師会への連絡</td> <td data-bbox="1393 587 2123 683"> ①災害時医療救護体制確立の要請 ②救護所への薬剤師派遣の要請 ③医薬品・医療用資器材の供給協力の要請 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1205 683 1393 798">（削除）救護所の設置</td> <td data-bbox="1393 683 2123 798"> ①設置場所の確保 ②設置が必要と認める避難所の選定 ③救護所設営要員の派遣 （削除） </td> </tr> </tbody> </table>	項目	手順その他必要事項	医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ （削除） 救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 ⑤市民対応	県医師会（西名古屋医師会）への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供	西春日井歯科医師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供	西春日井薬剤師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②救護所への薬剤師派遣の要請 ③医薬品・医療用資器材の供給協力の要請	（削除） 救護所の設置	①設置場所の確保 ②設置が必要と認める避難所の選定 ③救護所設営要員の派遣 （削除）
項目	手順その他必要事項																									
医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③医療救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 ⑤市民対応																									
県医師会（西名古屋医師会）への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供																									
西春日井歯科医師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供																									
西春日井薬剤師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②救護所への薬剤師派遣の要請 ③医薬品・医療用資器材の供給協力の要請																									
医療救護所の設置	①設置場所の確保 ②設置が必要と認める避難所の選定 ③救護所設営要員の派遣 ④精神科救護所の設置																									
項目	手順その他必要事項																									
医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ （削除） 救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 ⑤市民対応																									
県医師会（西名古屋医師会）への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供																									
西春日井歯科医師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供																									
西春日井薬剤師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②救護所への薬剤師派遣の要請 ③医薬品・医療用資器材の供給協力の要請																									
（削除） 救護所の設置	①設置場所の確保 ②設置が必要と認める避難所の選定 ③救護所設営要員の派遣 （削除）																									
186	<p>(略)</p> <p>4 医療・助産の救護活動の実施</p> <p><u>(3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u></p> <p><u>ア DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。</u></p> <p><u>イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。</u></p> <p>(4) 活動の実施期間 (略)</p> <p>(5) 経費の負担について (略)</p> <p>5 医療救護所の設置の目安</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>医療救護活動を行うにあたり<u>必要と認める場合は</u>、次のとおり西名古屋医師会、西春日井広域事務組合消防本部、西枇杷島警察署等の協力を得て、<u>医療救護所</u>を設置する。<u>医療救護所</u>は以下のうちから、<u>被</u></p>	<p>(略)</p> <p>4 医療・助産の救護活動の実施</p> <p><u>(3) （削除）</u></p> <p>(3) 活動の実施期間 (略)</p> <p>(4) 経費の負担について (略)</p> <p>5 （削除）救護所の設置 （削除）</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>医療救護活動を行うにあたり<u>（削除）</u>、次のとおり西名古屋医師会、西春日井広域事務組合消防本部、西枇杷島警察署等の協力を得て、<u>（削除）</u>救護所を設置する。<u>（削除）</u>救護所は以下のうちから、<u>救護所活動</u></p>																								

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
187	<p><u>災者にとって、最も安全かつ交通便利と思われる</u>場所を選定する。</p> <p>ア 避難所 イ 保健福祉関連施設 ウ <u>その他の</u>被災者の多い地点等</p> <p>(2) <u>医療救護所</u>の開設及び運営 <u>医療救護所</u>の開設及び運営実務は、救護保健活動チームが行う。 なお、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等の協力を得て、各救護所に必要な医師、看護師、薬剤師が常駐するよう努める。</p> <p><u>(3) 精神科救護所の設置</u> <u>精神科救急医療サービスについては、精神科医療機関等の協力により、各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。</u> <u>また、必要と認める医療救護所に精神科救護所を併設する。</u></p> <p>8 医療救護活動における設備・備品等の整備</p> <p>(1) 水 水は、災害時における救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つであるため、給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。 特に、<u>市内の災害連携病院</u>については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが水の確保状況を照会し、ライフライン対策チームを通じて水の供給を行うよう万全を期す。</p> <p>(2) 電気 電気の供給が停止した場合、<u>医療救護所</u>及び市内の災害連携病院への通電再開が優先的に行われるように中部電力に要請しておく。 特に、市内の災害連携病院については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、中部電力に対し、移動電源車の出動を要請する。 また、各施設から要請があった場合は、自家発電機用の燃料の供給についてライフライン対策チームを通じて行う。</p> <p>(3) 電話その他の通信手段 <u>医療救護所</u>及び市内の災害連携病院等の電話その他の通信手段の確</p>	<p><u>に必要な医療資源が効率かつ迅速に活用でき、負傷者を安全に搬送できる</u>場所を選定する。</p> <p>ア <u>医療施設</u> イ 避難所 ウ 保健福祉関連施設 <u>エ</u> その他の被災者の多い地点等</p> <p>(2) <u>(削除) 救護所</u>の開設及び運営 <u>(削除) 救護所</u>の開設及び運営実務は、救護保健活動チームが行う。 なお、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等の協力を得て、各救護所に必要な医師、看護師、薬剤師が常駐するよう努める。</p> <p><u>(3) (削除)</u></p> <p>8 医療救護活動における設備・備品等の整備</p> <p>(1) 水 水は、災害時における救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つであるため、給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。 特に、<u>救護所及び市内の災害連携病院</u>については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが水の確保状況を照会し、ライフライン対策チームを通じて水の供給を行うよう万全を期す。</p> <p>(2) 電気 電気の供給が停止した場合、<u>(削除) 救護所</u>及び市内の災害連携病院への通電再開が優先的に行われるように中部電力に要請しておく。 特に、市内の災害連携病院については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、中部電力に対し、移動電源車の出動を要請する。 また、各施設から要請があった場合は、自家発電機用の燃料の供給についてライフライン対策チームを通じて行う。</p> <p>(3) 電話その他の通信手段 <u>(削除) 救護所</u>及び市内の災害連携病院等の電話その他の通信手段の</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）																								
189	<p>保を図る。</p> <p>特に、市内の災害連携病院において電話の使用が困難になった場合は、西日本電信電話株式会社に対し、携帯電話の災害復旧用無線電話の貸与等、通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。</p> <p>また、必要に応じて、救護・保健活動チームは防災行政無線（移動系）を携帯した連絡員を派遣する。</p>	<p>確保を図る。</p> <p>特に、市内の災害連携病院において電話の使用が困難になった場合は、西日本電信電話株式会社に対し、携帯電話の災害復旧用無線電話の貸与等、通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。</p> <p>また、必要に応じて、救護・保健活動チームは防災行政無線（移動系）を携帯した連絡員を派遣する。</p>																								
190	<p>10 こころのケア対策</p> <p>(2) 実施体制の確立</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="241 627 1164 845"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間の目安</th> <th>措置の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生初期の緊急措置</td> <td>災害発生後1週目まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 精神科救護所の設置及び精神科救急医療の実施 ● トータルケアセンターの開設 ● 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供 </td> </tr> <tr> <td>長期的こころのケア対策への準備措置</td> <td>災害発生後8日目以降</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 巡回医療救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 ● 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施 ● 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	期間の目安	措置の目安	災害発生初期の緊急措置	災害発生後1週目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神科救護所の設置及び精神科救急医療の実施 ● トータルケアセンターの開設 ● 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供 	長期的こころのケア対策への準備措置	災害発生後8日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 巡回医療救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 ● 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施 ● 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置 	<p>10 こころのケア対策</p> <p>(2) 実施体制の確立</p> <p>(略)</p> <table border="1" data-bbox="1205 627 2128 845"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>期間の目安</th> <th>措置の目安</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>災害発生初期の緊急措置</td> <td>災害発生後1週目まで</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 救護所の設置及び精神科救急医療の実施 ● トータルケアセンターの開設 ● 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供 </td> </tr> <tr> <td>長期的こころのケア対策への準備措置</td> <td>災害発生後8日目以降</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ● 巡回医療救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 ● 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施 ● 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置 </td> </tr> </tbody> </table>	区分	期間の目安	措置の目安	災害発生初期の緊急措置	災害発生後1週目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 救護所の設置及び精神科救急医療の実施 ● トータルケアセンターの開設 ● 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供 	長期的こころのケア対策への準備措置	災害発生後8日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 巡回医療救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 ● 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施 ● 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置 						
区分	期間の目安	措置の目安																								
災害発生初期の緊急措置	災害発生後1週目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神科救護所の設置及び精神科救急医療の実施 ● トータルケアセンターの開設 ● 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供 																								
長期的こころのケア対策への準備措置	災害発生後8日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 巡回医療救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 ● 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施 ● 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置 																								
区分	期間の目安	措置の目安																								
災害発生初期の緊急措置	災害発生後1週目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 救護所の設置及び精神科救急医療の実施 ● トータルケアセンターの開設 ● 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供 																								
長期的こころのケア対策への準備措置	災害発生後8日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 巡回医療救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 ● 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施 ● 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置 																								
	<p>ア 初期こころのケア対策実施体制の確立</p> <table border="1" data-bbox="241 946 1164 1425"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護対策班の編成</td> <td> ①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③医療救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④市民対応 </td> </tr> <tr> <td>西名古屋医師会への連絡</td> <td> ①災害時こころのケア実施体制確立の要請 ②市の地域内被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供 </td> </tr> <tr> <td>西春日井薬剤師会への連絡</td> <td> ①医療救護体制確立の要請 ②医薬品等の供給協力の要請 </td> </tr> <tr> <td>精神科救護所の設置</td> <td> ①必要と認める医療救護所等への設置 ②スタッフの確保・派遣 </td> </tr> <tr> <td>トータルケアセンターの設置</td> <td> ①トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・市役所内 ②要員派遣 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	手順その他必要事項	医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ 医療救護所 への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④市民対応	西名古屋医師会への連絡	①災害時こころのケア実施体制確立の要請 ②市の地域内被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供	西春日井薬剤師会への連絡	①医療救護体制確立の要請 ②医薬品等の供給協力の要請	精神科救護所の設置	① 必要と認める医療救護所等への設置 ② スタッフの確保・派遣	トータルケアセンターの設置	①トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・市役所内 ②要員派遣	<p>ア 初期こころのケア対策実施体制の確立</p> <table border="1" data-bbox="1205 946 2128 1425"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>医療救護対策班の編成</td> <td> ①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④市民対応 </td> </tr> <tr> <td>西名古屋医師会への連絡</td> <td> ①災害時こころのケア実施体制確立の要請 ②市の地域内被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供 </td> </tr> <tr> <td>西春日井薬剤師会への連絡</td> <td> ①医療救護体制確立の要請 ②医薬品等の供給協力の要請 </td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>(削除)</td> </tr> <tr> <td>トータルケアセンターの設置</td> <td> ①トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・市役所内 ②要員派遣 </td> </tr> </tbody> </table>	項目	手順その他必要事項	医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ 救護所 への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④市民対応	西名古屋医師会への連絡	①災害時こころのケア実施体制確立の要請 ②市の地域内被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供	西春日井薬剤師会への連絡	①医療救護体制確立の要請 ②医薬品等の供給協力の要請	(削除)	(削除)	トータルケアセンターの設置	①トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・市役所内 ②要員派遣
項目	手順その他必要事項																									
医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ 医療救護所 への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④市民対応																									
西名古屋医師会への連絡	①災害時こころのケア実施体制確立の要請 ②市の地域内被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供																									
西春日井薬剤師会への連絡	①医療救護体制確立の要請 ②医薬品等の供給協力の要請																									
精神科救護所の設置	① 必要と認める医療救護所等への設置 ② スタッフの確保・派遣																									
トータルケアセンターの設置	①トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・市役所内 ②要員派遣																									
項目	手順その他必要事項																									
医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③ 救護所 への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④市民対応																									
西名古屋医師会への連絡	①災害時こころのケア実施体制確立の要請 ②市の地域内被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供																									
西春日井薬剤師会への連絡	①医療救護体制確立の要請 ②医薬品等の供給協力の要請																									
(削除)	(削除)																									
トータルケアセンターの設置	①トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・市役所内 ②要員派遣																									

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）	
192	<p>12 平常時救護体制への移行</p> <p>(2) 移行に関する基本方針</p> <p>災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、概ね以下の基本方針に基づき行う。</p> <p>ア 災害発生後1週間は、西名古屋医師会会員も含めた医療救護所体制による。</p> <p>イ 災害発生後1週間経過後は、医療救護所を漸次縮小するとともに、県派遣医師及び応援医師による体制とする。また自身の診療所を再開することが可能な西名古屋医師会会員については、その早期再開を促す。</p> <p>ウ 避難所管内の診療所再開状況が50%を超えた時点で、医療救護所を閉鎖する。</p> <p>(3) 措置のあらまし</p> <p>(略)</p> <p>ア 西部休日診療所、当番医による休日・夜間救急診療の再開</p> <p>(略)</p>	<p>12 平常時救護体制への移行</p> <p>(2) 移行に関する基本方針</p> <p>災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、概ね以下の基本方針に基づき行う。</p> <p>ア 災害発生後1週間は、西名古屋医師会会員も含めた(削除) 救護所体制による。</p> <p>イ 災害発生後1週間経過後は、(削除) 救護所を漸次縮小するとともに、県派遣医師及び応援医師による体制とする。また自身の診療所を再開することが可能な西名古屋医師会会員については、その早期再開を促す。</p> <p>ウ 避難所管内の診療所再開状況が50%を超えた時点で、(削除) 救護所を閉鎖する。</p> <p>(3) 措置のあらまし</p> <p>(略)</p> <p>ア (削除) 当番医による休日・夜間救急診療の再開</p> <p>(略)</p>	
第7章 道路交通規制・緊急輸送対策		第7章 交通の確保・緊急輸送対策	
第1節 道路交通規制等		第1節 道路交通規制等	
198	<p>1 県警察及び警察における措置</p> <p>(7) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条(追記)の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出する。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。</p> <p>(略)</p>	<p>1 県警察及び警察における措置</p> <p>(7) 緊急通行車両の確認等</p> <p>ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出する。</p> <p>ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。</p> <p>(略)</p>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	<p>第4節 緊急輸送手段の確保</p>	<p>第4節 緊急輸送手段の確保</p>
202	<p>3 緊急通行車両等の運行確保</p> <p><u>(1) 緊急通行車両</u></p> <p>ア <u>確認手続</u></p> <p>ア <u>事前に行う場合（事前届出）</u> <u>緊急通行車両の事前届出を西枇杷島警察署へ届け出て、あらかじめ確認審査を受け緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。</u></p> <p>イ <u>発生時に行う場合</u> <u>緊急通行車両等確認申請書を西枇杷島警察署（県警交通指導課及び交通検問所も可）へ申請し確認審査を受ける。</u></p> <p>イ <u>緊急通行車両の標章及び証明書の交付</u></p> <p>ア <u>事前届出済車両</u> <u>緊急通行車両事前届出済証を提出し「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。（この場合、確認申請書の提出及び審査は省略させる。）</u></p> <p>イ <u>事前届出をしていない車両</u> <u>緊急通行車両等確認申請書を提出し確認審査を受けた後、「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。</u></p> <p><u>(2) 規制対象外車両</u></p> <p>ア <u>規制対象外車両の申請・交付等</u> <u>災害による通行の禁止又は制限を実施した場合において、社会生活維持に不可欠な車両及び応急対策を確保する上で必要な車両は、緊急通行車両等に支障を及ぼさない限り規制対象から除外し、規制対象外車両申請書により西枇杷島警察署に申請する。</u></p> <p>イ <u>証明書及び標章の交付等</u> <u>規制対象外車両であると確認したときは、西枇杷島警察署は、規制対象外車両証明書を作成し、標章とともに申請者に交付する。</u></p> <p>4 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	<p><u>(追加)</u></p>	<p>4 緊急通行車両の確保 <u>(1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等</u> <u>あつては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行う。</u> <u>(2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、愛知県警察本部の「緊急通行車両等の確認手続等実施要領」による。</u></p>
	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>	<p>第9章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策</p>
	<p>第1節 避難所の開設・運営</p>	<p>第1節 避難所の開設・運営</p>
210	<p>2 避難所が果たすべき役割 (3) 地区における市災害対策本部の窓口（<u>「地区連絡所」</u>）として、広報資料の配布や仮設住宅入居申込用紙の交付・受付けを行う。 (4) <u>臨時医療救護所が併設され</u>、避難所入所者や周辺地区住民の健康管理、応急的な医療サービスを行う。 4 開設から運営までの手順 (略) ⑦避難所内事務室（<u>「地区連絡所」</u>）を開設 (略)</p>	<p>2 避難所が果たすべき役割 (3) 地区における市災害対策本部の窓口（<u>削除</u>）として、広報資料の配布や仮設住宅入居申込用紙の交付・受付けを行う。 (4) <u>市医療救護班を派遣し</u>、避難所入所者や周辺地区住民の健康管理、応急的な医療サービスを行う。 4 開設から運営までの手順 (略) ⑦避難所内事務室（<u>削除</u>）を開設 (略)</p>
211	<p>5 開設時の留意事項 (4) 所内事務室の開設 上記の措置をとった後、避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」（<u>「地区連絡所」</u>）の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。 <u>なお、避難所開設以降は、事務室には要員を常時配置しておく。</u>また、事務室には避難所の運営に必要な用品（避難場所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。</p>	<p>5 開設時の留意事項 (4) 所内事務室の開設 上記の措置をとった後、避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」（<u>削除</u>）の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。 <u>（削除）</u>また、事務室には避難所の運営に必要な用品（避難場所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策
215	<p>2 市における措置 要配慮者支援対策として、市が実施する対策を以下にまとめる。 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p>	<p>2 市における措置 要配慮者支援対策として、市が実施する対策を以下にまとめる。 (5) 福祉避難所の設置等 自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。 <u>(削除)</u></p>
	第10章 水・食料・生活必需品等の供給	第10章 水・食料・生活必需品等の供給
	第1節 給水	第1節 給水
226	<p>2 応急給水体制の確立 (3) 需要の把握（被害状況の把握） ア 速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を指示する。なお、被害状況把握の方法は次のとおりとする。 (ア) 市災害対策本部・<u>地区連絡所</u>・消防署への被害情報（略）</p>	<p>2 応急給水体制の確立 (3) 需要の把握（被害状況の把握） ア 速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を指示する。なお、被害状況把握の方法は次のとおりとする。 (ア) 市災害対策本部・<u>避難所</u>・消防署への被害情報（略）</p>
	第2節 食料の供給	第2節 食料の供給
230	<p>2 食料の応急供給体制の確立 (6) 需要の把握（被害状況の把握） ア 関係各部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食料の応急的供給の実施が必要な地域供給活動体制の規模等を決めるための需要調査の実施を指示する。なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。 (ア) 市災害対策本部・<u>地区連絡所</u>及び消防本部への被害情報による概数の把握</p>	<p>2 食料の応急供給体制の確立 (6) 需要の把握（被害状況の把握） ア 関係各部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食料の応急的供給の実施が必要な地域供給活動体制の規模等を決めるための需要調査の実施を指示する。なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。 (ア) 市災害対策本部・<u>避難所</u>及び消防本部への被害情報による概数の把握</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	第13章 ライフライン施設等の応急対策	第13章 ライフライン施設等の応急対策
	第6節 通信施設の応急措置	第6節 通信施設の応急措置
248	<p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害等<u>を関係機関に共有する。</u></p>	<p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害<u>や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</u></p>
249	<p>3 市、県（防災安全局）及び防災関係機関における措置 （略）</p> <p><u>また、市は、災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、一般利用者等に対する広報活動を実施するとともに、災害用伝言ダイヤルの周知を図る。</u></p> <p><u>※災害時に被災者の安否確認による電話の混線を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国約50か所に設置された災害用伝言ダイヤルセンターを通して被災者の安否確認を行うものである。</u></p>	<p>3 市、県（防災安全局）及び防災関係機関における措置 （略）</p> <p><u>（削除）</u></p>

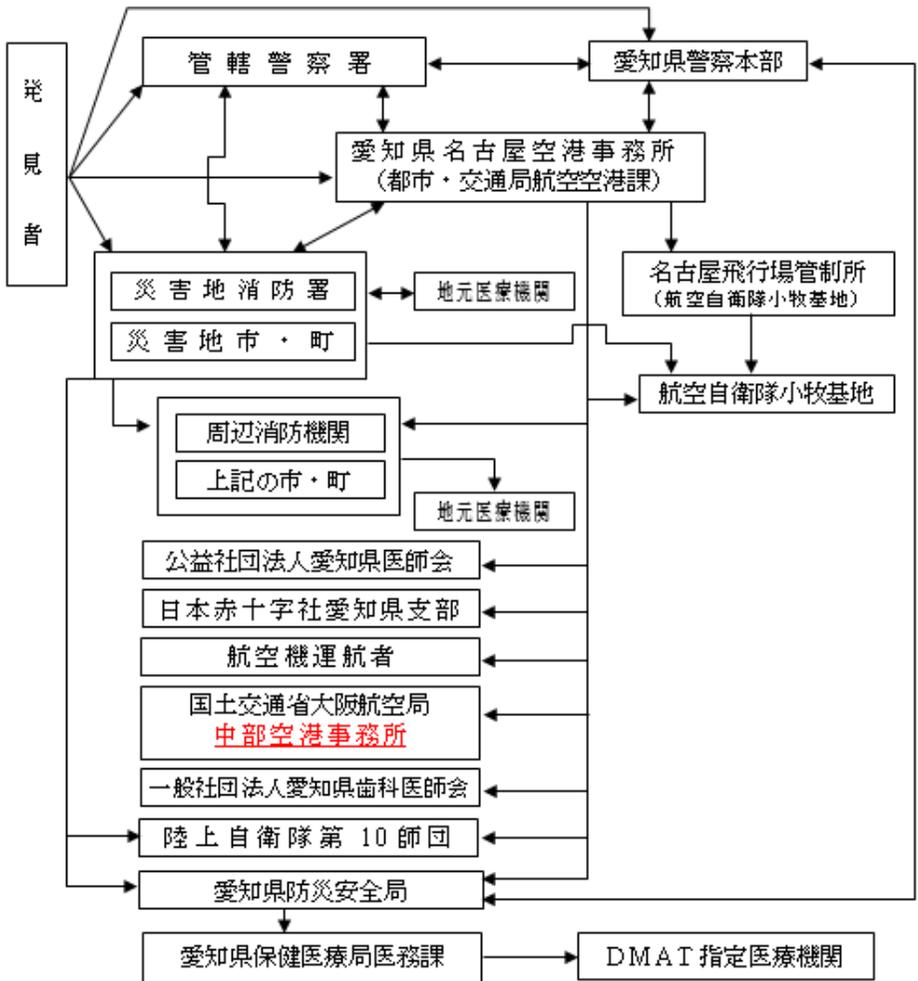
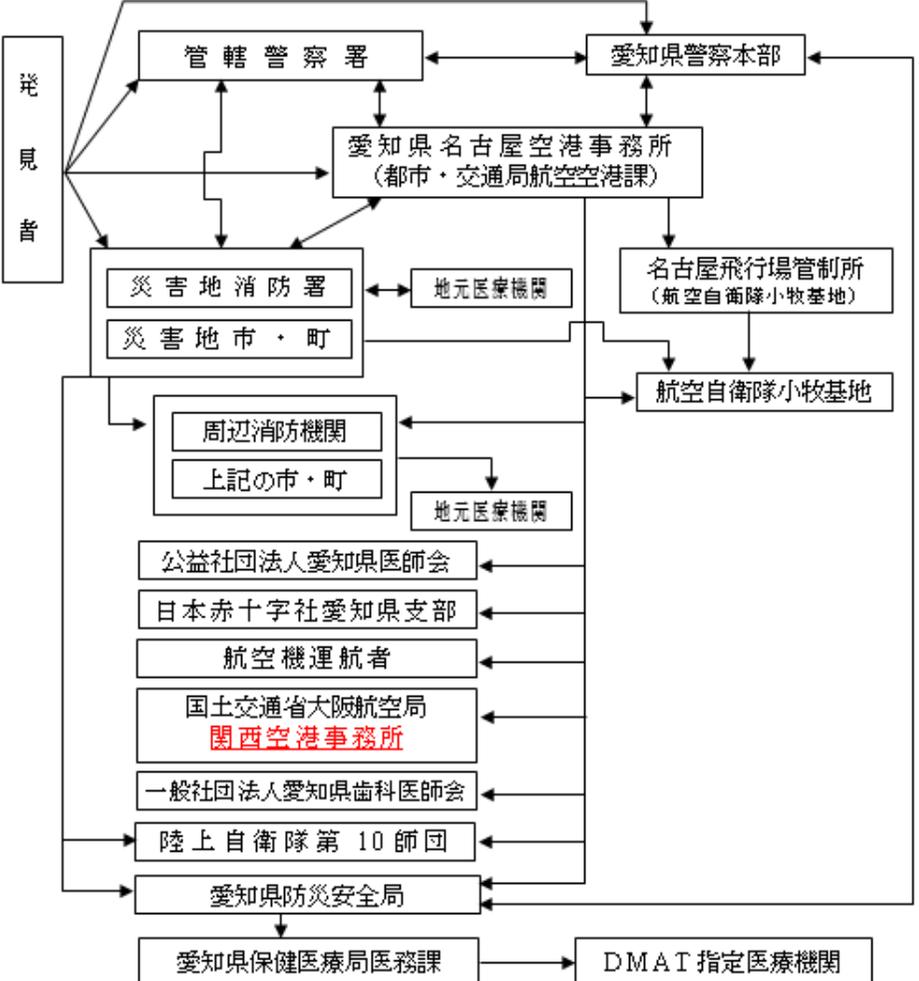
「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）																		
	<p><u>【災害用伝言ダイヤルのシステム】</u></p> <table border="1" data-bbox="257 582 1124 997"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）</td> <td>被災地を中心とした生活圏の西日本電信電話株式会社の一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時に西日本電信電話株式会社が県単位の指定する。）</td> </tr> <tr> <td>利用可能電話</td> <td>西日本電信電話株式会社の一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く）</td> </tr> <tr> <td>伝言蓄積数</td> <td>1電話番号当たり1～10伝言</td> </tr> <tr> <td>伝言録音時間</td> <td>1伝言30秒以内</td> </tr> <tr> <td>伝言の保存期間</td> <td>登録後2日間（48時間）</td> </tr> <tr> <td>伝言の消去</td> <td>保存期間経過時に自動消去</td> </tr> <tr> <td>利用料金</td> <td>発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）</td> </tr> <tr> <td>暗証番号つき伝言</td> <td>4桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）</td> </tr> </tbody> </table> <p>4 放送事業者における措置</p> <p>放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。</p> <p>なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。</p> <p><u>(1) 携帯電話会社による災害用伝言板サービスの周知</u></p> <p><u>大規模災害が発生した時に、災害発生地域に居住の携帯電話を持っている者が、インターネット接続サービスを利用して、Web上に開</u></p>	項 目	内 容	伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏の西日本電信電話株式会社の一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時に西日本電信電話株式会社が県単位の指定する。）	利用可能電話	西日本電信電話株式会社の一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く）	伝言蓄積数	1電話番号当たり1～10伝言	伝言録音時間	1伝言30秒以内	伝言の保存期間	登録後2日間（48時間）	伝言の消去	保存期間経過時に自動消去	利用料金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）	暗証番号つき伝言	4桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）	<p><u>(削除)</u></p> <p>4 放送事業者における措置</p> <p>放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。</p> <p>なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。</p> <p><u>(削除)</u></p>
項 目	内 容																			
伝言の録音、再生が可能な電話番号（キー）	被災地を中心とした生活圏の西日本電信電話株式会社の一般電話番号（市外局番を含む。また、災害発生時に西日本電信電話株式会社が県単位の指定する。）																			
利用可能電話	西日本電信電話株式会社の一般電話（プッシュ式、ダイヤル式） 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット（オフネット通話利用時） 携帯電話、PHS（一部事業者を除く）																			
伝言蓄積数	1電話番号当たり1～10伝言																			
伝言録音時間	1伝言30秒以内																			
伝言の保存期間	登録後2日間（48時間）																			
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去																			
利用料金	発信地～被災地電話番号間の通話料（登録、再生とも必要）																			
暗証番号つき伝言	4桁の暗証番号（録音：171+3+暗証番号、再生：171+4+暗証番号）																			

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	<p><u>設された災害用伝言板に、自分の安否情報を登録することが可能となるものである。</u></p> <p><u>また、登録された安否情報等は、インターネットを通じて、他社携帯電話やPHS、パソコンから閲覧・確認することができる。</u></p> <p><u>ア NTTドコモ「災害用伝言板」</u></p> <p><u>イ KDDI (au)「災害用伝言板」</u></p> <p><u>ウ ソフトバンク「災害用伝言板」</u></p> <p><u>エ Y!mobile「災害用伝言板」</u></p> <p><u>オ NTT西日本「災害用伝言板Web171」</u></p>	
	<p>第14章 航空災害対策</p>	<p>第14章 航空災害対策</p>
	<p>第1節 愛知県名古屋飛行場</p>	<p>第1節 愛知県名古屋飛行場</p>
<p>252</p>	<p>1 県（名古屋空港事務所）における措置</p> <p>(8) 滑走路等の使用の一時停止措置</p> <p>滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する<u>措置を講じる</u>とともに、応急復旧工事を実施する。</p>	<p>1 県（名古屋空港事務所）における措置</p> <p>(8) 滑走路等の使用の一時停止措置</p> <p>滑走路、誘導路、エプロン又は航空保安施設が被害を受けた場合、航空機が安全に利用できることが確認できるまでは、滑走路等の利用を停止する<u>措置をとる</u>とともに、応急復旧工事を実施する。</p>

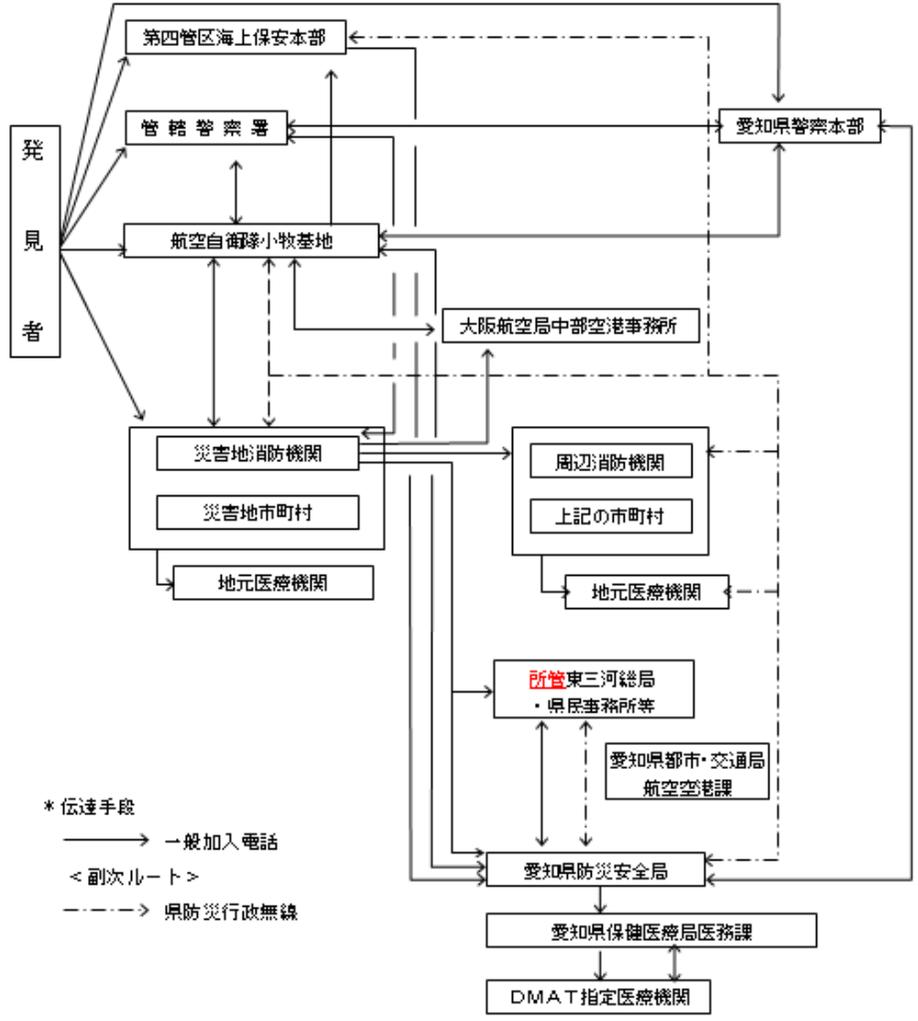
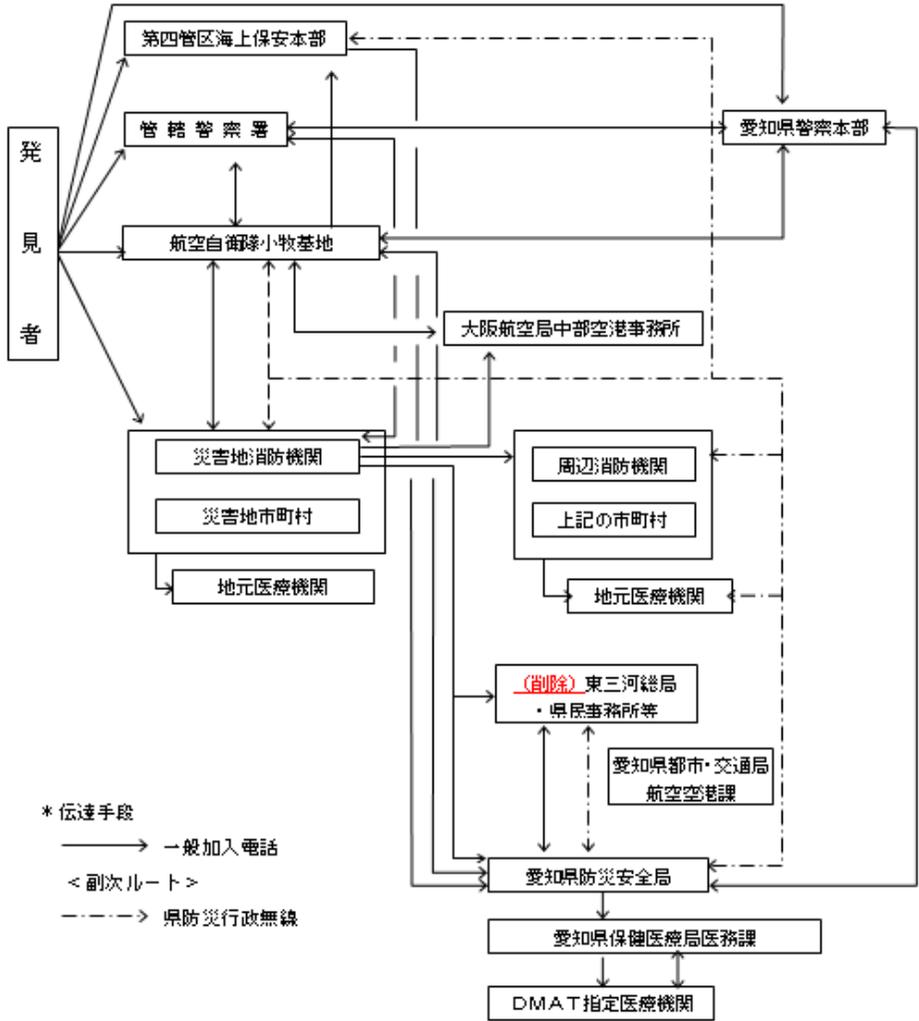
「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
255	<p data-bbox="235 207 481 239">4 情報の伝達系統</p> <p data-bbox="235 247 784 311">(1) 愛知県名古屋飛行場 ア 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合</p> 	<p data-bbox="1198 207 1444 239">4 情報の伝達系統</p> <p data-bbox="1198 247 1747 311">(1) 愛知県名古屋飛行場 ア 飛行場周辺で航空機事故が発生した場合</p> 

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
257	<p>(2) その他の地域で事故が発生した場合 ア 民間航空機の場合</p> <p>* 伝達手段 → 一般加入電話 < 副次ルート > - - - 県防災行政無線</p>	<p>(2) その他の地域で事故が発生した場合 ア 民間航空機の場合</p> <p>* 伝達手段 → 一般加入電話 < 副次ルート > - - - 県防災行政無線</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
258	<p data-bbox="264 247 515 279">イ 自衛隊機の場合</p>  <p data-bbox="280 1077 548 1212">* 伝達手段 → 一般加入電話 < 副ルート > - - - 県防災行政無線</p>	<p data-bbox="1227 247 1478 279">イ 自衛隊機の場合</p>  <p data-bbox="1243 1077 1512 1212">* 伝達手段 → 一般加入電話 < 副ルート > - - - 県防災行政無線</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	第22章 住宅対策	第22章 住宅対策
	第6節 住宅の応急修理	第6節 住宅の応急修理
283	<p><u>(追記)</u></p>	<p>1 県（防災安全局・建築局）における措置</p> <p>県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。</p> <p>(1) 応急修理の実施</p> <p>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</p> <p>(ア) 応急修理を受ける者の範囲</p> <p>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</p> <p>(イ) 修理の範囲</p> <p>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</p> <p>(ウ) 修理の費用</p> <p>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</p> <p>(エ) 修理の期間</p> <p>災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。</p> <p>(オ) 修理の方法</p> <p>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</p> <p>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</p> <p>(ア) 応急修理を受ける者の範囲</p> <p>a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</p> <p>b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</p> <p>(イ) 修理の範囲</p> <p>居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	<p>1 市における措置 住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ及び県への各種情報提供等を行う。</p> <p><u>(1) 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>ア 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>イ 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u></p> <p><u>(1) 対象者</u> <u>災害により住家が半壊（焼）等し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住宅の応急修理を行うことができない者。</u></p> <p><u>(2) 応急修理方法</u> <u>住宅の応急修理は、救助の実施機関である知事が実施するのが原則であるが、直接できない場合は、その委託を受けた市長が現物給付を</u></p>	<p><u>部分とする。</u> <u>(ウ) 修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>(エ) 修理の期間</u> <u>災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長する。</u> <u>(オ) 修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u></p> <p><u>(2) 応援協力の要請</u> <u>県は、被災住宅の応急修理に当たっては、協定締結団体に協力を要請する（救助実施市による協定締結団体への協力の要請は、県の連絡調整の下でこれを行う）。</u></p> <p>2 市における措置 住宅の応急修理に係る申請の受付、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ及び県への各種情報提供等を行う。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>(削除)</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（風水害等））

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	<p><u>もって実施する。</u> <u>現物給付とは、救助の実施機関である県又は市が、建築業者あるいは土木業者を動員して応急修理を実施することである。</u> <u>応急修理は、居室・炊事場・トイレ等のような生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、応急修理に関する費用は、災害救助法施行細則に定める基準を適用し、その範囲内とする。</u></p> <p>(3) <u>応急修理の申請</u> (略)</p> <p>(4) <u>整備保存すべき帳簿</u> (略)</p> <p>2 災害救助法の適用 (略)</p>	<p><u>(削除)</u></p> <p>(1) <u>整備保存すべき帳簿</u> (略)</p> <p>3 災害救助法の適用 (略)</p>
	<p>第24章 相談体制</p>	<p>第24章 相談体制</p>
294	<p>1 トータルケアセンターの開設 (1) 開設担当部 大規模災害が発生した場合は、市役所内にトータルケアセンターを開設する。また、開設着手と併せて各部長に開設の旨を連絡し、要員の派遣、<u>地区連絡所</u>への各種資料・申請用紙の配付その他必要な措置をとるよう要請する。 その他被害の状況により必要と認める場所におくことができる。</p> <p>2 臨時市民相談所の開設 市長から指示がある場合もしくは必要と認めた場合は、避難所、<u>地区連絡所</u>又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、市民の相談、要望、苦情などの積極的な聴き取りに努める。</p>	<p>1 トータルケアセンターの開設 (1) 開設担当部 大規模災害が発生した場合は、市役所内にトータルケアセンターを開設する。また、開設着手と併せて各部長に開設の旨を連絡し、要員の派遣、<u>避難所</u>への各種資料・申請用紙の配付その他必要な措置をとるよう要請する。 その他被害の状況により必要と認める場所におくことができる。</p> <p>2 臨時市民相談所の開設 <u>必要に応じ</u>、避難所、<u>(削除)</u>又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、市民の相談、要望、苦情等の積極的な聴き取りに努める。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

頁	修正前（令和6年1月）	修正後（令和7年1月修正）
	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策	3 災害応急対策計画 第2編 地震災害応急対策
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）
	<p>■基本方針</p> <p>○市は、大規模な地震が発生した場合に、市民の生命・安全の確保を図るため、適切な救援救護対策を実施する責務を課せられている。災害対策基本法第23条の2に基づき、市長は、地震災害に対する応急対策の推進を図る中心的な組織として、「災害対策本部」<u>「地区連絡所」</u>を速やかに設置し、その活動体制を確立する。</p>	<p>■基本方針</p> <p>○市は、大規模な地震が発生した場合に、市民の生命・安全の確保を図るため、適切な救援救護対策を実施する責務を課せられている。災害対策基本法第23条の2に基づき、市長は、地震災害に対する応急対策の推進を図る中心的な組織として、「災害対策本部」<u>（削除）</u>を速やかに設置し、その活動体制を確立する。</p>
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営
303	<p>3 防災体制</p> <p><u>災害対策本部の設置等について、詳細な事項は以下に示す。</u></p> <p>(1) <u>地震情報の収集・伝達</u></p> <p><u>市は、市の地域内に震度5弱以上の地震の発生を知った場合に迅速に非常配備体制をとるため、速やかに震度情報を収集・伝達し、体制整備を行う。</u></p> <p><u>市内の震度は、計測震度計による震度情報を即時に把握し、「震度情報ネットワークシステム」により県防災課へ伝達する。また、県内各地域の震度情報については、県から伝達される。</u></p> <p>(2) <u>大規模地震発生時の地震防災体制</u></p> <p><u>震度5弱以上の地震が発生した場合は、市災害対策本部を設置するとともに、緊急初動特別班を設置する。</u></p> <p>4 市災害対策本部</p> <p>(2) 市災害対策本部の組織及び運営</p> <p>災害対策本部の組織及び運営は、<u>本部員会議</u>を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。</p> <p>(3) 市災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>ア 市災害対策本部の設置基準</p> <p>災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。</p> <p>(ア) 自動的に市災害対策本部を設置する場合</p>	<p>3 防災体制</p> <p><u>震度4以上の地震が発生した場合は、市災害対策本部を設置するとともに、職員を参集し、非常配備体制をとる。</u></p> <p><u>また、南海トラフ地震臨時情報が発表された場合は、各情報に応じた職員を参集し、所要の体制を整備する。</u></p> <p>4 市災害対策本部</p> <p>(2) 市災害対策本部の組織及び運営</p> <p>災害対策本部の組織及び運営は、<u>本部会議</u>を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。</p> <p>(3) 市災害対策本部の設置及び廃止</p> <p>ア 市災害対策本部の設置基準</p> <p>災害対策本部は、原則として次の基準により設置する。</p> <p>(ア) 自動的に市災害対策本部を設置する場合</p>
304	<p>市の地域内に<u>震度5弱</u>以上の地震が発生したとき。</p> <p>(略)</p>	<p>市の地域内に<u>震度4</u>以上の地震が発生したとき。</p> <p>(略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<p>ウ 市災害対策本部の設置の手順 (ア) 設置場所 (略) <u>本部員会議</u>事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。 (略) (ウ) 本部の標識等 本部長、副本部長、現地本部長、本部付、本部員、本部連絡員、班長及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。 なお、危機管理・総務班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市役所正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板等を掲げ、併せて本部員室、<u>本部員会議</u>事務局、<u>地区連絡所</u>、避難所、救護所等の設置場所を明示する。</p>	<p>ウ 市災害対策本部の設置の手順 (ア) 設置場所 (略) <u>本部会議</u>事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。 (略) (ウ) 本部の標識等 本部長、副本部長、現地本部長、本部付、本部員、本部連絡員、班長及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。 なお、危機管理・総務班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市役所正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板等を掲げ、併せて本部員室、<u>本部会議</u>事務局、<u>(削除)</u>、避難所、救護所等の設置場所を明示する。</p>
<p>第2節 非常配備体制</p>		
<p>305</p>	<p>1 非常連絡体制 (1) <u>防災行政無線担当職員</u>は、非常配備に該当する判定招集、警戒宣言及びその他の情報を受信したときは、直ちに危機管理部長に連絡する。 (2) 連絡を受けた危機管理部長は、直ちに市長に連絡し、非常配備の指令及びその他必要な指示を受け、直ちに、副市長、教育長に連絡する。 (3) 各部長は、大規模地震の発生又は発生するおそれがあること（南海トラフ地震臨時情報が発表されたときを含む。）を知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める災害の程度に相当する配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講ずる。併せて、<u>市長若しくは副市長</u>に対し、必要な指示の要請その他の助言を行う。</p>	<p>1 非常連絡体制 (1) <u>危機管理課職員</u>は、非常配備に該当する判定招集、警戒宣言及びその他の情報を受信したときは、直ちに危機管理部長に連絡する。 (2) 連絡を受けた危機管理部長は、直ちに市長に連絡し、非常配備の指令及びその他必要な指示を受け、直ちに、副市長、教育長に連絡する。 (3) 各部長は、大規模地震の発生又は発生するおそれがあること（南海トラフ地震臨時情報が発表されたときを含む。）を知ったときは、市長の指令の有無にかかわらず、この計画に定める災害の程度に相当する配備体制が指令されたものとして、必要な応急措置を講ずる。併せて、<u>本部長</u>に対し、必要な指示の要請その他の助言を行う。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

2 配備区分

市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。

区分	指令名	指令基準	配備人員
災害対策本部	第1非常配備	1. 市内で震度4の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	1. 危機管理部職員 2. 第1非常配備班のうち1班 ※その他の職員は参集に応じられる準備をする。
	第2非常配備	1. 市内で震度5弱の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	1. 本部職員 2. 危機管理部職員 3. 庶務班 4. 避難所庶務班 5. 第1非常配備班のうち2班 6. ポンプ場配置職員 7. 施設を所管する課等の職員 ※その他の職員は参集に応じられる準備をする。
	第3非常配備	1. 市内で震度5強以上の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	全職員

2 配備区分

市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速に動員を確保する。

区分	指令名	指令基準	配備人員
警戒態勢	第1警戒配備	南海トラフ地震臨時情報（調査中）が発表されたとき	危機管理部職員で必要な人員
	第2警戒配備	南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表されたとき	情報収集及び伝達、広報に必要な人員（危機管理部・広報担当職員の一部） ※課業外、休日は、危機管理部2名、第1非常配備班の内、1班を直ちに参集できる態勢をとる。 ※全職員は、不要不急の遠出を自粛し、参集に応じられない職員は、居場所を各管理者に報告する。
災害対策本部	第1非常配備	1. 市内で震度4の地震発生 2. 南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）が発表されたとき	1. 危機管理部職員 2. 第1非常配備班のうち1班 ※その他の職員は参集に応じられる準備をする。
	第2非常配備	市内で震度5弱の地震発生	1. 本部職員 2. 危機管理部職員 3. 庶務班 4. 避難所庶務班 5. 第1非常配備班のうち2班 6. ポンプ場配置職員 7. 施設を所管する課等の職員 ※その他の職員は参集に応じられる準備をする。
	第3非常配備	市内で震度5強以上の地震発生	全職員

※各部署は、シフト勤務態勢とし、継続して勤務できる態勢をとる。
 ※各勤務員で勤務できなくなった場合は、必ず交代要員を指名し、各班長に報告する。

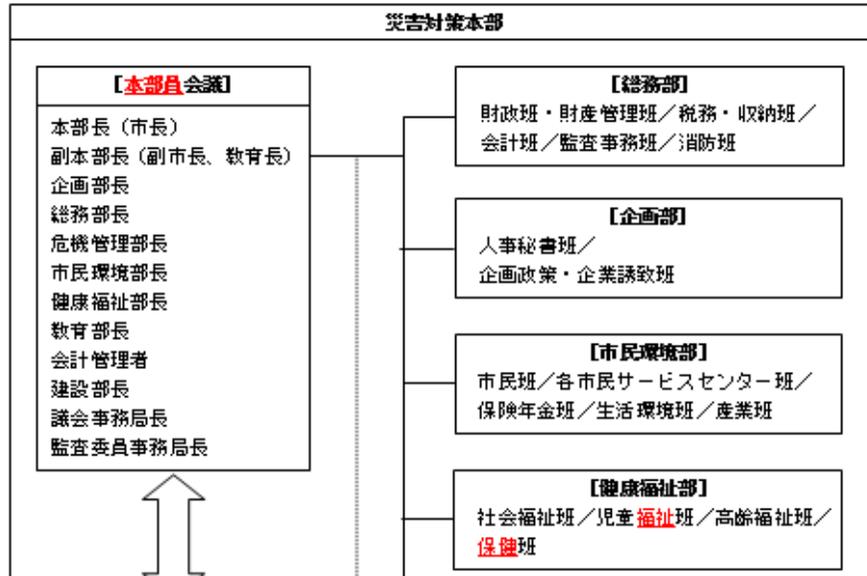
「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

<p>306</p> <p>307</p>	<p>■非常配備体制の任務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">市役所</td> <td> ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）<u>（追記）</u>による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;">地区連絡所 <u>（削除）</u></td> <td> <u>ア 避難所としての地区連絡所の開設</u> <u>（「清須市災害対策本部〇〇〇地区連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにすることが第1任務である。）</u> ※要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと <u>イ 市役所及び地区内防災関係機関との連絡</u> <u>ウ 地区内の市民の避難誘導</u> <u>エ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力</u> <u>オ 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動</u> </td> </tr> </table> <p>3 伝達方法</p> <p>(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法</p> <p>名古屋地方气象台及び愛知県から災害発生のおそれのある気象情報又は異常現象発生のおそれのある情報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等には、指揮者（危機管理部長）は、必要に応じて本部長の指示により配備体制を決定し、該当する職員に対しては電話等で連絡し徹底させる。</p> <p>(2) 休日又は勤務時間外における伝達</p> <p>宿日直者は、非常配備に該当する気象予警報等を把握し、又は災害発生が予想される事態が生じた場合には直ちに指揮者に連絡する。</p> <p>指揮者は、必要に応じて本部長、副本部長等に報告し、配備体制の指示を受け、該当する職員に対して連絡する。</p> <p>4 職員の配置及び服務</p> <p>(2) 職員動員の報告</p> <p>各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、<u>その累計を</u></p>	市役所	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系） <u>（追記）</u> による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備	地区連絡所 <u>（削除）</u>	<u>ア 避難所としての地区連絡所の開設</u> <u>（「清須市災害対策本部〇〇〇地区連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにすることが第1任務である。）</u> ※要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと <u>イ 市役所及び地区内防災関係機関との連絡</u> <u>ウ 地区内の市民の避難誘導</u> <u>エ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力</u> <u>オ 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動</u>	<p>■非常配備体制の任務</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%; text-align: center; vertical-align: middle;">災害対策本部</td> <td> ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）<u>等</u>による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>（削除）</u></td> <td style="text-align: center; vertical-align: middle;"><u>（削除）</u></td> </tr> </table> <p>3 伝達方法</p> <p>(1) 平常勤務時の伝達系統及び方法</p> <p>名古屋地方气象台及び愛知県から災害発生のおそれのある地震情報又は異常現象発生のおそれのある情報を収受した場合、あるいは災害が発生し直ちに応急措置を実施する必要があると認められる場合等には、指揮者（危機管理部長）は、必要に応じて本部長の指示により配備体制を決定し、該当する職員に対しては電話等で連絡し徹底させる。</p> <p>(2) 休日又は勤務時間外における伝達</p> <p>宿日直者は、非常配備に該当する地震情報を把握し、又は災害発生が予想される事態が生じた場合には直ちに指揮者に連絡する。</p> <p>指揮者は、必要に応じて本部長、副本部長等に報告し、配備体制の指示を受け、該当する職員に対して連絡する。</p> <p>4 職員の配置及び服務</p> <p>(2) 職員動員の報告</p> <p>各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、<u>（削除）</u>各部</p>	災害対策本部	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系） <u>等</u> による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備	<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>
市役所	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系） <u>（追記）</u> による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備									
地区連絡所 <u>（削除）</u>	<u>ア 避難所としての地区連絡所の開設</u> <u>（「清須市災害対策本部〇〇〇地区連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにすることが第1任務である。）</u> ※要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと <u>イ 市役所及び地区内防災関係機関との連絡</u> <u>ウ 地区内の市民の避難誘導</u> <u>エ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力</u> <u>オ 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動</u>									
災害対策本部	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系） <u>等</u> による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備									
<u>（削除）</u>	<u>（削除）</u>									

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

各部長を通じて企画部（人事秘書班）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、60分ごととする。

災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）

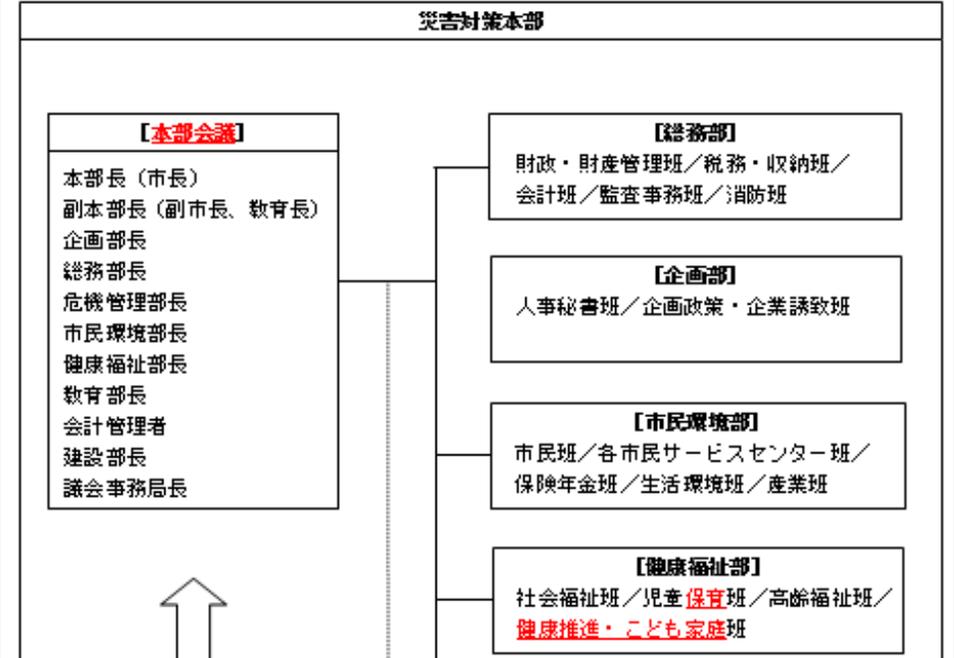


(略)

309

長を通じて企画部（人事秘書班）に報告する。報告の時期については、本部長が特に指示した場合を除き、60分ごととする。

災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）



(略)

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

312	<p>所掌事務 (略)</p>		<p>所掌事務 (略)</p>								
	<p>健康福祉部</p>	<table border="1"> <tr> <td> <p>児童福祉班 (子育て支援課長)</p> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児・児童館児童の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 保育園児の安否確認及び被害状況調査に関すること 4 保育園等の休園及び開園の措置に関すること 5 保育料の減免措置に関すること </td> </tr> <tr> <td> <p>保健班 (健康推進課長)</p> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関すること 4 医療資機材、薬品等の調達に関すること 5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関すること 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること 7 感染症予防に関すること 8 医療、助産及び健康診査に関すること 9 避難所における健康管理に関すること 10 医療救護所の開設、運営に関すること </td> </tr> </table>	<p>児童福祉班 (子育て支援課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児・児童館児童の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 保育園児の安否確認及び被害状況調査に関すること 4 保育園等の休園及び開園の措置に関すること 5 保育料の減免措置に関すること 	<p>保健班 (健康推進課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関すること 4 医療資機材、薬品等の調達に関すること 5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関すること 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること 7 感染症予防に関すること 8 医療、助産及び健康診査に関すること 9 避難所における健康管理に関すること 10 医療救護所の開設、運営に関すること 	<p>健康福祉部</p>	<table border="1"> <tr> <td> <p>児童保育班 (児童保育課長)</p> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児、児童館児童及び幼稚園児の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 保育園児及び幼稚園児の安否確認及び被害状況調査に関すること 4 保育園、児童館及び幼稚園・の休園及び開園の措置に関すること 5 被災した保育園児、児童館児童及び幼稚園児の救護に関すること 6 保育料等の減免措置に関すること </td> </tr> <tr> <td> <p>健康推進・こども家庭班 (健康推進課長)</p> </td> <td> <ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関すること 4 医療資機材、薬品等の調達に関すること 5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関すること 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること 7 感染症予防に関すること 8 医療、助産及び健康診査に関すること 9 避難所における健康管理に関すること 10 救護所の開設、運営に関すること </td> </tr> </table>	<p>児童保育班 (児童保育課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児、児童館児童及び幼稚園児の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 保育園児及び幼稚園児の安否確認及び被害状況調査に関すること 4 保育園、児童館及び幼稚園・の休園及び開園の措置に関すること 5 被災した保育園児、児童館児童及び幼稚園児の救護に関すること 6 保育料等の減免措置に関すること 	<p>健康推進・こども家庭班 (健康推進課長)</p>
<p>児童福祉班 (子育て支援課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児・児童館児童の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 保育園児の安否確認及び被害状況調査に関すること 4 保育園等の休園及び開園の措置に関すること 5 保育料の減免措置に関すること 										
<p>保健班 (健康推進課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関すること 4 医療資機材、薬品等の調達に関すること 5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関すること 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること 7 感染症予防に関すること 8 医療、助産及び健康診査に関すること 9 避難所における健康管理に関すること 10 医療救護所の開設、運営に関すること 										
<p>児童保育班 (児童保育課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 保育園児、児童館児童及び幼稚園児の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 保育園児及び幼稚園児の安否確認及び被害状況調査に関すること 4 保育園、児童館及び幼稚園・の休園及び開園の措置に関すること 5 被災した保育園児、児童館児童及び幼稚園児の救護に関すること 6 保育料等の減免措置に関すること 										
<p>健康推進・こども家庭班 (健康推進課長)</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 医師会等医療関係機関との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関すること 4 医療資機材、薬品等の調達に関すること 5 保健所との連絡調整（施設の被害、医療の継続状況等）に関すること 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関すること 7 感染症予防に関すること 8 医療、助産及び健康診査に関すること 9 避難所における健康管理に関すること 10 救護所の開設、運営に関すること 										

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

部長：教育部長 部長代理：教育部次長			部長：教育部長 部長代理：教育部次長		
部	班 (班 長)	所 掌 事 務	部	班 (班 長)	所 掌 事 務
313	学 校 教 育 班 (学 校 教 育 課 長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者の誘導及び受入れに関すること 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること 4 被災 幼児 、児童及び生徒への学用品の支給に関すること 5 応急教育等に関すること 6 授業料等 の減免措置に関すること	教 育 部	学 校 教 育 班 (学 校 教 育 課 長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること 2 避難者の誘導及び受入れに関すること 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること 4 被災した児童 及び生徒への学用品の支給に関すること 5 応急教育等に関すること 6 給食費 の減免措置に関すること
	生 涯 学 習 ・ ス ポー ツ 班 (生 涯 学 習 課 長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 避難所の開設、運営及び管理に関すること 4 避難者の誘導及び受入れに関すること 5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 部内の連絡調整に関すること		生 涯 学 習 ・ ス ポー ツ 班 (生 涯 学 習 課 長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 避難所の開設、運営及び管理に関すること 4 避難者の誘導及び受入れに関すること 5 文化財の被害状況調査及び応急復旧に関すること 6 部内の連絡調整に関すること
	給 食 セ ン タ ー 班 (給 食 セ ン タ ー 所 長)	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 避難所の開設、運営及び管理に関すること 3 避難者の誘導及び受入れに関すること		給 食 セ ン タ ー 班 (給 食 セ ン タ ー 所 長)	1 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること 2 避難所の開設、運営及び管理に関すること 3 避難者の誘導及び受入れに関すること
	学 校 班 (学 校 長)	1 幼児 、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること 2 学校施設(追加) の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 幼児 、児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること 4 被災 幼児 、児童及び生徒への救護に関すること 5 休校等の応急措置に関すること 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 避難者の誘導及び受入れに関すること		学 校 班 (学 校 長)	1 (削除) 児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること 2 学校施設(幼稚園は除く) の被害状況調査及び応急復旧に関すること 3 児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること 4 被災した児童 及び生徒への救護に関すること 5 休校等の応急措置に関すること 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること 7 避難者の誘導及び受入れに関すること
第3節 地区連絡所			(削除)		
315	1 方針 (略) 2 地区連絡所の設置 (略)		(削除) (削除)		
第4節 職員の派遣要請			第3節 職員の派遣要請		
315	1 市における措置 (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感		1 市における措置 (4) 被災市町村への市職員の派遣 市は、被災市町村に職員を派遣する場合、地域や災害の特性等を考慮した職員の選定に努める。その際、新型コロナウイルス感染症を含む感		

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	染症対策のため、派遣職員の健康管理 <u>やマスク着用</u> 等を徹底するものとする。	症対策のため、派遣職員の健康管理 <u>(削除)</u> 等を徹底するものとする。
	第5節 災害救助法の適用	第4節 災害救助法の適用
	第2章 避難行動	第2章 避難行動
	第1節 地震情報等の伝達	第1節 津波情報等の伝達
318	<p>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、<u>地震に関する情報等</u>を発表・伝達する。 <u>(追記)</u></p> <p>(1) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、<u>(追記)</u> 震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち<u>予想</u>震度が6弱以上または長周期地震動階級4 <u>(追記)</u>を特別警報に位置付けている。 イ 地震に関する情報 地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度 <u>に関する情報及び各地の震度</u>に関する情報等を発表する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>1 気象庁及び名古屋地方気象台における措置 気象庁及び名古屋地方気象台は、<u>津波警報等及び地震に関する情報等</u>を発表・伝達する。 <u>(1) 津波警報等</u> <u>地震発生後、津波による災害の発生が予想される場合、大津波警報、津波警報、津波注意報、津波情報を発表する。(大津波警報は特別警報に位置づけられる。)</u></p> <p>(2) 地震に関する情報等 ア 緊急地震速報 気象庁は、<u>最大</u>震度5弱以上を予想した場合、または長周期地震動階級3以上を予想した場合に、震度4以上を予想した地域、または長周期地震動階級3以上を予想した地域に対し、緊急地震速報（警報）を発表する。また、最大震度3以上又はマグニチュード3.5以上と予想される場合、または長周期地震動階級1以上を予想した場合に緊急地震速報（予報）を発表する。 なお、緊急地震速報（警報）のうち <u>(削除)</u> 震度 <u>(削除)</u> 6弱以上または長周期地震動階級4 <u>の揺れが予想される場合のもの</u>を特別警報に位置付けている。 イ 地震に関する情報 地震発生約1分半後に震度3以上の地域名等を発表する震度速報を始め、震源に関する情報、震源・震度 <u>に関する情報及び各地の震度</u>に関する情報等を発表する。</p> <p>2 県（防災安全局）における措置 <u>(1) 気象庁及び名古屋地方気象台から伝達された情報を、県が受領し、関係市町村に通知（緊急地震速報を除く）する。</u> <u>(2) 震度情報ネットワークシステムにより計測した震度情報については、</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<p>2 市における措置</p> <p>(1) 市長は、情報等の受領にあたっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。</p> <p><u>(2) 気象庁が発表する地震情報及び気象予警報等の受領及び伝達は、危機管理・総務班が担当する。</u></p> <p><u>(3) 危機管理課長は、気象予警報等を受領した場合、速やかに危機管理部長、副市長、教育長、市長に報告するとともに、関係各部長に伝達する。伝達を受けた関係各部長は、速やかにその内容に応じた適切な措置を講じ、関係出先機関等に伝達する。</u></p> <p>(4) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、清須市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに市民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。</p> <p>(5) <u>市</u>は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により市民等への伝達に努める。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ確かな伝達に努める。</p> <p>3 報道機関における措置 (略)</p> <p>319 4 その他防災関係機関における措置 (略)</p> <p>320 5 地震等情報の伝達</p> <p>(1) 地震情報、津波警報等は、市民に対し極めて迅速に周知されなければならないので、次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</p>	<p><u>防災安全局災害対策課において収集し、名古屋地方気象台及び県内市町村に伝達する。なお、震度3 以上を計測した場合は、県警察にも伝達する。</u></p> <p>3 市における措置</p> <p>(1) 市長は、情報等の受領にあたっては、関係部課に周知徹底し得るよう、あらかじめ情報等の内部伝達組織を整備しておく。</p> <p>(2) <u>(削除)</u></p> <p>(3) <u>(削除)</u></p> <p>(2) 市長は、情報等の伝達を受けたとき、又は市に設置した計測震度計等により地震発生を知ったときは、清須市地域防災計画に定めるところにより、正確かつわかりやすい情報として、速やかに市民その他関係のある公私の団体に周知徹底させる。</p> <p>(3) <u>市長</u>は、受信した緊急地震速報を市防災行政無線等により市民等への伝達に努める。伝達にあたっては、市防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し、対象地域の市民への迅速かつ確かな伝達に努める。</p> <p>4 報道機関における措置 (略)</p> <p>5 その他防災関係機関における措置 (略)</p> <p>6 津波等情報の伝達</p> <p>(1) <u>津波警報等、地震情報等は、関係機関は次の伝達系統により迅速かつ的確に伝達する。</u></p>
--	---	---

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<p>気象庁本庁又は大阪管区気象台 → 関東地方整備局 → 中部地方整備局 携帯電話事業者* (緊急通報メール) 日本放送協会名古屋放送局 (テレビ・ラジオ放送) 西日本電信電話株 消防 警察庁 → 愛知県警察本部 → 西枇杷島警察署 → 清須市 → 住民等 交番・駐在所 名古屋地方気象台 → 愛知県防災安全局 (県防災行政無線) → 清須市 → 住民等 報道機関 (テレビ・ラジオ放送) 第四管区海上保安本部 → 名古屋海上保安部 → 海上保安署 → 船舶等 中部空港海上保安航空基地 防災関係機関</p>	<p>気象庁本庁又は大阪管区気象台 → 関東地方整備局 → 中部地方整備局 携帯電話事業者* (緊急通報メール) 日本放送協会名古屋放送局 (テレビ・ラジオ放送) 西日本電信電話株 消防 警察庁 → 愛知県警察本部 → 西枇杷島警察署 → 清須市 → 住民等 交番・駐在所 名古屋地方気象台 → 愛知県防災安全局 (県防災行政無線) → 清須市 → 住民等 報道機関 (テレビ・ラジオ放送) 第四管区海上保安本部 → 名古屋海上保安部 → 海上保安署 → 船舶等 中部空港海上保安航空基地 防災関係機関</p>
	<p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号 <u>(追記)</u> の規定に基づく法定伝達先。</p>	<p>注) 二重枠で囲まれている機関は、気象業務法施行令第8条第1号 <u>及び第3号並びに第9条</u> の規定に基づく法定伝達先。</p>
	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>	<p>第3章 災害情報の収集・伝達・広報</p>
	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>	<p>第1節 被害状況等の収集・伝達</p>
<p>333</p>	<p>6 重要な災害情報の収集伝達 【報告先】 被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項</p>	<p>6 重要な災害情報の収集伝達 【報告先】 被害状況、措置状況及び一般災害救助法適用事務に必要な事項</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

		(尾張県民事務所への連絡先)					(尾張県民事務所への連絡先)									
区分	第1非常配備	第2非常配備		第3非常配備		区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備		第3非常配備					
		準備体制	準備強化体制	警戒体制	準備強化体制				警戒体制							
5月31日現在	配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (<u>追加</u>) 三の丸庁舎4階			災害対策センター (<u>追加</u>) 三の丸庁舎地下2階(災害対策室)			尾張県民事務所 防災安全課 (<u>愛知県</u>) 三の丸庁舎4階								
	N T T	庁舎代表	052-961-7211		庁舎代表	052-961-7211		N T T 電話	庁舎代表	052-961-7211		庁舎代表	052-961-7211			
		防災	内線	2432、2436、2437		内線	2901、2428		防災	内線	2432、2436、2437		内線	2901、2428		
			直通	052-961-1474		直通	052-973-4596			直通	052-961-1474		直通	052-973-4596		
		消防	内線	2434、2438					消防	内線	2434、2438					
			直通	052-961-1464						直通	052-961-1464					
		保安	内線	2433、2435					保安	内線	2433、2435					
	直通		052-961-1519					直通		052-961-1519						
	安全	内線	<u>2405、2406</u>													
		直通	<u>052-961-1436</u>													
N T T (FAX)		052-951-9106			直通	052-973-4596		052-951-9106								
防災行政無線	防災	602-1101、2432、2436、2437		総務班	602-2901		防災行政無線	防災	602-1101、2432、2436、2437		総務班	602-2901				
	消防	602- <u>2435</u> 、2438		総務班	602- <u>1101</u>			消防	602- <u>2434</u> 、2438		総務班	602- <u>2428</u>				
	保安	602-2433~ <u>2434</u>		情報班	602- <u>1102、2429</u>			保安	602-2433、 <u>2435</u>		情報班	602- <u>2211、2522、2602</u>				
	安全	602- <u>2405、2406</u>		情報班	602- <u>1105、1106</u>						緊急物資班	602-2271、2313				
				緊急物資班	602-2271、2313						支援班	602- <u>2236</u>				
防災行政無線 (FAX)		無線発信番号-602- <u>1150</u>			無線発信番号-602-1150		無線発信番号-602- <u>1152</u>									
配備場所	<u>(削除)</u>	<u>尾張県民事務所 防災安全課</u> <u>(三の丸庁舎4階) (削除)</u>						上記勤務時間内の欄に同じ								
		庁舎代表	052-961-7211													
N T T		直通	052-961-1474													
N T T (FAX)		052-951-9106			上記勤務時間内の欄に同じ											
防災行政無線		無線発信番号-602-1101、 <u>(追加)</u> 2436、2437														
防災行政無線 (FAX)		無線発信番号-602- <u>1150</u>														
5月31日以後																
※ただし、尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。 <u>(追加)</u>																

		(尾張県民事務所への連絡先)					
区分	平常時	第1非常配備	第2非常配備		第3非常配備		
			準備体制	準備強化体制			
配備場所	尾張県民事務所 防災安全課 (<u>愛知県</u>) 三の丸庁舎4階			災害対策センター (<u>愛知県</u>) 三の丸庁舎地下2階(災害対策室)			
N T T 電話	庁舎代表	052-961-7211		庁舎代表	052-961-7211		
	防災	内線	2432、2436、2437		内線	2901、2428	
		直通	052-961-1474		直通	052-973-4596	
	消防	内線	2434、2438				
		直通	052-961-1464				
	保安	内線	2433、2435				
直通		052-961-1519					
N T T FAX	052-951-9106			052-973-4596			
防災行政無線	防災	602-1101、2432、2436、2437		総務班	602-2901		
	消防	602- <u>2434</u> 、2438		総務班	602- <u>2428</u>		
	保安	602-2433、 <u>2435</u>		情報班	602- <u>2211、2522、2602</u>		
防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602- <u>1152</u>			無線発信番号-602-1150			
N T T	庁舎代表	052-961-7211					
	直通	052-961-1474					
N T T (FAX)	052-951-9106 (別室設置のFAXのための送信時は要連絡)						
防災行政無線	無線発信番号-602-1101、 <u>2432</u> 、2436、2437						
防災行政無線 (FAX)	無線発信番号-602- <u>1152</u>						
その他	E-mail	<u>owari@pref.aichi.lg.jp (追加)</u>					
	ファイル交換	<u>次のシステムが利用可能 「愛知県防災情報システム」内のファイル交換機能 愛知県高度情報ネットワークメニュー上の「防災用グループウェア」</u>					
※尾張方面本部は、第2非常配備(準備強化体制)でも尾張県民事務所防災安全課内に開設される場合がある。 ※尾張方面本部（尾張県民事務所）に連絡が取れない場合は、県庁災害対策本部（災害対策課）とする。 ※県災害対策本部は、県防災安全局の災害対策課内又は市街内に開設される場合がある。							

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

第3節 広報		第3節 広報														
342	<p>1 災害広報体制の確立</p> <p>(1) 災害広報体制 本部長の指示の如何に関わらず、以下のとおり、災害時広報体制を確立する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動用資料の作成</td> <td>(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各<u>地区連絡所</u>への配布</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>(2) 地区連絡所の役割</u> 避難所その他に設置される地区連絡所は、企画部から提供を受けた広報活動用資料を活用し避難所在住の市民及び担当地区の市民に対し、以下のとおり広報活動を行う。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動用資料を使った広報活動</td> <td>(1) 各地区連絡所が担当地域内において広報活動 (2) 各地区連絡所担当者が避難所内において広報活動（館内放送、口頭伝達等による）</td> </tr> <tr> <td>災害生活情報誌の配布</td> <td>(1) 各地区連絡所が担当地区内に掲示・配布する (2) 各地区連絡所が避難所内で掲示・配布する (3) 災対情報班が市内で掲示・配布する</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) 主に広報すべき情報項目 市は、各防災関係機関と密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げる事項を中心に広報活動を行う。</p>	役割項目	手順その他必要事項	広報活動用資料の作成	(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各 <u>地区連絡所</u> への配布	役割項目	手順その他必要事項	広報活動用資料を使った広報活動	(1) 各地区連絡所が担当地域内において広報活動 (2) 各地区連絡所担当者が避難所内において広報活動（館内放送、口頭伝達等による）	災害生活情報誌の配布	(1) 各地区連絡所が担当地区内に掲示・配布する (2) 各地区連絡所が避難所内で掲示・配布する (3) 災対情報班が市内で掲示・配布する	<p>1 災害広報体制の確立</p> <p>(1) 災害広報体制 本部長の指示の如何に関わらず、以下のとおり、災害時広報体制を確立する。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>役割項目</th> <th>手順その他必要事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>広報活動用資料の作成</td> <td>(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各<u>避難所</u>への配布</td> </tr> </tbody> </table> <p>(略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(2) 主に広報すべき情報項目 市は、各防災関係機関と密接に連絡し、各種広報手段を活用しながら、次に掲げる事項を中心に広報活動を行う。</p>	役割項目	手順その他必要事項	広報活動用資料の作成	(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各 <u>避難所</u> への配布
役割項目	手順その他必要事項															
広報活動用資料の作成	(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各 <u>地区連絡所</u> への配布															
役割項目	手順その他必要事項															
広報活動用資料を使った広報活動	(1) 各地区連絡所が担当地域内において広報活動 (2) 各地区連絡所担当者が避難所内において広報活動（館内放送、口頭伝達等による）															
災害生活情報誌の配布	(1) 各地区連絡所が担当地区内に掲示・配布する (2) 各地区連絡所が避難所内で掲示・配布する (3) 災対情報班が市内で掲示・配布する															
役割項目	手順その他必要事項															
広報活動用資料の作成	(1) 関係各部からの資料収集 (2) 広報活動用資料作成（A4又はB4サイズ） (3) 西日本電信電話株式会社FAX、伝令等による各部及び各 <u>避難所</u> への配布															

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

346	災害の発生段階	情報項目	災害の発生段階	情報項目
	災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター及び地区連絡所の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、避難情報） ● 医療・救護所の開設状況 ● 道路情報 ● 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ ● 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ ● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等 	災害発生直後の広報	<ul style="list-style-type: none"> ● 災害の発生状況及び市内の被害状況（堤防被害、火災、道路被害等） ● 市の活動体制及び応急対策実施状況に関すること <ul style="list-style-type: none"> ○災害対策本部の設置 ○現地災害対策本部の設置 ○トータルケアセンター（削除）の設置 ○避難所、救護所の設置 ○その他必要な事項 ● 避難に関する情報（避難場所、避難情報） ● （削除）救護所の開設状況 ● 道路情報 ● 市の行う救援救助活動への協力の呼びかけ ● 要配慮者保護及び人命救助の協力呼びかけ ● パニック防止、デマ情報への注意の呼びかけ等
<p>(4) 防災関係機関との連携 (略)</p> <p>3 広報活動の実施要領</p> <p>(4) 市職員の口頭での伝達</p> <p>各地区連絡所の要員が各管内地区において行う。広報車の活動が不可能な地域又は特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、市災害対策本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。</p> <p><u>また、東海豪雨の教訓として、市災害対策本部が司令塔として機能を果たし、全体の緊急対策を市災害対策本部の決定として伝達を行う。</u></p> <p>さらに、必要な場合は、消防団による広報伝達及び自主防災組織への連絡、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。</p> <p>(5) 市施設における掲示等</p> <p>災害生活情報誌は、災害発生後2日目を第1号として1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。</p> <p>なお、発行された災害生活情報誌は、市役所においては企画部職員が、各地区連絡所及びその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。</p>			<p>(3) 防災関係機関との連携 (略)</p> <p>3 広報活動の実施要領</p> <p>(4) 市職員の口頭での伝達</p> <p>各避難所の要員が各管内地区において行う。広報車の活動が不可能な地域又は特に必要と認められる地域に対して、口頭による広報活動を実施する。原則として無線機を携帯させるとともに2人1組にして、市災害対策本部と密接な連絡をとりながら広報活動を実施するよう努める。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>さらに、必要な場合は、消防団による広報伝達及び自主防災組織への連絡、警察署その他の防災関係機関の協力を要請する。</p> <p>(5) 市施設における掲示等</p> <p>災害生活情報誌は、災害発生後2日目を第1号として1日1回ずつ定期的に発行するよう努める。</p> <p>なお、発行された災害生活情報誌は、市役所においては企画部職員が、各避難所及びその他の市施設においては、各担当職員が掲示又は配布を行う。</p>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	第4章 応援協力・派遣要請	第4章 応援協力・派遣要請
	第4節 ボランティアの受入れ	第4節 ボランティアの受入れ
357	<p>3 ボランティアの受入れ</p> <p><u>(4) 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</u></p> <p><u>ア 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等に関する協定」を締結している団体</u></p> <p><u>日本赤十字愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社会法人ボーイスカウト愛知連盟、一般社会法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YMCA、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</u></p> <p><u>イ その他のボランティア団体等（赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校、各種団体、県外からのボランティア）</u></p> <p>(5) ボランティアの受入れの流れ (略)</p>	<p>3 ボランティアの受入れ</p> <p><u>(4) (削除)</u></p> <p>(4) ボランティアの受入れの流れ (略)</p>
359	<p>4 ボランティア団体等との連携</p> <p>市及び県は、社会福祉協議会、県内及び県外から被災地入りしているNPO等のボランティア団体と、<u>情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を把握し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。</u></p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>4 NPO・ボランティア関係団体等との連携</p> <p>市及び県は、県内及び県外から被災地入りしているNPO・ボランティア関係団体等と、<u>災害の状況やボランティアの活動状況等に関する最新の情報を共有する場を設置するなどし、被災者のニーズや支援活動の全体像を関係者と積極的に共有し、連携のとれた支援活動を展開するよう努める。また、災害の状況及びボランティアの活動予定を踏まえ、片付けごみなどの収集運搬を行うよう努める。これらの取組により、連携のとれた支援活動を展開するよう努めるとともに、ボランティアの活動環境について配慮するものとする。</u></p> <p>5 協力が予想されるNPO・ボランティア関係団体等</p> <p><u>(1) 県と「ボランティアの受入体制の整備とネットワーク化の推進等</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<p>5 整備保存すべき帳簿 (略)</p>	<p><u>関する協定」を締結している団体</u> <u>日本赤十字愛知県支部、社会福祉法人愛知県社会福祉協議会、一般社会法人ボーイスカウト愛知連盟、一般社会法人ガールスカウト愛知県連盟、愛知県青年団協議会、公益財団法人愛知県国際交流協会、認定特定非営利活動法人レスキューストックヤード、公益財団法人名古屋YWCA、一般社団法人日本アマチュア無線連盟愛知県支部、トヨタボランティアセンター、認定特定非営利活動法人愛知ネット、社会福祉法人愛知県共同募金会、公益社団法人日本青年会議所東海地区愛知ブロック協議会、日本労働組合総連合会愛知県連合会</u> <u>(2) その他のボランティア団体等（清須市ボランティア連絡協議会、愛知県防災ボランティアグループ、赤十字奉仕団、青年団、婦人会、高等学校、大学、高等技術専門学校、各種団体、県外からのボランティア）</u></p> <p>6 整備保存すべき帳簿 (略)</p>	
<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>		<p>第7章 医療救護・防疫・保健衛生対策</p>	
<p>第1節 医療救護</p>		<p>第1節 医療救護</p>	
<p>373</p>	<p>1 市における措置 (1) 市は、<u>医療</u>救護所を設置し、<u>必要に応じて</u>西名古屋医師会、西春日井歯科医師会、西春日井薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。 3 実施体制 (略)</p>	<p>1 市における措置 (1) 市は、<u>(削除)</u> 救護所を設置し、<u>(削除)</u> 西名古屋医師会、西春日井歯科医師会、西春日井薬剤師会等に対して協力を求め、地域の医療体制確保に努めるとともに、管内の避難所等における医療ニーズの把握に努める。 3 実施体制 (略)</p>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

項 目	手順その他必要事項	項 目	手順その他必要事項
医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③医療救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 ⑤市民対応	医療救護対策班の編成	①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③(削除)救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④医療機関の要請に基づく医薬品・医療資器材・水等の供給 ⑤市民対応
県医師会（西名古屋医師会）への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供	県医師会（西名古屋医師会）への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
西春日井歯科医師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供	西春日井歯科医師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②市の地域内の被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
西春日井薬剤師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②救護所への薬剤師派遣の要請 ③医薬品・医療用資器材の供給協力の要請	西春日井薬剤師会への連絡	①災害時医療救護体制確立の要請 ②救護所への薬剤師派遣の要請 ③医薬品・医療用資器材の供給協力の要請
医療救護所の設置	①設置場所の確保 ②設置が必要と認める避難所の選定 ③救護所設営要員の派遣 ④精神科救護所の設置	(削除)救護所の設置	①設置場所の確保 ②設置が必要と認める避難所の選定 ③救護所設営要員の派遣 (削除)
(略)		(略)	
4 医療・助産の救護活動の実施		4 医療・助産の救護活動の実施	
<u>(3) 災害派遣精神医療チーム（DPAT）</u>		<u>(3) (削除)</u>	
<u>ア DPATは、精神科医師をリーダーとし、看護師、事務員等3～5名による編成とする。</u>			
<u>イ DPATは、県内の公的、自治体病院、その他の医療機関の協力を得て編成し、活動を行う。</u>			
(4) 活動の実施期間		(3) 活動の実施期間	
(略)		(略)	
(5) 経費の負担について		(4) 経費の負担について	
(略)		(略)	
5 医療救護所の設置の目安		5 (削除)救護所の設置 (削除)	
(1) 設置場所		(1) 設置場所	
医療救護活動を行うにあたり必要と認める場合は、次のとおり西名古屋医師会、西春日井広域事務組合消防本部、西枇杷島警察署等の協力を得て、医療救護所を設置する。医療救護所は以下のうちから、被災者に		医療救護活動を行うにあたり(削除)、次のとおり西名古屋医師会、西春日井広域事務組合消防本部、西枇杷島警察署等の協力を得て、(削除)救護所を設置する。(削除)救護所は以下のうちから、救護所活動	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

<p><u>とって、最も安全かつ交通便利と思われる場所を選定する。</u></p> <p>ア 避難所 イ 保健福祉関連施設 ウ <u>その他の被災者の多い地点等</u></p> <p>(2) <u>医療救護所</u>の開設及び運営 <u>医療救護所</u>の開設及び運営実務は、救護保健活動チームが行う。 なお、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等の協力を得て、各救護所に必要な医師、看護師、薬剤師が常駐するよう努める。</p> <p>(3) <u>精神科救護所の設置</u> <u>精神科救急医療サービスについては、精神科医療機関等の協力により、各医療機関にて臨時精神科医療救護活動の実施を要請する。</u> <u>また、必要と認める医療救護所に精神科救護所を併設する。</u></p> <p>8 医療救護活動における設備・備品等の整備</p> <p>(1) 水 水は、災害時における救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つであるため、給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。 特に、<u>市内の災害連携病院</u>については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが水の確保状況を照会し、ライフライン対策チームを通じて水の供給を行うよう万全を期す。</p> <p>(2) 電気 電気の供給が停止した場合、<u>医療救護所</u>及び市内の災害連携病院への通電再開が優先的に行われるように中部電力に要請しておく。 特に、市内の災害連携病院については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、中部電力に対し、移動電源車の出動を要請する。 また、各施設から要請があった場合は、自家発電機用の燃料の供給についてライフライン対策チームを通じて行う。</p> <p>(3) 電話その他の通信手段 <u>医療救護所</u>及び市内の災害連携病院等の電話その他の通信手段の確保を図る。 特に、市内の災害連携病院において電話の使用が困難になった場合は、</p>	<p><u>に必要な医療資源が効率かつ迅速に活用でき、負傷者を安全に搬送できる場所を選定する。</u></p> <p>ア <u>医療施設</u> イ 避難所 ウ 保健福祉関連施設 エ その他の被災者の多い地点等</p> <p>(2) <u>(削除) 救護所</u>の開設及び運営 <u>(削除) 救護所</u>の開設及び運営実務は、救護保健活動チームが行う。 なお、地区医師会、地区歯科医師会、地区薬剤師会等の協力を得て、各救護所に必要な医師、看護師、薬剤師が常駐するよう努める。</p> <p>(3) <u>(削除)</u></p> <p>8 医療救護活動における設備・備品等の整備</p> <p>(1) 水 水は、災害時における救護活動を実施する上で必要不可欠なものの一つであるため、給水タンク車その他の運用により最優先で供給する。 特に、<u>救護所及び市内の災害連携病院</u>については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが水の確保状況を照会し、ライフライン対策チームを通じて水の供給を行うよう万全を期す。</p> <p>(2) 電気 電気の供給が停止した場合、<u>(削除) 救護所</u>及び市内の災害連携病院への通電再開が優先的に行われるように中部電力に要請しておく。 特に、市内の災害連携病院については、災害発生後、直ちに救護・保健活動チームが電気確保状況・配電設備の被害状況その他を照会し、必要と認める場合は、中部電力に対し、移動電源車の出動を要請する。 また、各施設から要請があった場合は、自家発電機用の燃料の供給についてライフライン対策チームを通じて行う。</p> <p>(3) 電話その他の通信手段 <u>(削除) 救護所</u>及び市内の災害連携病院等の電話その他の通信手段の確保を図る。 特に、市内の災害連携病院において電話の使用が困難になった場合</p>
---	--

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

西日本電信電話株式会社に対し、携帯電話の災害復旧用無線電話の貸与等、通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。
また、必要に応じて、救護・保健活動チームは防災行政無線（移動系）を携帯した連絡員を派遣する。

10 こころのケア対策

(2) 実施体制の確立
(略)

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 1週目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 精神科救護所の設置及び精神科救急医療の実施 ● トータルケアセンターの開設 ● 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供
長期的こころのケア対策への準備措置	災害発生後 8日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 巡回医療救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 ● 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施 ● 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置

ア 初期こころのケア対策実施体制の確立

項 目	手順その他必要事項
医療救護対策班の編成	<ul style="list-style-type: none"> ①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④市民対応
西名古屋医師会への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時こころのケア実施体制確立の要請 ②市の地域内被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
西春日井薬剤師会への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ①医療救護体制確立の要請 ②医薬品等の供給協力の要請
精神科救護所の設置	<ul style="list-style-type: none"> ①必要と認める医療救護所等への設置 ②スタッフの確保・派遣
トータルケアセンターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ①トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・市役所内 ②要員派遣

は、西日本電信電話株式会社に対し、携帯電話の災害復旧用無線電話の貸与等、通信手段を確保するために必要な措置を講ずるよう要請する。
また、必要に応じて、救護・保健活動チームは防災行政無線（移動系）を携帯した連絡員を派遣する。

10 こころのケア対策

(2) 実施体制の確立
(略)

区 分	期間の目安	措置の目安
災害発生初期の緊急措置	災害発生後 1週目まで	<ul style="list-style-type: none"> ● 救護所の設置及び精神科救急医療の実施 ● トータルケアセンターの開設 ● 心的外傷に関する冊子その他情報の市民への提供
長期的こころのケア対策への準備措置	災害発生後 8日目以降	<ul style="list-style-type: none"> ● 巡回医療救護班による避難所及び被災地域ケアの実施 ● 救援活動従事者向け「こころのケア」の実施 ● 行政・医療機関・団体等関係者連絡協議会の設置

ア 初期こころのケア対策実施体制の確立

項 目	手順その他必要事項
医療救護対策班の編成	<ul style="list-style-type: none"> ①西名古屋医師会との連絡調整 ②市各部、防災関係機関との連絡調整 ③救護所への医薬品・医療資器材・水等の供給 ④市民対応
西名古屋医師会への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ①災害時こころのケア実施体制確立の要請 ②市の地域内被害状況に関する情報の提供 ③市災害対策本部体制の現況に関する情報の提供
西春日井薬剤師会への連絡	<ul style="list-style-type: none"> ①医療救護体制確立の要請 ②医薬品等の供給協力の要請
(削除)	(削除)
トータルケアセンターの設置	<ul style="list-style-type: none"> ①トータルケアセンター開設のために必要なスペース・設備等の確保・市役所内 ②要員派遣

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<p>12 平常時救護体制への移行</p> <p>(2) 移行に関する基本方針 災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、概ね以下の基本方針に基づき行う。 ア 災害発生後1週間は、西名古屋医師会会員も含めた医療救護所体制による。 イ 災害発生後1週間経過後は、医療救護所を漸次縮小するとともに、県派遣医師及び応援医師による体制とする。また自身の診療所を再開することが可能な西名古屋医師会会員については、その早期再開を促す。</p> <p>ウ 避難所管内の診療所再開状況が50%を超えた時点で、医療救護所を閉鎖する。</p> <p>(3) 措置のあらまし (略) ア 西部休日診療所、当番医による休日・夜間救急診療の再開 (略)</p>	<p>12 平常時救護体制への移行</p> <p>(2) 移行に関する基本方針 災害時医療救護体制から平常時医療救護体制への移行は、概ね以下の基本方針に基づき行う。 ア 災害発生後1週間は、西名古屋医師会会員も含めた(削除) 救護所体制による。 イ 災害発生後1週間経過後は、(削除) 救護所を漸次縮小するとともに、県派遣医師及び応援医師による体制とする。また自身の診療所を再開することが可能な西名古屋医師会会員については、その早期再開を促す。</p> <p>ウ 避難所管内の診療所再開状況が50%を超えた時点で、(削除) 救護所を閉鎖する。</p> <p>(3) 措置のあらまし (略) ア (削除) 当番医による休日・夜間救急診療の再開 (略)</p>
<p>第8章 道路交通規制・緊急輸送対策</p>		
<p>第1節 道路交通規制等</p>		
<p>386</p>	<p>1 県警察及び警察における措置</p> <p>(7) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条(追記)の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両等届出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出する。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申請者に交付する。 (略)</p>	<p>1 県警察及び警察における措置</p> <p>(7) 緊急通行車両の確認等 ア 県公安委員会が災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、同法施行令第33条第1項の規定により緊急通行車両の確認を行う。 イ 緊急通行車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両確認申出書」を、県又は県公安委員会の事務担当局等に提出する。 ウ 緊急通行車両であると確認したときは、県又は県公安委員会は、「緊急通行車両確認証明書」を、標章とともに申出者に交付する。 (略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	第4節 緊急輸送手段の確保	第4節 緊急輸送手段の確保
394	<p>3 緊急通行車両等の運行確保</p> <p><u>(1) 緊急通行車両</u></p> <p>ア <u>確認手続</u></p> <p>イ <u>事前に行う場合（事前届出）</u> <u>緊急通行車両の事前届出を西枇杷島警察署へ届け出て、あらかじめ確認審査を受け緊急通行車両事前届出済証の交付を受ける。</u></p> <p>ロ <u>発生時に行う場合</u> <u>緊急通行車両等確認申請書を西枇杷島警察署（県警交通指導課及び交通検問所も可）へ申請し確認審査を受ける。</u></p> <p>エ <u>緊急通行車両の標章及び証明書の交付</u></p> <p>イ <u>事前届出済車両</u> <u>緊急通行車両事前届出済証を提出し「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。（この場合、確認申請書の提出及び審査は省略させる。）</u></p> <p>ロ <u>事前届出をしていない車両</u> <u>緊急通行車両等確認申請書を提出し確認審査を受けた後、「緊急通行車両等確認証明書」及び「標章」の交付を受ける。</u></p> <p>ウ <u>規制対象外車両</u></p> <p>ア <u>規制対象外車両の申請・交付等</u> <u>災害による通行の禁止又は制限を実施した場合において、社会生活維持に不可欠な車両及び応急対策を確保する上で必要な車両は、緊急通行車両等に支障を及ぼさない限り規制対象から除外し、規制対象外車両申請書により西枇杷島警察署に申請する。</u></p> <p>イ <u>証明書及び標章の交付等</u> <u>規制対象外車両であると確認したときは、西枇杷島警察署は、規制対象外車両証明書を作成し、標章とともに申請者に交付する。</u></p>	<p><u>(削除)</u></p>
395	<p>4 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p> <p><u>(追加)</u></p>	<p>3 緊急輸送の対象となる人員、物資の範囲</p> <p>4 緊急通行車両の確保</p> <p><u>(1) 緊急輸送等を行う計画のある車両を保有する指定行政機関等においては、緊急通行車両であることの確認を迅速・円滑に受けるため、県公安</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

		<p><u>委員会（県警察）が別に定めるところにより、県公安委員会（県警察）へ緊急通行車両の確認申出を行う。</u></p> <p><u>(2) 災害対策基本法第76条の規定により、緊急通行車両以外の車両について通行の禁止又は制限が行われた場合の、緊急通行車両であることの確認については、愛知県警察本部の「緊急通行車両等の確認手続等実施要領」による。</u></p>
	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策	第10章 避難所・要配慮者支援・帰宅困難者対策
	第1節 避難所の開設・運営	第1節 避難所の開設・運営
399	<p>2 避難所が果たすべき役割</p> <p>(3) 地区における市災害対策本部の窓口（<u>「地区連絡所」</u>）として、広報資料の配布や仮設住宅入居申込用紙の交付・受付けを行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 開設から運営までの手順</p> <p>避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>⑦避難所内事務室（<u>「地区連絡所」</u>）を開設</p> <p>(略)</p> <p>5 開設時の留意事項</p> <p>(4) 所内事務室の開設</p> <p>上記の措置をとった後、避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」（<u>「地区連絡所」</u>）の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。</p> <p><u>なお、避難所開設以降は、事務室には要員を常時配置しておく。</u>また、事務室には避難所の運営に必要な用品（避難場所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。</p>	<p>2 避難所が果たすべき役割</p> <p>(3) 地区における市災害対策本部の窓口（<u>削除</u>）として、広報資料の配布や仮設住宅入居申込用紙の交付・受付けを行う。</p> <p>(略)</p> <p>4 開設から運営までの手順</p> <p>避難所の開設及び運営の手順は、おおよそ次のとおりとする。</p> <p>(略)</p> <p>⑦避難所内事務室（<u>削除</u>）を開設</p> <p>(略)</p> <p>5 開設時の留意事項</p> <p>(4) 所内事務室の開設</p> <p>上記の措置をとった後、避難所内に事務室を速やかに開設し、「事務室」（<u>「地区連絡所」</u>）の看板等を掲げて、避難した市民に対して、避難所運営の責任者の所在を明らかにする。</p> <p><u>（削除）</u>また、事務室には避難所の運営に必要な用品（避難場所指定地区住民名簿、避難者カード、避難所用物品受払簿等の様式、事務用品等）を準備しておく。</p>
	第2節 要配慮者支援対策	第2節 要配慮者支援対策
405	<p>2 市における措置</p> <p>要配慮者支援対策として、市が実施する対策を以下にまとめる。</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送や、</p>	<p>2 市における措置</p> <p>要配慮者支援対策として、市が実施する対策を以下にまとめる。</p> <p>(5) 福祉避難所の設置等</p> <p>自宅や福祉施設が被災した要配慮者について、福祉避難所への移送</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<p>被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。 <u>また、受入れを想定していない避難者が避難してくることがないよう、必要に応じて、あらかじめ福祉避難所として指定避難所を指定する際に、受入れ対象者を特定して公示する。</u> <u>前述の公示を活用しつつ、福祉避難所で受け入れるべき要配慮者を事前に調整の上、個別避難計画等を作成し、要配慮者が、避難が必要となった際に福祉避難所へ直接避難することができるよう努める。</u></p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p> <p>ア 市<u>町村</u>国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</p>	<p>や、被災を免れた社会福祉施設等への緊急入所等、適切な支援を実施する。 <u>(削除)</u></p> <p>(8) 外国人に対する情報提供と支援ニーズの把握 次の方法により災害情報や支援情報等の提供を行うとともに、必要な支援ニーズを収集する。</p> <p>ア 市 <u>(削除)</u> 国際交流協会や各種ボランティア団体との連携</p>	
<p>第11章 水・食料・生活必需品等の供給</p>		<p>第11章 水・食料・生活必需品等の供給</p>	
<p>第1節 給水</p>		<p>第1節 給水</p>	
<p>415</p>	<p>2 応急給水体制の確立</p> <p>(3) 需要の把握（被害状況の把握）</p> <p>ア 速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を指示する。なお、被害状況把握の方法は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 市災害対策本部・<u>地区連絡所</u>・消防署への被害情報 (略)</p>	<p>2 応急給水体制の確立</p> <p>(3) 需要の把握（被害状況の把握）</p> <p>ア 速やかに被害状況の把握に努め、応急給水の実施が必要な地域、給水活動体制の規模等を決めるための需要調査を指示する。なお、被害状況把握の方法は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 市災害対策本部・<u>避難所</u>・消防署への被害情報 (略)</p>	
<p>第2節 食料の供給</p>		<p>第2節 食料の供給</p>	
<p>420</p>	<p>(6) 需要の把握（被害状況の把握）</p> <p>ア 関係各部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食料の応急的供給の実施が必要な地域供給活動体制の規模等を決めるための需要調査の実施を指示する。なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 市災害対策本部・<u>地区連絡所</u>及び消防本部への被害情報による概数の把握 (略)</p>	<p>(6) 需要の把握（被害状況の把握）</p> <p>ア 関係各部長と密に連絡して、速やかに被害状況の把握に努め、食料の応急的供給の実施が必要な地域供給活動体制の規模等を決めるための需要調査の実施を指示する。なお、必要数把握の方法は次のとおりとする。</p> <p>(ア) 市災害対策本部・<u>避難所</u>及び消防本部への被害情報による概数の把握 (略)</p>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

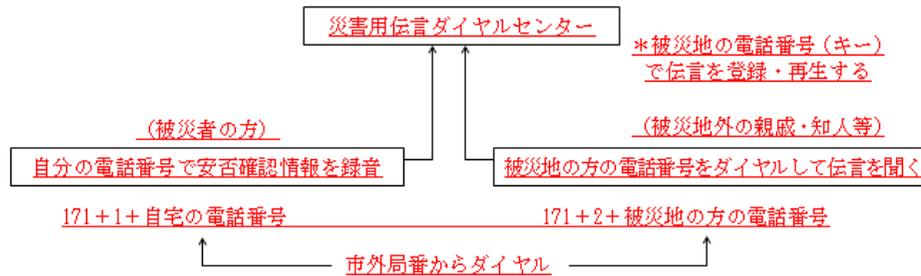
第14章 ライフライン施設等の応急対策		第14章 ライフライン施設等の応急対策	
第3節 ガス施設対策		第3節 ガス施設対策	
434	<p>1 ガス事業者における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 災害発生後、ガス事業者は速やかに災害対策本部等を設置する。 緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。 <u>(追記)</u></p>	<p>1 ガス事業者における措置</p> <p>(1) 災害対策本部の設置 災害発生後、ガス事業者は速やかに災害対策本部等を設置する。 緊急動員については各社において、災害対策規程等によって定める動員体制によって行う。 <u>(震度5 弱以上の地震が発生したときは、あらかじめ定められた防災要員は呼出しを待たずに自動出社する。)</u></p>	
第6節 通信施設の応急措置		第6節 通信施設の応急措置	
438	<p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況等を関係機関に共有する。</p>	<p>1 通信事業者（西日本電信電話株式会社、エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社）における措置</p> <p>西日本電信電話株式会社及びエヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社は、緊急に必要な災害対策機関等、災害救助活動に直接関係する重要通信の確保及び通信の途絶の解消に留意し、速やかに応急復旧を行う。また、速やかに通信障害の状況やその原因、通信施設の被害や復旧の状況や見通し、代替的に利用可能な通信手段等について、関係機関及び国民に対してわかりやすく情報提供（ホームページのトップページへの掲載、地図による障害エリアの表示等）する。</p>	
438	<p>3 市、県（防災安全局）及び防災関係機関における措置</p> <p><u>無線通信施設に障害を生じた場合は、認められた範囲内において通信系の変更等必要な臨機の措置をとるとともに、移動系無線局を防災拠点や被災地域等に重点配備し、地域の円滑な情報の受伝達を行う。</u></p> <p><u>なお、無線中継局の障害は、関係の全施設の通信を不能にするから、速やかに各機関は応急措置をとる。</u></p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が長時間継続する場合、県が無料公衆無線LANを認証フリーにすべきであると判断した場合には、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害時モードへの切替えを指示し、通信事業者は認証フリーでインターネットに接続できるように設定情報を変更する。</u></p>	<p>3 市、県（防災安全局）及び防災関係機関における措置</p> <p><u>大地震の発生により、電気通信が途絶した場合の最も有力な手段は、無線を用いた専用通信である。特に、県、市町村、県警察、気象台、国土交通省、海上保安機関、東海旅客鉄道株式会社、中日本高速道路株式会社、さらに電力・ガス会社、鉄道会社等の防災関係機関の情報連絡網は極めて重要な役割をもっているため、適切な応急措置が要求される。各機関においては、あらかじめ具体的な応急対策計画を作成しておく必要があるが、なかでも次のような点に格別留意して有効、適切な対応が図られるようにすべきである。</u></p> <p><u>また、携帯インフラが広範囲に被害を受け、携帯電話やスマートフォンが利用できない状態が想定される。その際に避難所等を兼ねる県有施設に整備された無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）を活用し、避難者</u></p>	

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

<p>439</p>	<p>また、市は、災害により地域全般にわたって通信が途絶した場合は、一般利用者等に対する広報活動を実施するとともに、災害用伝言ダイヤルの周知を図る。</p> <p>※災害時に被災者の安否確認による電話の混線を避けるため、被災者の親戚・知人等が直接被災者に電話せず、全国約50か所に設置された災害用伝言ダイヤルセンターを通して被災者の安否確認を行うものである。</p>	<p>が被災情報の収集等を行える状態にすることは有効である。</p> <p>(1) 要員の確保 専用通信施設の点検、応急復旧に必要な要員の確保を図る。</p> <p>(2) 応急用資機材の確保 非常用電源（自家発電用施設、電池等）、移動無線、可搬型無線機等の 仮回線用資機材など</p> <p>(3) 訓練の実施 各機関は、定期的又は随時に通信訓練を実施し、発災時に備えるよう努力する。</p> <p>(4) 無料公衆無線LANサービス（フリーWi-Fi）の活用 ア 県（総務局）の連絡 県は大地震の発生により無料公衆無線LANを認証フリーとすべきであると判断した場合は、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」について、通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）に災害モードへの切替えを指示する。 イ 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）の災害モードへの切替え 通信事業者（株式会社ワイヤ・アンド・ワイヤレス）は、県との事前の取り決めに従って指示内容を確認後、SSID「Aichi_Free_Wi-Fi」の災害モードへの切替えを行い、認証フリーでインターネットに接続できるよう設定情報を変更する。</p>
------------	---	--

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

【災害用伝言ダイヤルのシステム】



項 目	内 容
伝言の録音、再生が可能な電話番号(キー)	被災地を中心とした生活圏の西日本電信電話株式会社の一般電話番号(市外局番を含む。また、災害発生時に西日本電信電話株式会社が単位に指定する。)
利用可能電話	西日本電信電話株式会社の一般電話(プッシュ式、ダイヤル式) 公衆電話、INSネット64、INSネット1500 メンバーズネット(オフネット通話利用時) 携帯電話、PHS(一部事業者を除く)
伝言蓄積数	1電話番号当たり1~10伝言
伝言録音時間	1伝言30秒以内
伝言の保存期間	登録後2日間(48時間)
伝言の消去	保存期間経過時に自動消去
利用料金	発信地~被災地電話番号間の通話料(登録、再生とも必要)
暗証番号つき伝言	4桁の暗証番号(録音:171+3+暗証番号、再生:171+4+暗証番号)

4 放送事業者における措置

放送機等の障害により災害関連番組の放送が不可能となったときは、他の送信系統により臨機に番組を変更、あるいは他の番組と切り替え、放送に努める。中継回線が途絶したときは、必要機器を仮設し、無線及び他の中継回線等を利用して放送の継続に努める。

なお、演奏所からの放送継続が不可能となったときは、仮設演奏所により放送の継続に努める。

(1) 携帯電話会社による災害用伝言板サービスの周知

大規模災害が発生した時に、災害発生地域に居住の携帯電話を持っている者が、インターネット接続サービスを利用して、Web上に開設された災害用伝言板に、自分の安否情報を登録することが可能となるもの

(削除)

4 放送事業者における措置

地震及びこれに伴う二次災害の発生時において、放送設備が故障又は被災し、放送が中断した場合等に備えて、可及的速やかに放送を再開すること等のために、次のような対策の推進に努めるものとする。

- (1) 放送局の演奏所が被災しても放送が継続できるよう、可能な限り送信所内に最小限の放送設備を設ける。
- (2) 中波放送については、可能な限り非常用放送設備を設ける。
- (3) 放送番組中継回線及び防災関係機関との連絡回線が不通となった場合は、臨時無線回線を設定し、放送の継続や災害情報の収集を図ることができるよう措置を講ずる。
- (4) 具体的な災害応急対策計画を立て、適時、訓練を実施する。

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<p>である。 <u>また、登録された安否情報等は、インターネットを通じて、他社携帯電話やPHS、パソコンから閲覧・確認することができる。</u> <u>ア NTTドコモ「災害用伝言板」</u> <u>イ KDDI (au)「災害用伝言板」</u> <u>ウ ソフトバンク「災害用伝言板」</u> <u>エ Y!mobile「災害用伝言板」</u> <u>オ NTT西日本「災害用伝言板Web171」</u></p>	
	<p>第15章 住宅対策</p>	<p>第15章 住宅対策</p>
	<p>第6節 住宅の応急修理</p>	<p>第6節 住宅の応急修理</p>
<p>449</p>	<p><u>(追記)</u></p>	<p>1 県（防災安全局・建築局）における措置 <u>県は、災害救助法に基づき被災住宅の応急修理を行う。応急修理は、「住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理」及び「日常生活に必要な最小限度の部分の修理」をするものであり、次のとおり実施する。</u> <u>(1) 応急修理の実施</u> <u>ア 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理</u> <u>(ア) 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>住家が半壊、半焼又はこれらに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者</u> <u>(イ) 修理の範囲</u> <u>雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある屋根、外壁、建具等の必要な部分</u> <u>(ウ) 修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>(エ) 修理の期間</u> <u>災害が発生してから10日以内に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u> <u>(オ) 修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

<p>449</p>	<p>1 市における措置 住宅の応急修理に係る申請の受付け、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ及び県への各種情報提供等を行う。</p> <p><u>(1) 対象者</u> <u>災害により住家が半壊（焼）等し、そのままでは当面の日常生活を営むことができず、かつ、自己の資力では住宅の応急修理を行うことがで</u></p>	<p><u>イ 日常生活に必要な最小限度の部分の修理</u> <u>(ア) 応急修理を受ける者の範囲</u> <u>a 住家が半壊、半焼若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力では応急修理をすることができない者</u> <u>b 大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊した者</u> <u>(イ) 修理の範囲</u> <u>居室、炊事場、トイレなど当面の日常生活に欠くことのできない部分とする。</u> <u>(ウ) 修理の費用</u> <u>応急修理に要する費用は、災害救助法施行細則に定める範囲内とする。</u> <u>(エ) 修理の期間</u> <u>災害が発生してから3か月以内（災害対策基本法に規定する災害対策本部が設置された場合は、6か月以内）に完了するものとする。ただし、交通機関の途絶その他特殊な事情により期間内に修理ができない場合は、事前に内閣総理大臣の同意を得て、必要最小限の期間を延長するものとする。</u> <u>(オ) 修理の方法</u> <u>住宅の応急修理は、現物給付をもって実施する。</u></p> <p>2 市における措置 住宅の応急修理に係る申請の受付け、修理業者の指定と斡旋等の業務、請求書の取りまとめ及び県への各種情報提供等を行う。</p> <p><u>(削除)</u> <u>(1) 整備保存すべき帳簿</u> ア 住宅応急修理記録簿</p>
------------	--	---

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

	<p><u>きない者。</u></p> <p><u>(2) 応急修理方法</u> <u>住宅の応急修理は、救助の実施機関である知事が実施するのが原則であるが、直接できない場合は、その委託を受けた市長が現物給付をもって実施する。</u> <u>現物給付とは、救助の実施機関である県又は市が、建築業者あるいは土木業者を動員して応急修理を実施することである。</u> <u>応急修理は、居室・炊事場・トイレ等のような生活上欠くことのできない部分のみを対象とし、応急修理に関する費用は、災害救助法施行細則に定める基準を適用し、その範囲内とする。</u></p> <p><u>(3) 応急修理の申請</u> <u>応急修理を必要とする者は、申請書により市長に申請するものとし、市長は決定通知書により申請者へ通知する。</u> <u>また、県への各種情報提供等を行う。</u></p> <p><u>(4) 整備保存すべき帳簿</u> ア 住宅応急修理記録簿 イ 住宅の応急修理のための契約書・仕様書等 ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類</p> <p>2 災害救助法の適用 (略)</p>	<p>イ 住宅の応急修理のための契約書・仕様書等 ウ 住宅の応急修理関係支払証拠書類</p> <p>3 災害救助法の適用 (略)</p>
	<p>第18章 相談体制</p>	<p>第18章 相談体制</p>
<p>463</p>	<p>1 トータルケアセンターの開設 (1) 開設担当部 大規模災害が発生した場合は、市役所内にトータルケアセンターを開設する。また開設着手と併せて、各部長に開設の旨を連絡し、要員の派遣、<u>地区連絡所</u>への各種資料・申請用紙の配付その他必要な措置をとるよう要請する。 その他被害の状況により必要と認める場所におくことができる。 (略)</p>	<p>1 トータルケアセンターの開設 (1) 開設担当部 大規模災害が発生した場合は、市役所内にトータルケアセンターを開設する。また開設着手と併せて、各部長に開設の旨を連絡し、要員の派遣、<u>避難所</u>への各種資料・申請用紙の配付その他必要な措置をとるよう要請する。 その他被害の状況により必要と認める場所におくことができる。 (略)</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害応急対策計画（地震））

<p>2 臨時市民相談所の開設 <u>市長から指示がある場合若しくは必要と認めた場合は、避難所、地区連絡所</u>又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、市民の相談、要望、苦情等の積極的な聴き取りに努める。</p>	<p>2 臨時市民相談所の開設 <u>必要に応じ、避難所（削除）</u>又は被災地の交通に便利な地点に臨時市民相談所を開設し、市民の相談、要望、苦情等の積極的な聴き取りに努める。</p>
---	--

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害復旧・復興計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	4 災害復旧・復興計画（風水害等災害・地震災害）	4 災害復旧・復興計画（風水害等災害・地震災害）
	第4章 震災復興都市計画の手続	第4章 震災復興都市計画の手続
	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定について	第3節 復興都市計画事業の都市計画決定について
480	1 都市復興基本計画の策定と公表 （略） 策定にあたっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、 <u>（追記）</u> 総合計画等を踏まえるものとする。	1 都市復興基本計画の策定と公表 （略） 策定にあたっては、復興に関する市町村基本方針、都市計画マスタープラン、 <u>立地適正化計画</u> 、総合計画等を踏まえるものとする。
	第5章 被災者等の生活再建等の支援	第5章 被災者等の生活再建等の支援
	第1節 罹災証明書の交付等	第1節 罹災証明書の交付 <u>（削除）</u>
481	1 市における措置 <u>（1）罹災証明書の交付等</u> 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する <u>ものとする。</u> <u>（追記）</u> 被害の規模と比較して市の体制・資機材の身では不足すると見込まれる場合には県に支援を要請し、住家等の被害の程度の調査について県の協定締結団体の支援を受ける。 <u>（2）被災者台帳の作成</u> 市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。 <u>ア 発行の手続</u> 災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき、「被災者台帳」を	1 市における措置 <u>（削除）</u> 市は、災害の状況を迅速かつ的確に把握するとともに、各種の支援措置を早期に実施するため、罹災証明書の交付の体制を確立し、遅滞なく住家等の被害の程度を調査し、被災者に罹災証明書を交付する。 なお、住家等の被害の程度を調査する際、必要に応じて、航空写真、被災者が撮影した住家の写真等を活用するなど、適切な手法により実施する <u>（削除）。</u> <u>また、住家被害の調査や罹災証明書の交付の担当部局と応急危険度判定担当部局とが非常時の情報共有体制についてあらかじめ検討し、必要に応じて、発災後に応急危険度判定の判定実施計画や判定結果を活用した住家被害の調査・判定を早期に実施できるよう努める。</u> 被害の規模と比較して市の体制・資機材の身では不足すると見込まれる場合には県に支援を要請し、住家等の被害の程度の調査について県の協定締結団体の支援を受ける。 <u>（削除）</u>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害復旧・復興計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	<p><u>作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、「被災者台帳」により確認の上、発行する。</u></p> <p><u>なお、「被災者台帳」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。</u></p> <p><u>イ 証明の範囲</u></p> <p><u>災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。</u></p> <p><u>(ア) 全壊</u></p> <p><u>(イ) 大規模半壊</u></p> <p><u>(ウ) 中規模半壊</u></p> <p><u>(エ) 半壊</u></p> <p><u>(オ) 準半壊</u></p> <p><u>(カ) 準半壊に至らない（一部損壊）</u></p> <p><u>(キ) 床上浸水</u></p> <p><u>(ク) 床下浸水</u></p> <p><u>ウ その他</u></p> <p><u>「罹災証明書」については、証明手数料を徴収しない。</u></p>	
	<p>（追記）</p>	<p>第2節 被災者台帳の作成及び災害ケースマネジメントの実施</p>
482	<p><u>（追加）</u></p>	<p>1 市における措置</p> <p><u>(1) 被災者台帳の作成</u></p> <p><u>市は、必要に応じて個々の被災者の被害の状況や各種の支援措置の実施状況、配慮を要する事項等を一元的に集約した被災者台帳を作成し、被災者の援護の総合的かつ効率的な実施に努める。</u></p> <p><u>(2) 罹災証明書の発行</u></p> <p><u>市は、住家（現実に居住のために使用している建物）が風水害等により被害を受けた者等から、住家について申請があった場合は、災害対策基本法第90条の2第1項に基づき、罹災証明書を発行する。</u></p> <p><u>ア 発行の手続</u></p> <p><u>災害対策本部に集約された個別調査結果に基づき、「被災者台帳」を作成し、被災者の「罹災証明書」発行申請に対し、「被災者台帳」により確認の上、発行する。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害復旧・復興計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
		<p><u>なお、「被災者台帳」により確認できないときでも申請者の立証資料をもとに客観的に判断できるときは「罹災証明書」を発行する。</u></p> <p><u>イ 証明の範囲</u> <u>災害対策基本法第2条第1号に規定する災害で、次の事項について証明する。</u> <u>(ア) 全壊</u> <u>(イ) 大規模半壊</u> <u>(ウ) 中規模半壊</u> <u>(エ) 半壊</u> <u>(オ) 準半壊</u> <u>(カ) 準半壊に至らない（一部損壊）</u> <u>(キ) 床上浸水</u> <u>(ク) 床下浸水</u></p> <p><u>ウ その他</u> <u>「罹災証明書」については、証明手数料を徴収しない。</u></p> <p><u>(3) 災害ケースマネジメントの実施</u> <u>市は、被災者の自立・生活再建が進むよう、被災者一人ひとりの被災状況や生活状況の課題等を個別相談等により把握した上で、必要に応じ専門的な能力を持つ関係者と連携しながら、当該課題等の解決に向けて継続的に支援を行う災害ケースマネジメントの取組を行うよう努める。</u> <u>取組にあたっては、見守り・相談の機会や被災者台帳等を活用したきめ細やかな支援を行うとともに、被災者が容易に支援制度を知ることができる環境の整備を行うよう留意する。</u></p>
482	第2節 被災者への経済的支援等	第3節 被災者への支援金等の支給、税の減免等
490	第3節 住宅等対策	第4節 住宅等対策
491	第4節 労働者対策	第5節 労働者対策
	第6章 商工業・農林水産業の再建支援	第6章 商工業・農林水産業の再建支援
	第1節 商工業の再建支援	第1節 商工業の再建支援
492	1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、 <u>小規模企業等振興</u>	1 県（経済産業局、観光コンベンション局）における措置 (2) 金融支援等 県は、被災した中小企業に対する資金対策として、 <u>経済環境適応資金</u>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（災害復旧・復興計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	<p><u>資金（災害復旧資金）、中小企業組織強化資金（災害復旧資金）</u>等により、事業資金の融資を行う。</p> <p>また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</p>	<p><u>災害対応資金【短期】、経済環境適応資金災害対応資金【長期】、経済環境適応資金災害対応資金【大規模災害】</u>等により、事業資金の融資を行う。</p> <p>また、独立行政法人中小企業基盤整備機構の災害復旧高度化事業の貸付に係る窓口業務を行う。</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	第1編 災害予防計画	第1編 災害予防計画
	第2章 原子力災害予防対策	第2章 原子力災害予防対策
	第5節 緊急輸送体勢の確保	第5節 緊急輸送体勢の確保
505	市は、県警察が実施する緊急時の応急対策が円滑に行われるよう <u>(追記)</u> 協力する。(略)	市は、県警察が実施する緊急時の応急対策が円滑に行われるよう、 <u>災害発生前における緊急通行車両の確認申出の推進</u> に協力する。(略)
	第2編 災害応急対策	第2編 災害応急対策
	第1章 活動態勢（組織の動員配備）	第1章 活動態勢（組織の動員配備）
	第1節 災害対策本部の設置・運営	第1節 災害対策本部の設置・運営
511	3 市災害対策本部 (2) 災害対策本部の組織及び運営 災害対策本部の組織及び運営は、 <u>本部員会議</u> を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。 (3) 市災害対策本部の設置及び廃止 ウ 市災害対策本部の設置の手順	3 市災害対策本部 (2) 災害対策本部の組織及び運営 災害対策本部の組織及び運営は、 <u>本部会議</u> を置き災害応急対策の基本的事項について協議決定するほか、災害対策本部の業務を処理するための本部事務局を置く。 (3) 市災害対策本部の設置及び廃止 ウ 市災害対策本部の設置の手順
512	(ア) 設置場所 本部の設置場所は、原則として市役所内とする。ただし、市役所内に設置することが不可能な場合は、春日公民館に設置する。 被害が甚大なため、市の地域に本部を設置することが不可能又は適切でないと認める場合は、近接市町村又は県に対し協力を要請し、臨時本部の設置、本部機能そのものの代行その他必要な措置を講ずる。 <u>本部員会議</u> 事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。 (略) (イ) 本部の標識等 本部長、副本部長、現地本部長、本部付、本部員、本部連絡員、班長及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。 なお、危機管理・総務班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市役所正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」	(ア) 設置場所 本部の設置場所は、原則として市役所内とする。ただし、市役所内に設置することが不可能な場合は、春日公民館に設置する。 被害が甚大なため、市の地域に本部を設置することが不可能又は適切でないと認める場合は、近接市町村又は県に対し協力を要請し、臨時本部の設置、本部機能そのものの代行その他必要な措置を講ずる。 <u>本部会議</u> 事務局員及び防災関係機関派遣の本部連絡員が入室する部屋を同じく確保する。 (略) (イ) 本部の標識等 本部長、副本部長、現地本部長、本部付、本部員、本部連絡員、班長及び班員は、災害応急活動に従事するときは、それぞれ所定の腕章を着用する。 なお、危機管理・総務班は本部設置の通報を受けたときは、速やかに市役所正面玄関及びその他の適切な場所に「市災害対策本部」の標識板

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）																																																						
	の標識板等を掲げ、併せて本部員室、 <u>本部員会議</u> 事務局、 <u>地区連絡所</u> 、避難所、救護所等の設置場所を明示する。	等を掲げ、併せて本部員室、 <u>本部会議</u> 事務局、 <u>(削除)</u> 避難所、救護所等の設置場所を明示する。																																																						
	第2節 非常配備体制	第2節 非常配備体制																																																						
513	<p>2 配備区分 市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="224 446 1146 1257"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>フェーズ</th> <th>指令名</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒態勢</td> <td>フェーズ1: 黄(イエロー)</td> <td>第1警戒配備</td> <td>災害が発生するおそれがあるが、推測が困難で今後の状況の推移に注意を要するとき</td> <td>(1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員</td> </tr> <tr> <td>フェーズ2: 黄(イエロー)</td> <td>第2警戒配備</td> <td>災害が発生するおそれがあるとき</td> <td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部</td> <td>フェーズ3: 橙(オレンジ)</td> <td>第1非常配備</td> <td>(1) 小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき (2) 県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき</td> <td>災害に対する応急対策活動に必要な人員</td> </tr> <tr> <td>フェーズ4: 橙(オレンジ)</td> <td>第2非常配備</td> <td>相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき</td> <td>総合的な応急対策活動に必要な人員</td> </tr> <tr> <td>フェーズ5: 赤(レッド)</td> <td>第3非常配備</td> <td>原子力緊急事態宣言があったとき</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員	警戒態勢	フェーズ1: 黄(イエロー)	第1警戒配備	災害が発生するおそれがあるが、推測が困難で今後の状況の推移に注意を要するとき	(1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員	フェーズ2: 黄(イエロー)	第2警戒配備	災害が発生するおそれがあるとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	災害対策本部	フェーズ3: 橙(オレンジ)	第1非常配備	(1) 小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき (2) 県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員	フェーズ4: 橙(オレンジ)	第2非常配備	相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき	総合的な応急対策活動に必要な人員	フェーズ5: 赤(レッド)	第3非常配備	原子力緊急事態宣言があったとき	全職員	<p>2 配備区分 市は次の区分により、あらかじめ市職員の非常配備体制を定め、迅速な動員の確保に努める。</p> <table border="1" data-bbox="1187 446 2110 1225"> <thead> <tr> <th>区分</th> <th>(削除)</th> <th>指令名</th> <th>指令基準</th> <th>配備人員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">警戒態勢</td> <td>(削除)</td> <td>第1警戒配備</td> <td>災害が発生するおそれがあるが、推測が困難で今後の状況の推移に注意を要するとき</td> <td>(1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>第2警戒配備</td> <td>災害が発生するおそれがあるとき</td> <td>軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">災害対策本部</td> <td>(削除)</td> <td>第1非常配備</td> <td>(1) 小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき (2) 県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき</td> <td>災害に対する応急対策活動に必要な人員</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>第2非常配備</td> <td>相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき</td> <td>総合的な応急対策活動に必要な人員</td> </tr> <tr> <td>(削除)</td> <td>第3非常配備</td> <td>原子力緊急事態宣言があったとき</td> <td>全職員</td> </tr> </tbody> </table>	区分	(削除)	指令名	指令基準	配備人員	警戒態勢	(削除)	第1警戒配備	災害が発生するおそれがあるが、推測が困難で今後の状況の推移に注意を要するとき	(1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員	(削除)	第2警戒配備	災害が発生するおそれがあるとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員	災害対策本部	(削除)	第1非常配備	(1) 小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき (2) 県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員	(削除)	第2非常配備	相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき	総合的な応急対策活動に必要な人員	(削除)	第3非常配備	原子力緊急事態宣言があったとき	全職員
区分	フェーズ	指令名	指令基準	配備人員																																																				
警戒態勢	フェーズ1: 黄(イエロー)	第1警戒配備	災害が発生するおそれがあるが、推測が困難で今後の状況の推移に注意を要するとき	(1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員																																																				
	フェーズ2: 黄(イエロー)	第2警戒配備	災害が発生するおそれがあるとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員																																																				
災害対策本部	フェーズ3: 橙(オレンジ)	第1非常配備	(1) 小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき (2) 県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員																																																				
	フェーズ4: 橙(オレンジ)	第2非常配備	相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき	総合的な応急対策活動に必要な人員																																																				
	フェーズ5: 赤(レッド)	第3非常配備	原子力緊急事態宣言があったとき	全職員																																																				
区分	(削除)	指令名	指令基準	配備人員																																																				
警戒態勢	(削除)	第1警戒配備	災害が発生するおそれがあるが、推測が困難で今後の状況の推移に注意を要するとき	(1) 平常行政体制 (2) 災害対策関係部課は、情報収集及び伝達に必要な人員																																																				
	(削除)	第2警戒配備	災害が発生するおそれがあるとき	軽微な災害に対する応急対策活動に必要な人員																																																				
災害対策本部	(削除)	第1非常配備	(1) 小規模又は相当規模の災害が発生したとき、若しくは発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき (2) 県外の原子力発電所等において事故が発生したとき、又は発生するおそれがあり、市長が必要と認めたとき	災害に対する応急対策活動に必要な人員																																																				
	(削除)	第2非常配備	相当規模の災害が発生し、市長が必要と認めたとき	総合的な応急対策活動に必要な人員																																																				
	(削除)	第3非常配備	原子力緊急事態宣言があったとき	全職員																																																				

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）				
513	<p>■非常配備体制の任務</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="226 240 371 518">市役所</td> <td data-bbox="371 240 1144 518"> ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 518 371 762">地区連絡所</td> <td data-bbox="371 518 1144 762"> <p><u>ア 避難所としての地区連絡所の開設</u> （「清須市災害対策本部〇〇〇地区連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにすることが第1任務である。） ※ 要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと</p> <p><u>イ 市役所及び地区内防災関係機関との連絡</u> <u>ウ 地区内の市民の避難誘導</u> <u>エ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力</u> <u>オ 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動</u></p> </td> </tr> </table>	市役所	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備	地区連絡所	<p><u>ア 避難所としての地区連絡所の開設</u> （「清須市災害対策本部〇〇〇地区連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにすることが第1任務である。） ※ 要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと</p> <p><u>イ 市役所及び地区内防災関係機関との連絡</u> <u>ウ 地区内の市民の避難誘導</u> <u>エ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力</u> <u>オ 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動</u></p>	
市役所	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備					
地区連絡所	<p><u>ア 避難所としての地区連絡所の開設</u> （「清須市災害対策本部〇〇〇地区連絡所」の看板を大きく掲げ、周辺住民にその存在を明らかにすることが第1任務である。） ※ 要員の参集状況に応じて以下のような任務を果たすこと</p> <p><u>イ 市役所及び地区内防災関係機関との連絡</u> <u>ウ 地区内の市民の避難誘導</u> <u>エ 避難所、救護所の開設その他救護活動への協力</u> <u>オ 災害初期の地区内の情報収集連絡及び広報活動</u></p>					
515	<p>4 職員の配置及び服務</p> <p>(2) 職員動員の報告</p> <p>各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、<u>その累計を</u>各部長を通じて企画部（人事秘書班）に報告する。</p>	<p>■非常配備体制の任務</p> <table border="1"> <tr> <td data-bbox="1189 240 1335 518">市役所</td> <td data-bbox="1335 240 2107 518"> ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 518 1335 560"><u>(削除)</u></td> <td data-bbox="1335 518 2107 560"><u>(削除)</u></td> </tr> </table> <p>4 職員の配置及び服務</p> <p>(2) 職員動員の報告</p> <p>各部課（班）は、所定の様式で職員の参集状況を記録し、<u>(削除)</u>各部長を通じて企画部（人事秘書班）に報告する。</p>	市役所	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>
市役所	ア 職員に対する動員指示の連絡 イ 防災行政無線（同報系）による市民への防災情報に関する広報 ウ 参集途上の報告・調査要員派遣その他の方法による情報収集 エ 県及び自衛隊・消防その他防災関係機関との連絡 オ 警戒本部又は災害対策本部開設の準備 カ 避難所・救護所の開設、重傷者搬送先病院の確保その他医療救護活動のための準備 キ 水の緊急確保（消火・病院用最優先）のための準備 ク 緊急道路の確保その他交通規制のための準備					
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>					

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
516	<p>災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p> <p>災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 【本部会議】 <ul style="list-style-type: none"> 本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理部長 建設部長 議会事務局 庶務課長 消防課長 【総務部】 <ul style="list-style-type: none"> 財政班・財産管理班/税務・収納班/ 会計班/監査事務班/消防班 【企画部】 <ul style="list-style-type: none"> 人事総務班/ 企画政策・企業誘致班 【市民環境部】 <ul style="list-style-type: none"> 市民班/各市民サービスセンター班/ 保険年金班/生活環境班/産業班 【健康福祉部】 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉班/児童福祉班/高齢福祉班/ 保健班 【建設部】 <ul style="list-style-type: none"> 土木班/都市計画・新清洲駅周辺まち くり班/上下水道班 【教育部】 <ul style="list-style-type: none"> 学校教育班/生涯学習・スポーツ班/ 給食センター班/学校班 【議会事務局】 <ul style="list-style-type: none"> 議事調査班 <p>【本部事務局】 危機管理・総務班/消防班</p>	<p>災害対策本部の組織図（第3非常配備体制）</p> <p>災害対策本部</p> <ul style="list-style-type: none"> 【本部（削除）会議】 <ul style="list-style-type: none"> 本部長（市長） 副本部長（副市長、教育長） 企画部長 総務部長 危機管理部長 市民環境部長 健康福祉部長 教育部長 会計管理部長 建設部長 議会事務局 庶務課長 消防課長 【総務部】 <ul style="list-style-type: none"> 財政班・財産管理班/税務・収納班/ 会計班/監査事務班/消防班 【企画部】 <ul style="list-style-type: none"> 人事総務班/ 企画政策・企業誘致班 【市民環境部】 <ul style="list-style-type: none"> 市民班/各市民サービスセンター班/ 保険年金班/生活環境班/産業班 【健康福祉部】 <ul style="list-style-type: none"> 社会福祉班/児童福祉班/高齢福祉班/ 健康推進・子ども家庭班 【建設部】 <ul style="list-style-type: none"> 土木班/都市計画・新清洲駅周辺まち くり班/上下水道班 【教育部】 <ul style="list-style-type: none"> 学校教育班/生涯学習・スポーツ班/ 給食センター班/学校班 【議会事務局】 <ul style="list-style-type: none"> 議事調査班 <p>【本部事務局】 危機管理・総務班/消防班</p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）																														
519	<p>所掌事務</p> <p style="text-align: right;">部長：健康福祉部長 部長代理：健康福祉部次長</p> <table border="1" data-bbox="226 331 1144 1054"> <thead> <tr> <th data-bbox="226 331 286 395">部</th> <th data-bbox="286 331 501 395">班 (班長)</th> <th data-bbox="501 331 1144 395">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="226 395 286 464"></td> <td data-bbox="286 395 501 464">社会福祉班 (社会福祉課長)</td> <td data-bbox="501 395 1144 464">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 464 286 533"></td> <td data-bbox="286 464 501 533">高齢福祉班 (高齢福祉課長)</td> <td data-bbox="501 464 1144 533">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 533 286 751">健 康 福 祉 部</td> <td data-bbox="286 533 501 751">児 童 福 祉 班 (子育て支援課長)</td> <td data-bbox="501 533 1144 751"> 1 保育園児・(追加)児童館児童の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児(追加)の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園等の休園及び開園の措置に関する事 (追加) 5 保育料の減免措置に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="226 751 286 1054"></td> <td data-bbox="286 751 501 1054">保 健 班 (健康推進課長)</td> <td data-bbox="501 751 1144 1054"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 10 死亡動物(ペット)の処置に関する事 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班長)	所 掌 事 務		社会福祉班 (社会福祉課長)	(略)		高齢福祉班 (高齢福祉課長)	(略)	健 康 福 祉 部	児 童 福 祉 班 (子育て支援課長)	1 保育園児・ (追加) 児童館児童の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児 (追加) の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園等の休園及び開園の措置に関する事 (追加) 5 保育料の減免措置に関する事		保 健 班 (健康推進課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 10 死亡動物(ペット)の処置に関する事	<p>所掌事務</p> <p style="text-align: right;">部長：健康福祉部長 部長代理：健康福祉部次長</p> <table border="1" data-bbox="1189 331 2107 1054"> <thead> <tr> <th data-bbox="1189 331 1249 395">部</th> <th data-bbox="1249 331 1464 395">班 (班長)</th> <th data-bbox="1464 331 2107 395">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1189 395 1249 464"></td> <td data-bbox="1249 395 1464 464">社会福祉班 (社会福祉課長)</td> <td data-bbox="1464 395 2107 464">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 464 1249 533"></td> <td data-bbox="1249 464 1464 533">高齢福祉班 (高齢福祉課長)</td> <td data-bbox="1464 464 2107 533">(略)</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 533 1249 751">健 康 福 祉 部</td> <td data-bbox="1249 533 1464 751">児 童 保 育 班 (児童保育課長)</td> <td data-bbox="1464 533 2107 751"> 1 保育園児、幼稚園児及び児童館児童の安全確保及び避難誘導に 関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児、幼稚園児の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園等の休園及び開園の措置に関する事 5 被災した保育園児、幼稚園児、児童館児童の救護に関する事 6 保育料の減免措置に関する事 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="1189 751 1249 1054"></td> <td data-bbox="1249 751 1464 1054">健康推進・こども家産班 (健康推進課長)</td> <td data-bbox="1464 751 2107 1054"> 1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 (削除) </td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班長)	所 掌 事 務		社会福祉班 (社会福祉課長)	(略)		高齢福祉班 (高齢福祉課長)	(略)	健 康 福 祉 部	児 童 保 育 班 (児童保育課長)	1 保育園児、 幼稚園児及び 児童館児童の安全確保及び避難誘導に 関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児、 幼稚園児 の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園等の休園及び開園の措置に関する事 5 被災した保育園児、幼稚園児、児童館児童の救護に関する事 6 保育料の減免措置に関する事		健康推進・こども家産班 (健康推進課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 (削除)
	部	班 (班長)	所 掌 事 務																													
	社会福祉班 (社会福祉課長)	(略)																														
	高齢福祉班 (高齢福祉課長)	(略)																														
健 康 福 祉 部	児 童 福 祉 班 (子育て支援課長)	1 保育園児・ (追加) 児童館児童の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児 (追加) の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園等の休園及び開園の措置に関する事 (追加) 5 保育料の減免措置に関する事																														
	保 健 班 (健康推進課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 10 死亡動物(ペット)の処置に関する事																														
部	班 (班長)	所 掌 事 務																														
	社会福祉班 (社会福祉課長)	(略)																														
	高齢福祉班 (高齢福祉課長)	(略)																														
健 康 福 祉 部	児 童 保 育 班 (児童保育課長)	1 保育園児、 幼稚園児及び 児童館児童の安全確保及び避難誘導に 関すること 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 保育園児、 幼稚園児 の安否確認及び被害状況調査に関する事 4 保育園等の休園及び開園の措置に関する事 5 被災した保育園児、幼稚園児、児童館児童の救護に関する事 6 保育料の減免措置に関する事																														
	健康推進・こども家産班 (健康推進課長)	1 所管施設の利用者の安全確保及び避難誘導に関する事 2 所管施設の被害状況調査及び応急復旧に関する事 3 医師会等医療関係機関との連絡調整に関する事 4 医療資機材、薬品等の調達に関する事 5 保健所との連絡調整に関する事 6 医療ボランティアの受入れ及び調整に関する事 7 感染症予防に関する事 8 医療、助産及び健康診査に関する事 9 避難所における健康管理に関する事 (削除)																														

「清須市地域防災計画」新旧対照表（原子力災害対策計画）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）																								
520	<p style="text-align: right;">部長：教育部長 部長代理：教育部次長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">部</th> <th style="width: 15%;">班 (班長)</th> <th style="width: 80%;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">教 育 部</td> <td style="text-align: center;">学 校 教 育 班 (学校教育部長)</td> <td> 1 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 2 避難者の誘導及び受入れに関すること。 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること。 4 被災幼児、児童及び生徒への学用品の支給に関すること。 5 応急教育等に関すること。 6 授業料等の減免措置に関すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習・スポーツ班 (生涯学習部長)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給食センター班 (給食センター所長)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学 校 班 (学 校 長)</td> <td> 1 幼児、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 幼児、児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること。 4 被災幼児、児童及び生徒への救護に関すること。 5 休校等の応急措置に関すること。 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 7 避難者の誘導及び受入れに関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班長)	所 掌 事 務	教 育 部	学 校 教 育 班 (学校教育部長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 2 避難者の誘導及び受入れに関すること。 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること。 4 被災 幼児 、児童及び生徒への学用品の支給に関すること。 5 応急教育等に関すること。 6 授業料 等の減免措置に関すること。	生涯学習・スポーツ班 (生涯学習部長)	(略)	給食センター班 (給食センター所長)	(略)	学 校 班 (学 校 長)	1 幼児 、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 幼児 、児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること。 4 被災 幼児 、児童及び生徒への救護に関すること。 5 休校等の応急措置に関すること。 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 7 避難者の誘導及び受入れに関すること。	<p style="text-align: right;">部長：教育部長 部長代理：教育部次長</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 5%;">部</th> <th style="width: 15%;">班 (班長)</th> <th style="width: 80%;">所 掌 事 務</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">教 育 部</td> <td style="text-align: center;">学 校 教 育 班 (学校教育部長)</td> <td> 1 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 2 避難者の誘導及び受入れに関すること。 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること。 4 被災(削除)児童及び生徒への学用品の支給に関すること。 5 応急教育等に関すること。 6 授業料等の減免措置に関すること。 </td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">生涯学習・スポーツ班 (生涯学習部長)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">給食センター班 (給食センター所長)</td> <td style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">学 校 班 (学 校 長)</td> <td> 1 (削除)児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 (削除)児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること。 4 被災(削除)児童及び生徒への救護に関すること。 5 休校等の応急措置に関すること。 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 7 避難者の誘導及び受入れに関すること。 </td> </tr> </tbody> </table>	部	班 (班長)	所 掌 事 務	教 育 部	学 校 教 育 班 (学校教育部長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 2 避難者の誘導及び受入れに関すること。 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること。 4 被災 (削除) 児童及び生徒への学用品の支給に関すること。 5 応急教育等に関すること。 6 授業料 等の減免措置に関すること。	生涯学習・スポーツ班 (生涯学習部長)	(略)	給食センター班 (給食センター所長)	(略)	学 校 班 (学 校 長)	1 (削除) 児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 (削除) 児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること。 4 被災 (削除) 児童及び生徒への救護に関すること。 5 休校等の応急措置に関すること。 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 7 避難者の誘導及び受入れに関すること。
部	班 (班長)	所 掌 事 務																								
教 育 部	学 校 教 育 班 (学校教育部長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 2 避難者の誘導及び受入れに関すること。 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること。 4 被災 幼児 、児童及び生徒への学用品の支給に関すること。 5 応急教育等に関すること。 6 授業料 等の減免措置に関すること。																								
	生涯学習・スポーツ班 (生涯学習部長)	(略)																								
	給食センター班 (給食センター所長)	(略)																								
	学 校 班 (学 校 長)	1 幼児 、児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 幼児 、児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること。 4 被災 幼児 、児童及び生徒への救護に関すること。 5 休校等の応急措置に関すること。 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 7 避難者の誘導及び受入れに関すること。																								
部	班 (班長)	所 掌 事 務																								
教 育 部	学 校 教 育 班 (学校教育部長)	1 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 2 避難者の誘導及び受入れに関すること。 3 学校の被害状況等の取りまとめに関すること。 4 被災 (削除) 児童及び生徒への学用品の支給に関すること。 5 応急教育等に関すること。 6 授業料 等の減免措置に関すること。																								
	生涯学習・スポーツ班 (生涯学習部長)	(略)																								
	給食センター班 (給食センター所長)	(略)																								
	学 校 班 (学 校 長)	1 (削除) 児童及び生徒の安全確保及び避難誘導に関すること。 2 学校施設の被害状況調査及び応急復旧に関すること。 3 (削除) 児童及び生徒の安否確認及び被災状況調査に関すること。 4 被災 (削除) 児童及び生徒への救護に関すること。 5 休校等の応急措置に関すること。 6 避難所の開設、運営及び管理に関すること。 7 避難者の誘導及び受入れに関すること。																								
	第3編 県外の原子力発電所等における異常時対策	第3編 県外の原子力発電所等における異常時対策																								
	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策	第4章 県外の原子力発電所等における異常時対策																								
	第9節 飲料水・食品等の摂取制限等	第9節 飲料水・食品等の摂取制限等																								
534	<p>1 飲料水・食品等の摂取制限等</p> <p>市及び水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき及び自ら実施したモニタリングの結果等により、<u>原子力規制庁及び厚生労働省</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。</p>	<p>1 飲料水・食品等の摂取制限等</p> <p>市及び水道事業者等は、国及び県からの指示又は要請があったとき及び自ら実施したモニタリングの結果等により、<u>国</u>が示す指標等を超え、又は超えるおそれがあると認められるときは、水道水の摂取制限等の必要な措置を行う。</p>																								

「清須市地域防災計画」新旧対照表（別紙 東海地震に関する事前対策）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）
	別紙 東海地震に関する事前対策	別紙 東海地震に関する事前対策
	第4章 発災に備えた直前対策	第4章 発災に備えた直前対策
	第4節 交通対策	第4節 交通対策
14	<p>1 道路</p> <p>(5) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条 <u>(追記)</u> の規定により緊急輸送車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両<u>等届出書</u>」を西枇杷島警察署に提出する。</p> <p>ウ 緊急輸送車両であると確認したときは、西枇杷島警察署は「緊急輸送車両確認証明書」を「標章」とともに<u>申請者</u>に交付する。</p> <p><u>(追記)</u></p>	<p>1 道路</p> <p>(5) 緊急輸送車両の確認</p> <p>ア 県公安委員会が大震法第24条の規定により、緊急輸送を行う車両以外の車両について通行の禁止又は制限を行った場合、県又は県公安委員会は、大震法施行令第12条 <u>第1項</u> の規定により緊急輸送車両の確認を行う。</p> <p>イ 緊急輸送車両であることの確認を受けようとする車両の使用者は、「緊急通行車両<u>確認申出書</u>」を西枇杷島警察署に提出する。</p> <p>ウ 緊急輸送車両であると確認したときは、西枇杷島警察署は「緊急輸送車両確認証明書」を「標章」とともに<u>申出者</u>に交付する。</p> <p><u>(6) 緊急輸送車両確認の効力</u></p> <p><u>大規模地震対策特別措置法施行令第12条第1項の規定に基づき、緊急輸送車両であることの確認を受け、現に緊急輸送に従事している際に、警戒宣言に係る地震が発生した場合には、災害対策基本法施行令第33条第5項の規定に基づき、同条第1項の規定による確認を受けるまでもなく、当該緊急輸送に従事することができる。</u></p>

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和6年1月修正）					修正後（令和7年1月修正）				
	第3 各種施設等					第3 各種施設等				
	1 防災上注意すべき施設					1 防災上注意すべき施設				
	(2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設					(2) 洪水時の避難確保が必要な要配慮者施設				
No	施設種別	施設の名称	住所	電話番号	浸水想定区域					
					庄内川	新川	五条川	木曾川	福田川	
1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○		
2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○		
(略)										
6	デイサービスセンター	福神デイサービス	西枇杷島町小野田34番地1	052-505-5517	○	○	○	○		
(追加)										
(追加)										
7	(略)									
(略)										
15	障害福祉サービス事業所	結和のおうち小田井	西枇杷島町北大和205番地	052-482-7887	○	○			○	
(追加)										
(追加)										
(追加)										
16	(略)									
(略)										
38	こども園	はなのもりこども園	西枇杷島城並1丁目9-17	052-908-1187	○	○			○	
(追加)										
39	(略)									
(略)										
50	中学校	春日中学校	春日振形126番地	052-400-3174	○	○			○	
(追加)										
1	病院	新川病院	土器野267番地	052-400-2711	○	○	○	○		
2	有床診療所	名西クリニック	桃栄二丁目230番地	052-400-1121	○	○	○	○		
(略)										
6	デイサービスセンター	福神デイサービス	西枇杷島町小野田34番地1	052-505-5517	○	○	○	○		
7	デイサービスセンター	デイサービス花咲	西枇杷島町押花47番地	052-618-8739	○	○				
8	社会福祉施設	清須市社会福祉協議会	一場古城604番地15	052-401-0031	○	○	○			
9	(略)									
(略)										
17	障害福祉サービス事業所	結和のおうち小田井	西枇杷島町北大和205番地	052-482-7887	○	○			○	
18	障害福祉サービス事業所	セブンデイズきよす	春日西牧前75番地2	050-5865-0466				○		
19	障害福祉サービス事業所	セブンデイズファーム	春日西牧南38番地1	052-401-2201				○		
20	障害福祉サービス事業所	ほまれの家清須	清洲1806番地 N.T.T.西日本新川清洲ビル1階	052-325-4572	○	○	○	○		
21	(略)									
(略)										
43	こども園	はなのもりこども園	西枇杷島町城並一丁目9-17	052-908-1187	○	○			○	
44	こども園	ゆうあいこども園	一場558番地2	052-908-2415	○			○	○	
45	(略)									
(略)										
56	中学校	春日中学校	春日振形126番地	052-400-3174	○	○			○	
57	保育施設	ゆめっこ園	春日夢の森16番地	052-325-5144				○		

10

「清須市地域防災計画」新旧対照表（附属資料・様式集）

頁	修正前（令和6年1月修正）	修正後（令和7年1月修正）																																																																																																
	第3 各種施設等	第3 各種施設等																																																																																																
	2 避難場所・避難所	2 避難場所・避難所																																																																																																
14	(3) 指定避難所	(3) 指定避難所																																																																																																
	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>収容可能人数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>春日中学校</td> <td>春日振形126番地</td> <td>052-400-3174</td> <td>5606.00</td> <td>1,868</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>春日小学校</td> <td>春日振形131番地</td> <td>052-400-3029</td> <td>6852.00</td> <td>2,284</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td><u>清洲保健センター</u></td> <td>清洲一丁目6番地1</td> <td><u>052-408-5639</u></td> <td><u>517.00</u></td> <td><u>172</u></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">～</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">計</td> <td><u>97,576.93</u></td> <td><u>32,517</u></td> </tr> </tbody> </table>	No	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容可能人数 (人)	1	春日中学校	春日振形126番地	052-400-3174	5606.00	1,868	2	春日小学校	春日振形131番地	052-400-3029	6852.00	2,284	(略)						15	<u>清洲保健センター</u>	清洲一丁目6番地1	<u>052-408-5639</u>	<u>517.00</u>	<u>172</u>	16	(略)					～						計				<u>97,576.93</u>	<u>32,517</u>	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>施設名</th> <th>所在地</th> <th>電話番号</th> <th>面積 (㎡)</th> <th>収容可能人数 (人)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>春日中学校</td> <td>春日振形126番地</td> <td>052-400-3174</td> <td>5606.00</td> <td>1,868</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>春日小学校</td> <td>春日振形131番地</td> <td>052-400-3029</td> <td>6852.00</td> <td>2,284</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>15</td> <td><u>五条川防災センター</u></td> <td>清洲一丁目6番地1</td> <td><u>052-693-5010</u></td> <td><u>1344.57</u></td> <td><u>448</u></td> </tr> <tr> <td>16</td> <td colspan="5" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="6" style="text-align: center;">～</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: right;">計</td> <td><u>98404.5</u></td> <td><u>32,793</u></td> </tr> </tbody> </table>	No	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容可能人数 (人)	1	春日中学校	春日振形126番地	052-400-3174	5606.00	1,868	2	春日小学校	春日振形131番地	052-400-3029	6852.00	2,284	(略)						15	<u>五条川防災センター</u>	清洲一丁目6番地1	<u>052-693-5010</u>	<u>1344.57</u>	<u>448</u>	16	(略)					～						計				<u>98404.5</u>	<u>32,793</u>
	No	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容可能人数 (人)																																																																																												
	1	春日中学校	春日振形126番地	052-400-3174	5606.00	1,868																																																																																												
	2	春日小学校	春日振形131番地	052-400-3029	6852.00	2,284																																																																																												
	(略)																																																																																																	
	15	<u>清洲保健センター</u>	清洲一丁目6番地1	<u>052-408-5639</u>	<u>517.00</u>	<u>172</u>																																																																																												
	16	(略)																																																																																																
	～																																																																																																	
	計				<u>97,576.93</u>	<u>32,517</u>																																																																																												
No	施設名	所在地	電話番号	面積 (㎡)	収容可能人数 (人)																																																																																													
1	春日中学校	春日振形126番地	052-400-3174	5606.00	1,868																																																																																													
2	春日小学校	春日振形131番地	052-400-3029	6852.00	2,284																																																																																													
(略)																																																																																																		
15	<u>五条川防災センター</u>	清洲一丁目6番地1	<u>052-693-5010</u>	<u>1344.57</u>	<u>448</u>																																																																																													
16	(略)																																																																																																	
～																																																																																																		
計				<u>98404.5</u>	<u>32,793</u>																																																																																													
	3 防災備蓄倉庫一覧	3 防災備蓄倉庫一覧																																																																																																
15	<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>春日中学校</td> <td>春日振形126番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>春日小学校</td> <td>春日振形131番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td><u>清洲保健センター</u></td> <td>清洲一丁目6番地1</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>28</u></td> <td><u>清洲保健センター備蓄倉庫</u></td> <td><u>清洲一丁目6番地1</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>29</u></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">～</td> </tr> </tbody> </table>	No	施設名称	所在地	備考	1	春日中学校	春日振形126番地		2	春日小学校	春日振形131番地		(略)				13	<u>清洲保健センター</u>	清洲一丁目6番地1		(略)				<u>28</u>	<u>清洲保健センター備蓄倉庫</u>	<u>清洲一丁目6番地1</u>		<u>29</u>	(略)			～				<table border="1"> <thead> <tr> <th>No</th> <th>施設名称</th> <th>所在地</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>春日中学校</td> <td>春日振形126番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>春日小学校</td> <td>春日振形131番地</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td>13</td> <td><u>五条川防災センター</u></td> <td>清洲一丁目6番地1</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td><u>(削除)</u></td> <td></td> </tr> <tr> <td><u>28</u></td> <td colspan="3" style="text-align: center;">(略)</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">～</td> </tr> </tbody> </table>	No	施設名称	所在地	備考	1	春日中学校	春日振形126番地		2	春日小学校	春日振形131番地		(略)				13	<u>五条川防災センター</u>	清洲一丁目6番地1		(略)				<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>		<u>28</u>	(略)			～																											
	No	施設名称	所在地	備考																																																																																														
	1	春日中学校	春日振形126番地																																																																																															
	2	春日小学校	春日振形131番地																																																																																															
	(略)																																																																																																	
	13	<u>清洲保健センター</u>	清洲一丁目6番地1																																																																																															
	(略)																																																																																																	
	<u>28</u>	<u>清洲保健センター備蓄倉庫</u>	<u>清洲一丁目6番地1</u>																																																																																															
	<u>29</u>	(略)																																																																																																
	～																																																																																																	
No	施設名称	所在地	備考																																																																																															
1	春日中学校	春日振形126番地																																																																																																
2	春日小学校	春日振形131番地																																																																																																
(略)																																																																																																		
13	<u>五条川防災センター</u>	清洲一丁目6番地1																																																																																																
(略)																																																																																																		
<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>	<u>(削除)</u>																																																																																																
<u>28</u>	(略)																																																																																																	
～																																																																																																		